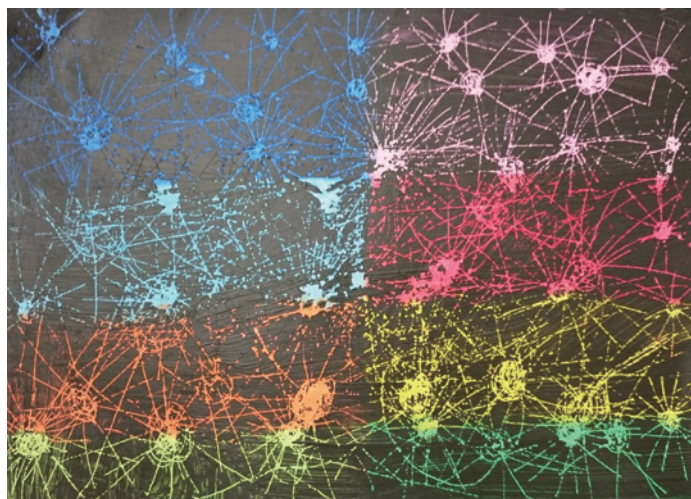


第3期 米原市障がい者計画



平成30年(2018年)3月

米原市

第3期 米原市障がい者計画

ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原

表紙：滋賀県立長浜養護学校の児童生徒さんに提供いただいたアール・ブリュット（生の芸術）作品です。

はじめに



本市では、平成 29 年に第 2 次米原市総合計画を策定し、基本構想に定める将来像「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」の実現に向けて、様々な施策を推進しています。

障がい者福祉につきましては、平成 24 年 3 月に第 2 期米原市障がい者計画を策定し、障がいにとらわれず、全ての人が地域や家庭で自立した暮らしができるまちを目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、「共にみとめあい、絆でささえあうまち 米原」を基本目標に、これまでその実現に向けて取り組んできました。

このたび、この第 2 期米原市障がい者計画と第 4 期米原市障がい福祉計画が、目標年度の終了を迎えることから、2 つの計画を同時に見直すこととし、この間の法律や制度改正、また障がい者や事業者等のニーズや実態を踏まえ、平成 35 年度 (2023 年度) を目標年度とする第 3 期米原市障がい者計画を策定しました。

本計画では、平成 26 年 1 月に批准された「障害者権利条約」に示された新しい考え方や理念を踏まえ、障がいのある人を生きづらくさせているハード、ソフト両面の障壁を取り除き、障がいのある人をありのまま受け入れられるように、社会、地域が変わっていくこと、また、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援していくことが重要であるとの認識から、「ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」を基本理念としました。そして、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが等しくかけがえのない個人として認めあい、尊重され、分け隔てられることなく支え合い、ともに暮らせる社会の実現を目指し、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進することとしています。

今後は、本計画の趣旨や内容を積極的に周知するとともに、市民の皆様と一体となって取り組んでいきたいと考えていますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、障がい者計画等審議会委員の皆様を始め、アンケート調査やパブリックコメントなどを通して貴重な御意見、御提言をいただいた多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

米原市長 伊藤道雄

目次

計画の策定に当たって _____ 1	
1 計画策定の背景・趣旨 _____ 1	(2) アンケートの実施 _____ 2
2 計画の性格 _____ 1	(3) 団体ヒアリングの実施 _____ 2
3 計画の期間 _____ 2	(4) 障がいのある人の現状把握 _____ 3
4 計画の作成体制 _____ 2	5 福祉圏域 _____ 3
(1) 障がい者計画等審議会 _____ 2	
第1章 障がい者手帳の所持者数等 _____ 5	
1 人口の推移 _____ 5	(3) 精神障がいのある人（精神保健福祉障 手帳所持者） _____ 11
2 障がいのある人の状況 _____ 6	(4) 難病患者等 _____ 12
(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳 所持者） _____ 6	3 障害支援区分 _____ 13
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者） - 9	
第2章 主なサービスの状況 _____ 15	
1 教育・早期療育 _____ 15	(1) 健康診査 _____ 25
(1) 障がい児保育 _____ 15	(2) 訪問指導・相談 _____ 27
(2) 障害児通所支援 _____ 16	(3) 発達相談 _____ 27
(3) 通級指導教室 _____ 18	(4) 自立支援医療 _____ 28
(4) 障害児相談支援 _____ 18	(5) 福祉医療費助成 _____ 28
2 学校教育・子育て支援 _____ 19	5 生活支援 _____ 29
(1) 特別支援学校 _____ 19	(1) 障害福祉サービス _____ 29
(2) 特別支援学級 _____ 19	(2) 地域生活支援事業 _____ 30
(3) 巡回相談・就学指導 _____ 21	6 地域福祉 _____ 31
(4) 放課後児童クラブ _____ 21	(1) 障がい者の団体 _____ 31
3 雇用・就業 _____ 22	(2) 相談員 _____ 31
(1) 職業紹介等の状況 _____ 22	(3) 権利擁護センター _____ 31
(2) 市内事業所の障がい者の雇用状況 _____ 24	7 まちづくり _____ 32
(3) 市の障がい者の雇用状況 _____ 24	(1) 公共施設のバリアフリー化の状況 _____ 32
4 保健・医療 _____ 25	

第3章 課題と今後の取組 33

1 差別の解消と権利擁護	33	6 生活支援	38
2 地域福祉の推進	34	7 スポーツ・文化芸術活動	40
3 障がいのある児童生徒の教育・療 育・子育て支援	35	8 生活環境	41
4 雇用・就業	36	9 情報・意思疎通支援	42
5 保健・医療	37		

第4章 基本理念等 43

1 基本理念	43	(2) 生活介護等の充実	47
2 分野別目標	44	(3) 新たな就労継続支援事業の創設（農福 連携事業の推進）	48
3 施策の体系	45	(4) 基幹相談支援センターの設置	49
4 重点施策	47		
(1) グループホームの整備促進と地域生活 を支える訪問系サービスの充実	47		

第5章 分野別計画 51

分野別目標Ⅰ 障がいのある人の権利擁護と地域福祉の推進

1 差別の解消と権利擁護	52	(4) 障がいのある人の権利擁護	54
(1) 啓発・広報の推進	52	2 地域福祉の推進	55
(2) 福祉教育の推進	53	(1) ボランティアの育成	55
(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	53	(2) 地域福祉活動の推進	55

分野別目標Ⅱ 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

1 障がいのある児童生徒の教育・療 育・子育て支援	58	(3) 子育て支援の充実	61
(1) 早期療育の充実	58	2 雇用・就業	62
(2) インクルーシブ教育の推進	59	(1) 雇用の場の拡大	62
		(2) 個々に応じた就労支援	63

分野別目標Ⅲ 日々の暮らしの基盤づくり

1 保健・医療	66	(3) 医療サービスの充実と医療職の確保	67
(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期 発見・早期治療の推進	66	2 生活支援	69
(2) 健康の保持増進	67	(1) 相談支援体制の充実	69
		(2) 訪問系サービスの充実	70

(3) 日中活動系（通所系）サービスの充実 --- 70	(7) その他の生活支援----- 73
(4) 居住の場の確保 ----- 71	3 スポーツ・文化芸術活動----- 75
(5) 経済的支援 ----- 72	(1) スポーツ・文化芸術活動の推進 ----- 75
(6) 高齢障がい者の高齢者サービス利用支援 --- 72	(2) 参加しやすい環境の整備----- 75

分野別目標Ⅳ 住みよい環境の基盤づくり

1 生活環境----- 77	2 情報・意思疎通支援----- 80
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり --- 77	(1) 情報提供の充実----- 80
(2) 安全な移動の確保 ----- 77	(2) 情報化社会への対応----- 80
(3) ソフト面からのバリアフリー化の推進 --- 78	(3) 意思疎通支援----- 81
(4) 防犯・防災対策の推進 ----- 78	(4) 手話言語条例の普及----- 81

資料 83

1 計画の策定経過----- 83	(18) 成年後見制度（身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児） ----- 106
2 米原市障がい者計画等審議会----- 85	(19) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業、身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児） ----- 106
(1) 米原市付属機関設置条例 ----- 85	(20) 調査票（身体障がい者用） ----- 107
(2) 米原市障がい者計画等審議会規則 ----- 86	4 関係団体ヒアリング----- 119
(3) 委員名簿 ----- 87	(1) 障がいへの理解、地域福祉活動について -- 119
3 アンケートの抜粋----- 88	(2) バリアフリー（ユニバーサルデザイン）について----- 119
(1) 改善してほしい障害福祉サービス、地域支援事業 ----- 88	(3) 防災・防犯について----- 120
(2) 現在の日中の過ごし方 ----- 89	(4) 教育について----- 120
(3) 今後の日中の過ごし方 ----- 90	(5) 早期療育・子育て支援について（児童発達支援、放課後等デイサービス等） -- 120
(4) 現在の仕事に従事している期間 ----- 91	(6) 雇用・就労について（一般就労、その他就労支援） ----- 121
(5) 仕事のことで困っていること ----- 92	(7) スポーツ・文化活動、余暇活動について -- 121
(6) 希望する学習形態（障がい児） ----- 93	(8) 生活支援について（障がい福祉サービス等） ----- 121
(7) いやな思い ----- 93	(9) 相談支援について----- 122
(8) 新しい考え方 ----- 94	(10) 医療・保健について----- 123
(9) これからの生活について ----- 96	(11) 市に重点的に取り組んでもらいたいこと（重点施策）について----- 123
(10) グループホームの利用時期 ----- 97	(12) その他----- 123
(11) 近所づきあい ----- 98	5 サービス事業所アンケート----- 124
(12) 点字（視覚障がい） ----- 99	
(13) 聴覚・言語障がい者のコミュニケーション手段 ----- 99	
(14) 米原市はバリアフリーが進んだか ---- 100	
(15) 災害時に困ると思われること ----- 101	
(16) 相談機関 ----- 102	
(17) 暮らしやすくなるために ----- 104	

(1) 緊急に整備が必要な（不足している） サービス -----	125	(5) 相談支援体制をさらに充実するため --	129
(2) サービスの提供、運営で困っていること --	127	(6) 市に重点的に取り組んでもらいたいこと --	130
(3) サービス提供を断ったこと -----	128	(7) その他-----	131
(4) 65 歳以上の障がい者の利用継続のために、 今後取り組んでいこうとしていること ----	129	5 用語解説 -----	132

計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市においては、平成24年3月に「共にみとめあい、絆でささえあうまち 米原」を基本目標とした「第2期米原市障がい者計画（計画期間は平成24年度～平成29年度）」および「第3期米原市障がい福祉計画（計画期間は平成24年度～平成26年度）」を策定し、グループホームの整備、児童発達支援センターの整備など、障がいのある人に関する施策を推進してきたところです。また、平成27年3月には「第4期米原市障がい福祉計画（計画期間は平成27年度～平成29年度）」を策定しています。

平成29年度に「第2期米原市障がい者計画」および「第4期米原市障がい福祉計画」が目標年度を迎えることから、新たな課題について検討し、2つの計画の見直しを同時に行うこととしました。

障がいのある人とその家族の高齢化、障がいの重度化や医療ケアの必要な障がい児者への支援の充実、更には生活介護など日中活動系サービスの確保、就労系サービスから一般就労への移行の促進、地域生活の場としてのグループホームの計画的な整備促進など、課題は少なくありません。

2 計画の性格

この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画です。

この計画は、米原市総合計画を上位計画とし、「まいばら福祉のまちづくり計画」、「いきいき高齢者プランまいばら」、「米原市子ども・子育て支援事業計画」および県の関連計画との調整を図りながら策定し、推進していきます。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき策定する「第5期米原市障がい福祉計画・第1期米原市障がい児福祉計画」に、今後3年間に必要な障害福祉サービス等の種類や必要量の見込みを盛り込みます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度(2018年度)から35年度(2023年度)までの6年間とします。ただし、国・県の動向、社会状況等により、必要に応じて見直しを行います。

計 画 期 間

年 度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
米原市障がい者計画		第2期					第3期		
			見直し						見直し
<参考> 米原市障がい福祉計画		第4期			第5期				
			見直し						
米原市障がい児福祉計画					第1期				
<参考> 障害者基本計画(国)									
<参考> 障害福祉計画(県) 障害児福祉計画(県)									

4 計画の作成体制

(1) 障がい者計画等審議会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、障がい福祉、保健医療、教育、商工・労働の関係者、障がい者団体、公募市民など、16人の委員構成による「米原市障がい者計画等審議会」において協議を行いました。

また、計画策定に当たり、関係課との調整を図り、多岐にわたる障がいのある人の施策について全庁的に検討し、現状の把握、課題の抽出および計画原案の作成を行いました。

(2) アンケートの実施

障がいのある人とその家族の方々の意見やニーズをつかみ計画に反映していくため、障がいのある人を対象にアンケートを実施しました。

(3) 団体ヒアリングの実施

障がいのある人等の関係団体およびサービス事業者から、ヒアリングシートの提出等

により、障がいのある人に関する施策への意見・要望等を伺いました。

(4) 障がいのある人の現状把握

庁内関係課はもとより、保健所、公共職業安定所等の提供による既存資料を基に、障がいのある人の現状、施策の状況等の把握に努めました。

5 福祉圏域

滋賀県では、7ブロックの福祉圏域を定めています。本市は、長浜市との2市で構成する湖北福祉圏域に属します。

また、湖北福祉圏域の2市が、連携協調して障がい者福祉事業の実施方策等を調査研究することにより、障がい者福祉事業を広域的に、かつ、より効果的に推進することを目的に「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を組織し、障がい福祉の向上のために取り組んでいます。

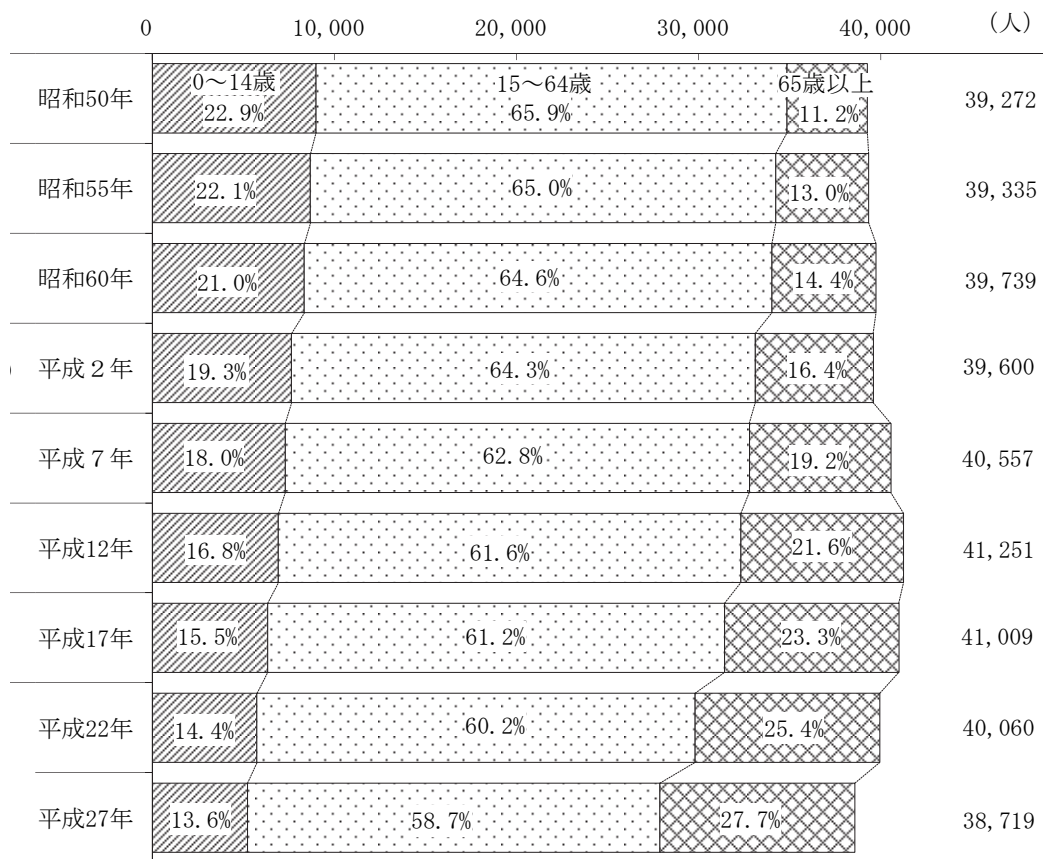
第1章 障がい者手帳の所持者数等

1 人口の推移

国勢調査によると、本市の総人口は平成27年10月1日現在38,719人です。平成7年、平成12年とやや増加傾向にありましたが、平成17年からは減少に転じています。

0～14歳人口の割合は低下が続くのにに対し、65歳以上人口の割合は上昇を続けています。この傾向は今後も続き、人口減少、少子高齢化が進んでいくものと予測されます。

図表1-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

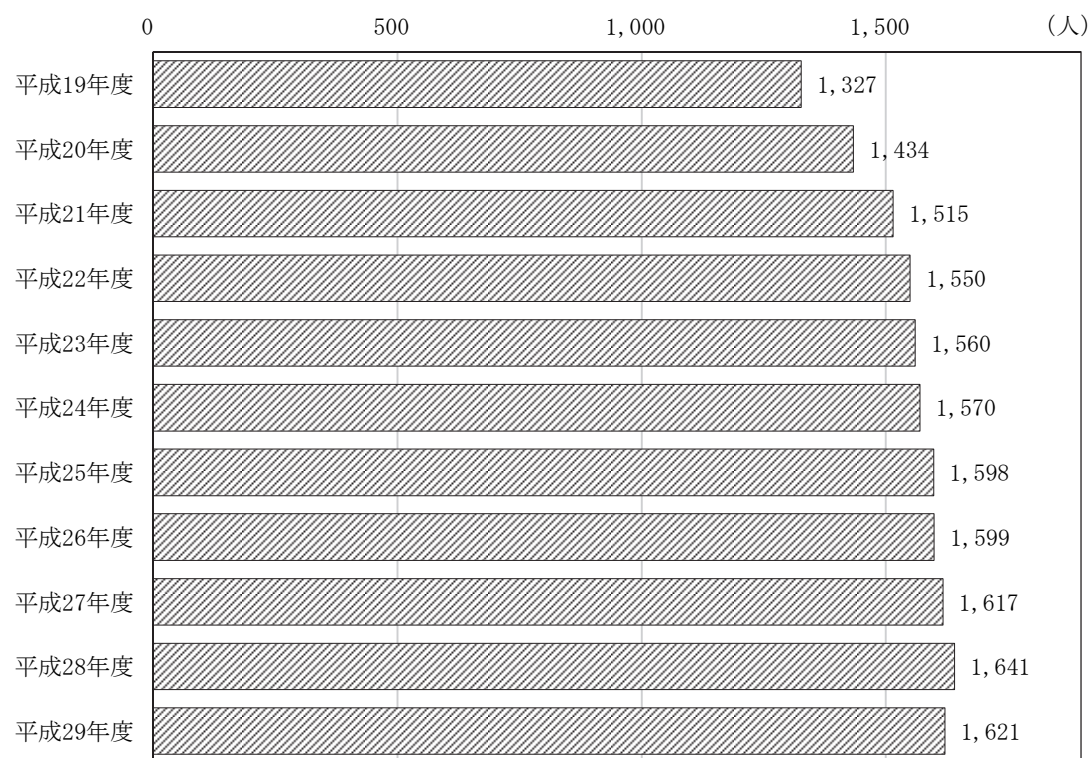
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,621人となっています。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年度は前年度を下回りました（図表1-2）。

身体障がいの種類別にみると、下肢・上肢・体幹障がいなどの肢体不自由が950人（58.6%）と最も多くなっています。内部障がいも467人（28.8%）を占め、増加傾向にあります（図表1-3）。

図表1-2 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表1-3 身体障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成24年度	90	126	939	415	1,570
平成25年度	88	126	953	431	1,598
平成26年度	85	128	959	427	1,599
平成27年度	75	123	976	443	1,617
平成28年度	76	131	978	456	1,641
平成29年度	76	128	950	467	1,621

(注) 各年度4月1日現在

障がい等級別にみると、平成29年度は1級・2級の重度は700人（43.2%）、3級・4級の中度が680人（41.9%）、5級・6級の軽度が241人（14.9%）となっています。この5年間の推移をみると、1級、4級、5級が増加し、2級、3級、6級は減少または横ばい状態です（図表1-4）。

身体障がいの種別・等級別にみると、視覚障がいおよび聴覚・言語障がいは2級が最も多く、肢体不自由は4級が多くなっています。内部障がいは最重度の1級が311人と最も多くなっています（図表1-5）。

年齢別にみると、65歳以上が76.1%を占めています（図表1-6）。

図表1-4 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成24年度	461	250	260	379	142	78	1,570
平成25年度	466	243	252	408	148	81	1,598
平成26年度	449	239	255	420	161	75	1,599
平成27年度	451	235	260	430	169	72	1,617
平成28年度	471	236	253	435	169	77	1,641
平成29年度	479	221	251	429	163	78	1,621

(注) 各年度4月1日現在

図表1-5 身体障がいの種別・等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	17	7	144	311	479
2 級	26	45	147	3	221
3 級	6	25	170	50	251
4 級	3	15	308	103	429
5 級	18	0	145	0	163
6 級	6	36	36	0	78
計	76	128	950	467	1,621

(注) 平成29年4月1日現在

図表1-6 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人、(%)

区 分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
平成29年度	23 (1.4)	79 (4.9)	286 (17.6)	1,233 (76.1)	1,621 (100.0)
(参考)平成23年度	32 (2.0)	72 (4.6)	316 (20.3)	1,140 (73.1)	1,560 (100.0)

(注) 各年度4月1日現在

図表 1-7 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区 分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	0	0	1	0	12	6	29	28	42	34	76
聴覚平衡機能障がい	2	1	4	3	7	12	35	42	48	58	106
聴 覚	2	1	4	3	7	12	35	42	48	58	106
平 衡 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	2	2	3	0	13	2	18	4	22
肢体不自由	9	10	26	24	83	93	295	410	413	537	950
上 肢	3	5	18	7	33	26	128	85	182	123	305
下 肢	0	1	5	5	38	58	139	300	182	364	546
体 幹	0	0	1	4	10	7	27	25	38	36	74
運 動 機 能	6	4	2	8	2	2	1	0	11	14	25
内 部 障 が い	1	0	9	8	43	27	221	158	274	193	467
心 臓 機 能	1	0	7	4	25	11	123	100	156	115	271
じ ん 臓 機 能	0	0	1	2	13	9	45	29	59	40	99
呼 吸 器 機 能	0	0	0	0	0	1	17	2	17	3	20
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能	0	0	0	0	2	6	35	24	37	30	67
小 腸 機 能	0	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3
肝 臓 機 能	0	0	0	2	0	0	0	3	0	5	5
免 疫 機 能	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
合 計	12	11	42	37	148	138	593	640	795	826	1,621
	23		79		286		1,233		1,621		

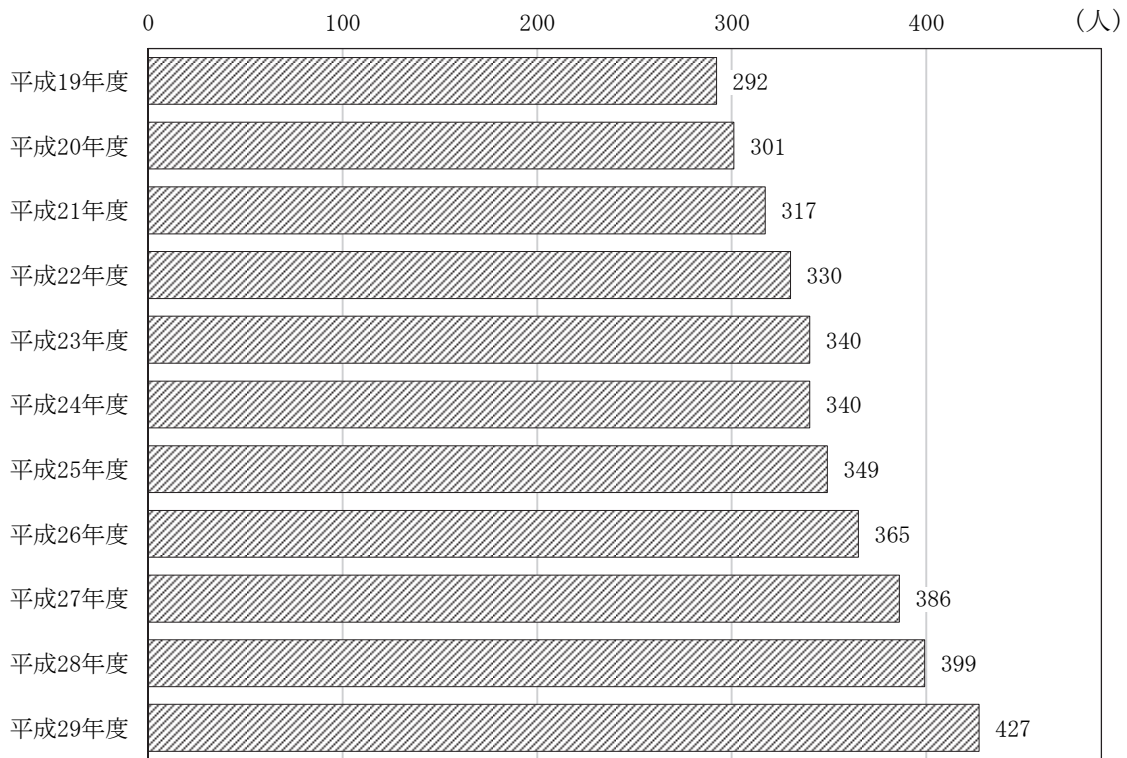
(注) 平成29年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は427人となっており、増加傾向にあります（図表1-8）。

障がいの程度別にみると、平成29年度は、A1（最重度）およびA2（重度）が167人（39.1%）、B1（中度）およびB2（軽度）が260人（60.9%）となっています。この5年間については全般的に増加傾向にあり、特にB1（中度）およびB2（軽度）は平成24年度から73人、39.0%増加しています（図表1-9）。

図表1-8 療育手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表1-9 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	A1（最重度）	A2（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	計
平成24年度	68	85	106	81	340
平成25年度	68	87	111	83	349
平成26年度	73	92	107	93	365
平成27年度	71	94	114	107	386
平成28年度	73	92	119	115	399
平成29年度	75	92	132	128	427

(注) 各年度4月1日現在

年齢別にみると、18～39歳が170人（39.8%）と最も多くなっています。性別では、男性が259人、60.7%を占めています（図表1－10）。

図表1－10 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
平成 29年度	A1	10	5	17	13	11	8	4	7	42	33	75
	A2	12	2	17	8	16	10	14	13	59	33	92
	B1	17	10	25	19	20	25	6	10	68	64	132
	B2	30	7	49	22	9	9	2	0	90	38	128
	合計	69	24	108	62	56	52	26	30	259	168	427
	93		170		108		56					
(参考) 平成23年度		53	20	75	51	56	45	13	27	197	143	340
		73		126		101		40				

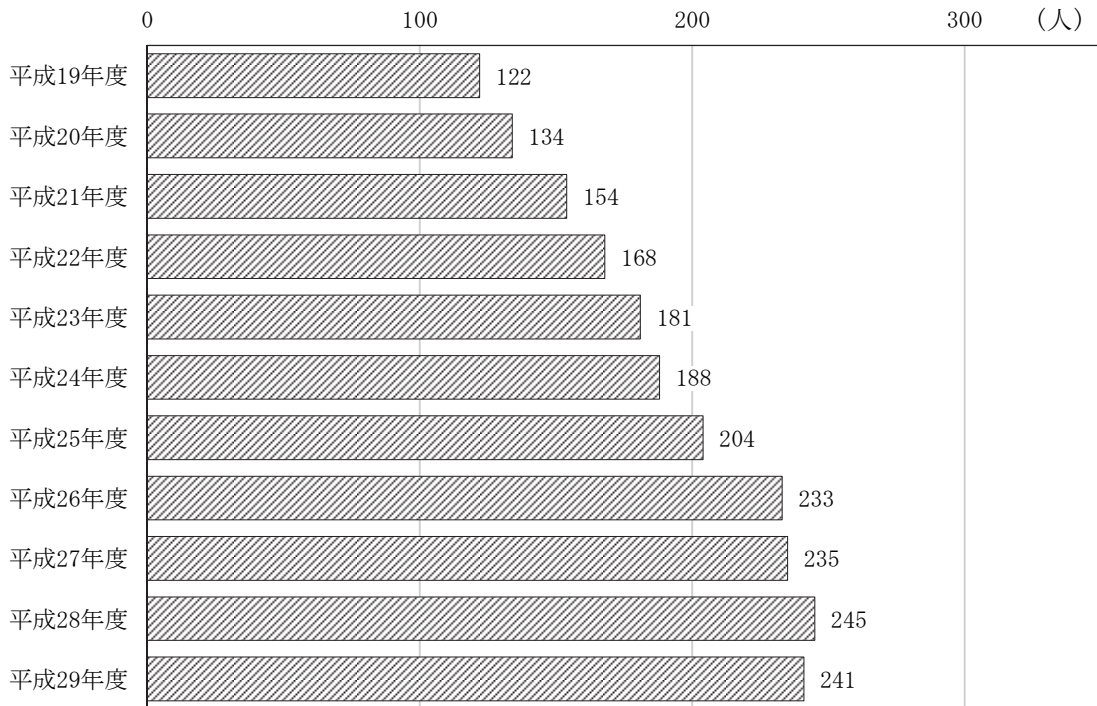
(注) 各年度4月1日現在

(3) 精神障がいのある人（精神保健福祉手帳所持者）

平成29年4月1日現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は241人となっており、この10年間に、119人、97.5%増加しています（図表1-11）。

等級別にみると、2級が156人（64.7%）を占めています。平成23年度に比べると、3級、2級が増加しています。年齢別では40～64歳が119人（49.4%）と最も多くなっています。性別による人数の開きは見られませんが、1級は女性が多くなっています（図表1-12）。

図表1-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(注) 各年度4月1日現在

図表1-12 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分		0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
平成29年度	1級	0	0	0	0	1	6	1	7	2	13	15
	2級	0	0	17	17	44	44	18	16	79	77	156
	3級	1	0	17	18	13	11	3	7	34	36	70
	合計	1	0	34	35	58	61	22	30	115	126	241
		1		69		119		52		241		
(参考)平成23年度	1級	0	0	0	1	2	3	1	7	3	11	14
	2級	1	0	10	17	38	38	8	13	57	68	125
	3級	1	0	4	8	9	6	6	8	20	22	42
	合計	2	0	14	26	49	47	15	28	80	101	181
		2		40		96		43		181		

(注) 各年度4月1日現在

(4) 難病患者等

平成25年4月1日から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とされました。その後、指定難病と小児慢性特定疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会により、これまでに130疾病→151疾病（第1次）→332疾病（第2次）と拡大され、平成29年4月1日から358疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在14疾患群（722疾病）がその対象として認定されています。

本市の該当のある指定難病患者は、全体で48疾病305人となっています。そのうち上位15疾病の認定者数の状況は図表1-13のとおりであり、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が50人以上と多くなっています。小児慢性特定疾病児童は36人です（図表1-14）。

図表1-13 指定難病認定者数

指定難病名	人数	指定難病名	人数
潰瘍性大腸炎	58	多発性硬化症／視神経脊髄炎	8
パーキンソン病	50	サルコイドーシス	8
後縦靭帯骨化症	15	IgA腎症	7
全身性エリテマトーデス	14	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	6
全身性強皮症	14	皮膚筋炎／多発性筋炎	6
特発性血小板減少性紫斑病	12	原発性胆汁性肝硬変	6
クローン病	12	特発性間質性肺炎	5
重症筋無力症	11		

(注) 該当のある上位15疾病のみ記載、平成29年3月末日現在

図表1-14 小児慢性特定疾病児童数

疾患群	人数	疾患群	人数
悪性新生物	6	先天性代謝異常	1
慢性腎疾患	4	血液疾患	0
慢性呼吸器疾患	1	免疫疾患	0
慢性心疾患	4	神経・筋疾患	4
内分泌疾患	8	慢性消化器疾患	2
膠原病	1	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
糖尿病	5	皮膚疾患群	0

(注) 平成29年3月末日現在

3 障害支援区分

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分1～6の段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。

平成29年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は216人です。この5年間に45人、26.3%増加しています（図表1-15）。

障がい別にみると、知的障がいのある人が139人（64.4%）を占めています。身体障がいのある人は支援の必要度が最も高い区分6が多く、知的障がいのある人は区分3・4が多く、精神障がいのある人は区分2～4が多くなっています（図表1-16）。

図表1-15 障害支援区分認定の推移

単位：人

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
平成24年度	5	22	47	32	26	39	171
平成25年度	9	22	46	40	22	43	182
平成26年度	9	30	50	46	23	45	203
平成27年度	9	29	51	51	22	44	206
平成28年度	9	27	52	50	35	45	218
平成29年度	4	28	50	51	33	50	216

(注) 各年度4月1日現在

図表1-16 障がい別障害支援区分認定の状況

単位：人

区 分	支援の必要度 ← 低い → 高い						合 計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身 体	1	4	7	4	5	23	44
知 的	2	14	32	37	27	27	139
精 神	1	10	11	10	1	0	33
難 病	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	28	50	51	33	50	216

(注) 平成29年4月1日現在

第2章 主なサービスの状況

1 教育・早期療育

(1) 障がい児保育

市内には4か所の認定こども園、2か所の幼稚園および6か所の保育所があり、それぞれの施設で障がいのある児童の特性に合わせた保育を実施しています。

平成29年5月1日現在、障がいのある児童が認定こども園に40人、幼稚園に10人、保育所に27人、合計77人が通園しています。

図表2-1 市内にある保育所・幼稚園

区 分	認定こども園		幼 稚 園		保 育 所	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
市 立	3か所	427人	2か所	158人	1か所	113人
私 立	1か所	82人	-	-	5か所	454人
計	4か所	509人	2か所	158人	6か所	567人

(注) 平成29年5月1日現在

図表2-2 障がい児保育の推移

区 分		平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度
認定こども園	実施施設数 (か所)	1	1	1	3	4	4
	対象児童数 (人)	7	6	8	32	38	40
幼 稚 園	実施施設数 (か所)	4	4	4	2	2	2
	対象児童数 (人)	24	26	23	15	13	10
保 育 所	実施施設数 (か所)	9	9	9	7	6	6
	対象児童数 (人)	27	31	49	34	29	27

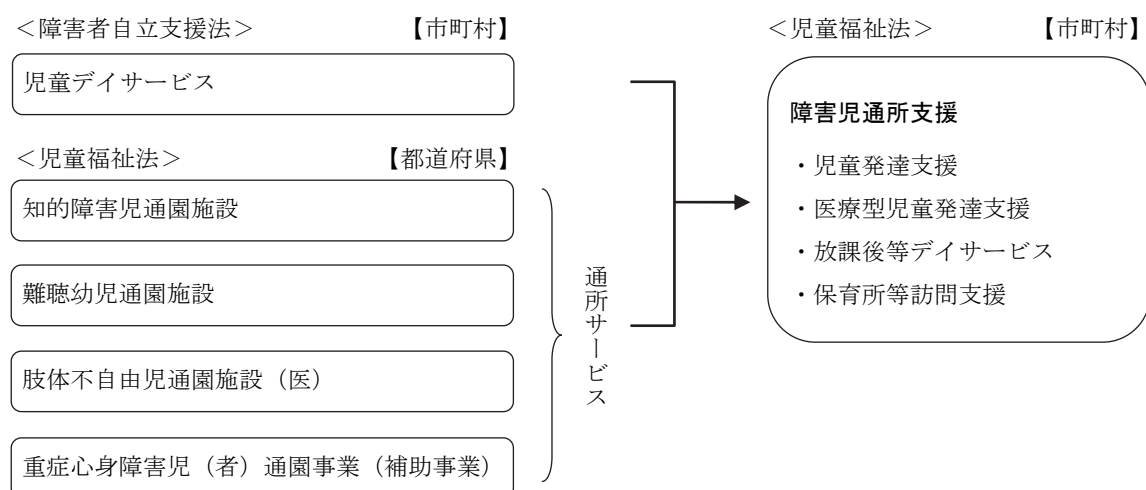
(注) 各年度5月1日現在

(2) 障害児通所支援

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により児童福祉法が改正され、平成24年4月1日に施行しました。これにより、通所による支援は障害児通所支援に一元化されました。

米原市では平成27年度、米原市こども療育センターひまわり教室を、米原市地域包括医療福祉センター内に移転し、平成28年4月から「児童発達支援センターてらす」として機能の強化を図っています。なお、「児童発達支援センターてらす」は、併設する近江診療所等と一体的な運営を行うため、直営から指定管理制度により（公社）地域医療振興協会が運営しています。

図表 2-3 障害児施設・事業の一元化イメージ



（注）（医）とあるのは、医療の提供を行っているもの

① 児童発達支援

児童発達支援では、障がいのある未就学児へ日常生活の基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。平成29年度は利用者数が47人、利用日数が153日となっています。

図表 2-4 児童発達支援のサービス利用状況

区 分		単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実績	利用者数	人／月	58	56	54	47
	利用量	日／月	128	143	186	153

② 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援では、児童発達支援および治療を提供します。平成29年度、米原市では利用がありません。

③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用状況は、平成29年度の1か月当たりの利用者が35人、利用日数が307日となっています。平成26年度から大きく増加しており、利用者は7倍となっています。

図表2-5 放課後等デイサービスのサービス利用状況

区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実績	利用者数	人/月	5	7	27	35
	利用量	人日/月	28	59	217	307

④ 保育所等訪問支援

保育所等に通所している障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活を支援する保育所等訪問支援は、平成28年度から利用者があります。平成29年度には1か月当たりの利用者数が28人、利用日数が30日となっており増加しています。

図表2-6 保育所等訪問支援のサービス利用状況

区分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実績	利用者数	人/月	0	0	1	28
	利用量	人日/月	0	0	3	30

(3) 通級指導教室

発達の特性により支援が必要な市内の通常学級在籍児童に対して、特性に合わせた指導をするため通級指導教室を開設しています。平成29年4月1日現在、3教室で50人が利用しています。

図表2-7 通級指導教室

単位：人

区 分	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度
まいばら教室	21	17	22	30	25	21	38	20
かしわばら教室	27	25	15	33	27	20	24	17
おおはら教室								13

(注) 各年度4月1日現在

(4) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用計画の作成や定期的な見直しを行います。平成27年1月に米原市相談支援事業所を開所して障害児相談支援の普及に努めており、「児童発達支援センターてらす」にも相談支援事業所を設けています。利用者数は、増加傾向であり、平成29年度は1か月当たり27人が利用しています。

図表2-8 障害児相談支援

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人／月）	13	11	27

2 学校教育・子育て支援

(1) 特別支援学校

平成29年5月1日現在、特別支援学校に通学している本市の児童生徒は、小学部15人、中学部9人、高等部29人、合計53人です。

なお、長浜養護学校の児童生徒数については、平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度は208人となっています。

図表2-9 特別支援学校の就学状況

単位：人

学 校 名	所在地	本市の在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立長浜養護学校	長浜市	-	15	9	23	47
県立長浜高等養護学校	長浜市	-	-	-	6	6
計		-	15	9	29	53

(注) 平成29年5月1日現在

図表2-10 長浜養護学校児童・生徒数の推移

単位：人

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県立長浜 養護学校	小学部	80	85	84	89	79	67
	中学部	39	45	50	54	48	53
	高等部	88	87	87	80	79	88
計		207	217	221	223	206	208

(注) 各年度5月1日現在

(2) 特別支援学級

平成29年5月1日現在、特別支援学級に通学している児童生徒は、小学生が65人、中学生が33人、合計98人となっています。小学校、中学校ともに知的障がい学級の在籍児童数が多くなっています(図表2-12)。平成23年度以降、93~101人で推移しています。

(図表2-13)。

また、通級指導教室は小学校に3教室あり、50人が利用しています(図表2-12)。

図表2-11 市内の児童生徒が通う小学校・中学校

小 学 校		中 学 校	
学 校 数	在学児童数	学 校 数	在学生徒数
9校	2,046人	6校	1,096人

(注) 平成29年5月1日現在

図表 2-12 平成29年市内特別支援学級の状況（学級数・児童生徒数）

小学校

区 分	学級数	在籍児童数（人）						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
知的障がい学級	9	2	8	9	4	5	7	35
情緒障がい学級	5	5	2	2	5	3	6	23
難 聴	1	0	0	0	1	0	0	1
肢体不自由	5	2	1	0	1	1	1	6
計	20	9	11	11	11	9	14	65
通級指導教室	3	0	10	13	11	10	6	50

中学校

区 分	学級数	在籍生徒数（人）			
		1年	2年	3年	計
知的障がい学級	6	6	9	2	17
情緒障がい学級	6	1	5	8	14
難 聴	0	0	0	0	0
肢体不自由	1	1	0	0	1
弱 視	1	1	0	0	1
計	14	8	14	10	33

(注) 平成29年5月1日現在

図表 2-13 特別支援学級児童・生徒数の推移

単位：人

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
小 学 校	57	65	68	66	63	64	62	65
中 学 校	22	32	33	29	30	30	38	33
計	79	97	101	95	93	94	100	98

(注) 各年度5月1日現在

(3) 巡回相談・就学指導

障がいのある就学前の児童および小中学生を対象に、必要とする支援の内容と方法を明らかにするため担任や保護者などの相談を受け、助言をする巡回相談を行っています。

また、就学指導については、米原市就学指導委員会で調査・診断・判定・就学相談を行っています。

図表2-14 巡回相談・就学指導の状況

区 分	人数 (人)
就学前児童	24
小学生	42
中学生	9
計	75

(注) 平成28年度

(4) 放課後児童クラブ

保護者が仕事や疾病等で昼間家庭にいない小学校に通う児童を、授業終了後に預かり遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブは、市内に9クラブあります。

障がいのある児童の利用は平成28年度では41人となっており、平成21年度と比較して大きく増加しています。

図表2-15 放課後児童クラブの障がい児の受入れ状況

単位：人

区 分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
まいはらっ子クラブ (米原地域)	-	-	-	-	1	3	2	7
河南児童クラブ (米原地域)	-	-	-	-	1	-	1	-
お家笑里クラブ (近江地域)	-	2	2	-	-	2	2	1
げんキッズ息長 (近江地域)	-	2	2	2	3	4	6	5
げんキッズ坂田 (近江地域)	-	-	-	1	1	5	8	7
大原児童クラブ (山東地域)	2	-	3	4	5	8	13	13
山東児童クラブ (山東地域)	-	1	-	-	-	1	-	2
柏原児童クラブ (山東地域)	1	1	1	3	5	5	4	3
いぶきっ子クラブ (伊吹地域)	-	-	-	-	1	2	3	3
計	3	6	8	10	17	30	39	41

(注) 各年度3月末日現在

3 雇用・就業

障がいのある人の雇用施策については、障がいのある人が可能な限り一般雇用に就くことができるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」において、民間企業、国・地方公共団体における障がいのある人の雇用率が定められており、この率以上の割合をもって障がいのある人を雇用しなければならないことになっています。

これまで、民間企業の法定雇用率は、2.0%、国、地方公共団体では2.3%となっていました。平成30年4月1日から引き上げられ、民間企業では2.2%、国、地方公共団体では2.5%となります。また、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が追加されます。

なお、平成33年(2021年)4月までに法定雇用率は更に0.1%引き上げられます。

図表2-16 障がい者の法定雇用率

区 分	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% 従業員50人以上の事業所が対象	2.2% 従業員45.5人以上の事業所が対象
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

(1) 職業紹介等の状況

長浜公共職業安定所管内の職業紹介等の状況をみると、平成28年3月末日現在の求職登録者数は、身体障がいのある人が855人、知的障がいのある人が548人、精神障がいのある人が392人、その他の障がいのある人が44人となっており、合計すると1,839人となります。うち就業中の人850人、有効求職者は201人です。

いずれの障がいのある人も求職登録者数が増加しており、就業中の人も増加傾向にあります。

図表2-17 障がいのある人の職業紹介等状況（長浜公共職業安定所管内）

単位：人

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい	求職登録者	745	781	798	832	855
	有効求職者	75	73	77	62	55
	就業者	324	343	349	363	368
	保留中	346	365	372	407	432
	新規求職申込件数	98	62	58	65	54
	就職件数	45	30	27	38	24
	新規登録者数	38	34	22	34	27
知的障がい	求職登録者	455	466	498	523	548
	有効求職者	44	35	53	50	48
	就業者	286	305	316	333	345
	保留中	125	126	129	140	155
	新規求職申込件数	63	41	58	50	63
	就職件数	34	37	23	35	40
	新規登録者数	27	17	30	30	34
精神障がい	求職登録者	237	277	327	354	392
	有効求職者	56	89	117	76	88
	就業者	66	76	97	118	120
	保留中	115	112	113	160	184
	新規求職申込件数	61	76	88	68	86
	就職件数	41	27	43	43	55
	新規登録者数	27	42	47	27	43
その他の障がい	求職登録者	24	38	40	35	44
	有効求職者	9	20	13	5	10
	就業者	6	11	17	16	17
	保留中	9	7	10	14	17
	新規求職申込件数	9	20	10	8	14
	就職件数	4	6	7	7	6
	新規登録者数	7	18	7	4	11

(注) 求職登録者は各年度3月末日現在

(2) 市内事業所の障がい者の雇用状況

常時雇用50人以上の市内企業における障がい者の雇用状況をみると、平成28年度の常用雇用障がい者数は25人、障がい者雇用率は1.39%となっており、民間企業の法定雇用率の2.0%を下回っています。

図表2-18 市内企業の障がい者の雇用状況（常時雇用50人以上の企業）

区 分	人 数
常用労働者総数	1,851人
算定基礎労働者数	1800.5人
常用雇用障がい者	25人（6人）
常用雇用身体障がい者	14人（2人）
常用雇用知的障がい者	7人（3人）
常用雇用精神障がい者	4人（1人）
障がい者雇用率	1.39%

(注) 1 平成28年度

2 人数の（ ）は新規雇用者数

資料：公共職業安定所

(3) 市の障がい者の雇用状況

平成29年6月1日現在、本市職員の障がいのある人の雇用状況は、米原市役所全体では9人で雇用率は2.17%となっています。

図表2-19 市の障がい者の雇用状況

単位：雇用率は%、他は人

区 分	算定基礎労働者数	障がいのある人				雇用率
		身体障がい	知的障がい	精神障がい		
平成24年度	369	12	11	1	0	3.25
平成25年度	367	11	10	1	0	3.00
平成26年度	367	9	8	1	0	2.45
平成27年度	372	8	7	1	0	2.15
平成28年度	368	10	7	2	1	2.72
平成29年度	415	9	7	1	1	2.17

(注) 1 各年度6月1日現在

2 重度身体障がい者または重度知的障がい者については、それぞれ1人の雇用をもって、2人の身体障がい者または知的障がい者の雇用とみなします。

3 平成29年度は、除外率（-10%）の適用がないため算定基礎労働者数が増加しています。

4 保健・医療

(1) 健康診査

疾病の予防や、障がいの早期発見とその治療・訓練に結び付けるため乳幼児健康診査等を実施しています。各健康診査の状況は次のとおりです。

図表2-20 4か月児健康診査の状況

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				発達順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
平成23年度	298	294	98.7	182	12	86	5	2	7
平成24年度	346	344	99.4	195	31	89	4	6	19
平成25年度	319	314	98.4	165	45	73	7	6	18
平成26年度	313	308	98.4	126	61	90	9	8	14
平成27年度	311	301	96.8	162	50	59	7	4	19
平成28年度	300	299	99.7	162	29	91	1	5	11

図表2-21 10か月児健康診査の状況

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				発達順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
平成23年度	305	296	97.0	161	9	103	7	1	15
平成24年度	345	343	99.4	192	21	107	5	2	16
平成25年度	325	318	97.8	138	47	114	1	5	13
平成26年度	315	312	99.0	134	56	107	3	1	11
平成27年度	332	325	97.9	155	41	112	5	2	10
平成28年度	291	288	99.0	142	19	99	5	4	19

図表2-22 1歳6か月児健康診査の状況

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				発達順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
平成23年度	344	332	96.5	183	9	128	6	0	6
平成24年度	305	299	98.0	146	15	120	11	0	7
平成25年度	355	346	97.5	170	34	131	5	1	5
平成26年度	325	322	99.1	138	41	133	2	1	7
平成27年度	311	302	97.1	154	48	92	4	2	2
平成28年度	333	330	99.1	179	44	91	6	0	10

図表 2-23 2歳6か月児健康診査の状況

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				発達順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
平成23年度	327	316	96.6	189	19	85	6	2	15
平成24年度	347	337	97.1	190	20	95	11	0	21
平成25年度	321	307	95.6	146	27	107	4	3	20
平成26年度	343	333	97.1	173	42	108	0	5	5
平成27年度	325	319	98.2	160	45	81	7	6	20
平成28年度	329	321	97.6	199	25	78	7	4	8

図表 2-24 3歳6か月児健康診査の状況

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
				発達順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
平成23年度	330	318	96.4	155	8	76	56	0	23
平成24年度	339	329	97.1	125	12	95	64	3	30
平成25年度	356	343	96.3	99	15	128	61	4	36
平成26年度	318	304	95.6	111	22	83	55	24	9
平成27年度	354	335	94.6	137	22	81	41	24	30
平成28年度	338	329	97.3	101	22	91	54	30	31

(注) 図表 2-20～2-24共通

- 1 要指導：生活指導で問題解消が可能なもの、経過観察は次回の健診でよいもの
- 2 要観察：問題を判定するために一定期間の経過観察を要するもの（次回の健診までに確認が必要）
- 3 要精査：問題があつて精査を要するもの
- 4 要医療：医療が必要なもの
- 5 管理中：問題が既に管理されているもの

(2) 訪問指導・相談

本市に住む妊産婦や新生児等を対象として、育児の不安解消や疾病、障がいの早期発見のため、保健師等が訪問指導を行っています。

図表2-25 訪問指導の状況

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
妊産婦	実人員	313	349	320	375	387	350
	延人員	313	351	325	376	455	356
新生児	実人員	54	49	47	46	36	34
	延人員	54	49	47	46	36	34
未熟児	実人員	18	27	22	48	35	27
	延人員	29	27	30	51	35	27
乳 児	実人員	268	294	275	264	303	273
	延人員	332	294	308	309	362	316
幼 児	実人員	96	114	111	153	115	184
	延人員	179	200	209	326	279	249
その他	実人員	4	1	1	10	2	2
	延人員	5	2	1	14	3	2

(3) 発達相談

健康診査結果を受けて発達検査を実施し適切な養育を支援するほか、学習や日常生活において行動や反応に気になることがあった場合に、健康づくり課、市発達支援センター等で発達相談を受け付けています。

平成28年度の利用者は109人となっています。

図表2-26 発達相談の状況

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
発 達 障 が い	精神遅延	21	40	32	28	21	19
	境界域精神遅延	7	13	18	19	14	11
	広汎性発達障がい	35	23	27	24	18	13
	ことばの遅れ	5	2	2	7	12	17
	注意欠陥/多動性障がい	5	14	11	5	4	4
	その他	3	1	1	7	26	27
心因性の問題		0	0	0	6	6	8
児の問題なし		3	3	4	10	13	10
計		79	96	95	106	114	109

(注) 各年度3月末日現在

(4) 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障がいの除去や軽減のために掛かる医療費について自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象は身体障がいのある人への更生医療、障がいのある児童への育成医療および精神障がいのある人への精神通院医療となっています。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて負担上限月額が決められています。

図表 2-27 自立支援医療（旧更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

単位：人

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
更生医療	65	84	144	99	149	138
育成医療	17	15	13	13	13	14
精神通院医療	398	431	478	519	556	598

(注) 各年度3月末日現在

(5) 福祉医療費助成

福祉医療費助成制度は、健康の向上と福祉の増進を図るため医療費の一部を助成する制度です。障がい者に関する助成対象は、重度心身障がい者（児）として、身体障害者手帳1級・2級所持者、知的障がいの程度が重度と判定された人、身体障害者手帳3級所持者で知的障がいの程度が中度と判定された人および特別児童扶養手当の支給対象児童で障がいの程度が1級に該当する人について、医療費の自己負担分の一部が助成されます。また、自立支援医療の受給者であり、精神障害保健福祉手帳1級・2級の人について、通院医療費の自己負担分を助成しています。

さらに、市の事業として身体障害者手帳3級所持者または知的障がいの程度が中度もしくは軽度として判定された人について、医療費の自己負担分の一部が助成され、精神障害保健福祉手帳1級・2級の人入院に掛かる医療費の自己負担分の一部を助成しています。

平成26年度から助成件数、助成総額、1人当たりの助成金額が増加しています。

図表 2-28 重度心身障がい者（児）福祉医療費助成の状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数（人）	324	308	294	309	301	288
助成件数（件）	7,090	6,943	6,502	6,718	7,061	7,048
助成総額（円）	61,066,802	65,159,965	48,875,265	47,814,139	51,696,698	52,056,471
1人当たりの助成金額（円）	188,478	211,558	166,242	154,738	171,750	180,752

(注) 各年度3月末日現在

5 生活支援

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、居宅介護、行動援護が増加しています。日中活動系サービスについては、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が増加しています。居住系では共同生活援助が施設整備に伴い増加しています。相談支援については、計画相談支援の利用者数が増加しています。地域移行支援は平成26年度、平成27年度に1人の利用がありました。

図表2-29 障害福祉サービスの利用状況一覧（1か月当たり）

サービス名		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問系	総利用時間	人 時間	48 888	50 933	64 1,194	81 1,424
	居宅介護（ホームヘルプ）	人 時間	38 497	40 418	50 597	62 752
	重度訪問介護	人 時間	1 233	1 228	1 222	2 271
	同行援護	人 時間	1 1	0 0	1 6	1 8
	行動援護	人 時間	12 158	13 287	12 369	16 393
	重度障害者等包括	人 時間	0 0	0 0	0 0	0 0
日中活動系	生活介護	人 人日	105 1,900	108 1,973	110 2,116	113 2,150
	自立訓練（機能訓練）	人 人日	0 0	1 19	1 20	1 20
	自立訓練（生活訓練）	人 人日	2 15	3 20	2 19	1 12
	就労移行支援	人 人日	8 118	10 140	10 170	12 212
	就労継続支援（A型）	人 人日	14 296	16 304	19 369	23 441
	就労継続支援（B型）	人 人日	90 1,584	91 1,580	96 1,716	104 1,881
	療養介護	人	10	9	10	9
	短期入所	人 人日	7 20	8 28	8 56	7 47
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人	34	29	37	42
	施設入所支援	人	35	37	39	40
相談支援	計画相談支援	人	5	17	19	37
	地域移行支援	人	0	1	1	0
	地域定着支援	人	0	0	0	0

(2) 地域生活支援事業

主な地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。日常生活用具給付事業の排せつ管理支援用具の利用は、毎年大きく増加しています。

図表 2-30 地域生活支援事業の利用状況一覧

区 分		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
理解促進研修・啓発事業			1	1	1	
自発的活動支援事業			1	1	1	
相談支援事業	障害者相談支援事業 事業所数	か所	1	2	3	
	基幹相談支援センター等機能強化事業		1	1	1	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		未実施	未実施	未実施	
成年後見制度利用支援事業			3	3	2	
成年後見制度法人後見支援事業			未実施	未実施	未実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数	人	2	2	
	手話通訳者派遣事業	実利用者数	人	10	11	10
		利用回数	回/年	52	28	36
	要約筆記者派遣事業	実利用者数	人	1	1	2
利用回数		回/年	2	7	44	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		件/年	9	1	6
	自立生活支援用具		件/年	9	4	4
	在宅療養等支援用具		件/年	3	9	5
	情報・意思疎通支援用具		件/年	6	7	7
	排せつ管理支援用具		件/年	792	889	1,059
	居住生活動作補助用具（住宅改修費）		件/年	4	1	3
手話奉仕員養成講座		講座数	講座数	1	1	1
		修了者数	人	0	9	0
移動支援事業		実利用者数	人	53	68	66
		利用時間数	時間/月	415	438	431
地域活動支援センター		事業所数	か所	1	1	1
		実利用者数	人	25	21	22
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	実利用者数 利用回数	人 回/月	1 6.75	0 0	1 4
	日中一時支援事業	利用者数 利用回数	人 回/月	61 219	78 201	78 204
社会参加促進事業	音の広報等発行事業	発行回数	回/年	32	22	22
	音訳ボランティア養成事業	初級編 受講者数	人	11	6	6
	障がい者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人/年	1	0	1
	障がい者用自動車改造費助成事業	利用者数	人/年	2	2	2
	障がい者虐待防止対策支援事業			実施	実施	実施

6 地域福祉

(1) 障がい者の団体

障がいのある人やその家族で結成されている主な当事者団体は次のとおりです。

図表2-31 障がい者の団体

団 体 名	会員数 (人)
手話サークルゆいの会	28
あぞみの会	4
米原市視覚障害者福祉協会	19
米原市障害者福祉協会	184
米原市手をつなぐ育成会	55
米原市聴覚障害者協会	19

(注) 平成29年4月1日現在

(2) 相談員

民生委員・児童委員、身体障害者相談員および知的障害者相談員が、障がいのある人やその家族に情報の提供や相談に応じるなど、地域における福祉の推進役として委嘱されています。

図表2-32 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の実数（平成29年度）

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
実 数	127人	4人	2人

(3) 権利擁護センター

権利擁護センターを社会福祉協議会に開設しています。地域福祉権利擁護事業および法人後見事業等を実施しています。

図表2-33 法人後見の実績

単位：人

区 分	知的障がい	精神障がい	認知症	計
成年後見	3	0	0	3
補 助	1	0	0	1
保 佐	2	1	1	4

(注) 平成29年4月時点

7 まちづくり

(1) 公共施設のバリアフリー化の状況

バリアフリーとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味に加え、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる言葉です。本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」等に沿って公共施設の改善に取り組んでいます。

また、湖北圏域について、平成24年に長浜米原しょうがい者自立支援協議会が「バリアフリーマップ湖北」を作成し、ウェブサイトで施設等の検索ができるようになっています。

図表 2-34 車いす利用者用トイレ設置数

区 分	設置箇所数	区 分	設置箇所数
官公庁舎等	50か所	公 民 館	4か所
公 園	3か所	民間施設	19か所

(注) 平成29年4月1日現在

図表 2-35 身体障がい者用安全施設整備状況

区 分	平成29年
音響式信号機の設置箇所数	8か所

(注) 平成29年4月1日現在

図表 2-36 駅舎および周辺のバリアフリー化の状況

区 分	バリアフリー化の状況
米原駅	・エレベーター 8基 ・エスカレーター 9基 ・スロープ 2か所 ・多目的トイレ 4か所
坂田駅	・スロープ 2か所
醒ヶ井駅	・スロープ 1か所
近江長岡駅	未整備
柏原駅	未整備

(注) 平成29年4月1日現在

第3章 課題と今後の取組

1 差別の解消と権利擁護

今後の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施策に関する新しい考え方の普及 ○障がい者差別解消の推進 ○一層の福祉教育、啓発活動の推進 ○障がい者のエンパワーメント など 	
現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがあるために差別を受けることやいやな思いをしたことが「ある」と答えた人の割合は、知的障がい者が26.3%、精神障がい者が22.2%、障がい児が44.8%と高く、身体障がい者、難病患者は9%台となっている。ただし、平成22年調査と比べると、いずれの障がいも「ある」の割合は低下している。 ○合理的配慮、インクルーシブ教育、インクルージョンなどの認知度は低く、障害者権利条約の基本となる考え方について、当事者に十分浸透していない。 ○暮らしやすくなるためにしてほしいことでは、「障がい者に対する理解」と回答した人が、障がい児では50.0%、知的障がい者では33.6%、精神障がい者では32.8%と高くなっている。 ○成年後見制度、日常生活自立支援事業は十分に理解されていない。 <p>意見：子どもに発達障がいがあっても隠したがる親が多く、無理だと分かっているでも普通学級に入れる人が多くいる。教師の理解を深めて、支援の技量を高めてもらいたい。</p> <p>意見：周りからは健康者と同じように思われることが多く、難病のことをもっと知ってもらえるような講演会などを開いて、多くの人に知ってもらいたい。</p>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○差別・虐待の対応解決の仕組みづくり ○障がいをもつ人への配慮、理解を両立させること。 ○聴覚障がい者への理解は、手話の普及にかかっているため、広める方法がポイントとなる。 ○年々理解度が進んでいると思いがちだが、理解と知ることは違う。 ○事業所で取り入れられる活動や内容、外部関係団体と一緒に活動できる内容や機会があれば教えてもらいたいと思う。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションは時代遅れではないか。 ○権利意識や様々な情報を障がい者にうまく提供できていないことが、アンケートでの消極的な回答につながっているのではないか。

2 地域福祉の推進

今後の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者、子ども、高齢者を含めた地域住民の参画と協働による地域共生社会の実現 ○地域における住民主体の課題解決力の強化 ○ボランティア、関係団体、サービス事業所等との連携 など 	

現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○近所づきあいでは、「ほとんどつきあいがいい」と回答している人が、知的障がい者は42.8%、精神障がい者は29.1%、障がい児は36.2%と高くなっている。 ○家族以外の相談先では、民生委員はいずれの障がい者も10%以下となっている。 ○この1年間の活動において、「自治会・地域活動」では、知的障がい者、精神障がい者は10%以下となっている。
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣住民および地域の方に、障がい者に対する理解を促す発信や学習の場、また、交流の場が必要である。 ○社会福祉に関わる人や民生委員に、手話教室に参加できるようにして、障がい者との関わりを持てるようにしてほしい。 ○近隣の人々が支援するなど、一人でも生活できるような教育が必要ではないか。 ○災害や福祉においてボランティアは不可欠だが、米原市のボランティア制度は、市、社協、NPO、文化協会等、主催がバラバラでまとまっていない。 ○地域での近所の人々の見守りで、より安全・安心に生活できるように地域づくりを進めてほしい。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後は地域で一緒に生活ができる保障などを福祉の課題にしていけたらと思う。

3 障がいのある児童生徒の教育・療育・子育て支援

今後の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援の充実 ○インクルーシブ教育の推進 ○子ども・子育て支援における障がい児の受入れ ○医療的ケア児、重度障がい児の支援 ○ネットワークの構築 など 	
現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センター等の療育については、よかった、いいサービスという意見が寄せられている。 ○障がいのある子どもを持つ母親が集まり話せる場を求める声がある。 ○障がい児の支援者の半数以上がフルタイム、パート、アルバイトとして働いている。 ○インクルーシブ教育の認知度は低く、いずれの障がいも「知らない」が最も高い。 意見：早期療育と療育に入れる枠の拡大が必要。療育の取りかかりの年齢が遅い。 意見：中学から指導教室がなくなるのはおかしい。 意見：障がいのある子を持つ母親が集まり、話せる所があればいい。 意見：医療系ケアの必要な子は、使えるサービスや行ける場所がとにかく少なすぎる。家族の負担がとて大きい。 意見：長浜養護学校は、年々増え続ける児童・生徒でもう一杯の状況です。学校内の設備も老朽化し、劣悪なものです。市内に特別支援学校があるとよいです。「子育てがしやすいまち」は、どの子にも例外なく当てはまってほしいです。
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいの子ども、人の早期発見と早期対応の体制整備 ○発達支援センターの充実が必要だと思う。 ○福祉と教育の連携が不十分なように感じる。 ○市内各小中学校による障がい児の受入れと、専任教員の整備を求める。 ○インクルーシブ教育が進む中、地域の受け入れシステムが不十分だと思う。 ○聴覚障がい児に対する早期教育について、具体的に何か行っているのか全く知らない。 ○通学に支援が必要なケースがある。 ○学校教育に手話教育を取り入れてほしい。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭に訪問して児童発達支援を行うために、米原市にも計画や予算を検討してほしい。 ○児童発達支援の利用者の中にも、少数だが重度の障がいを持った子どもがいる。少数であるため相対的にサービスが手薄になってしまうところがある。 ○権利教育がされることが重要ではないか。

4 雇用・就業

今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行促進 ○自立支援協議会等を活用した、就業・生活支援制度の提案・構築 ○就労移行支援、就労定着支援事業の体制の整備 ○就労移行支援、就労継続支援等のサービスの質の向上 ○市役所の計画的な障がい者雇用の推進 など

現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の日中の過ごし方から一般就労している割合をみると、身体障がい者では11.4%、知的障がい者では19.0%、精神障がい者では21.2%、難病患者では33.9%となっている。 ○今後の日中の過ごし方から一般就労の希望をみると、身体障がい者では「正職員以外で働きたい」、知的障がい者と精神障がい者では一般就労への希望が高くなっている。 ○現在の仕事に従事している期間について、精神障がい者では「1年未満」「1年以上3年未満」の割合が高く、定着の難しさがうかがえる。 ○仕事で困ることについて、「障がいへの理解」や「職場でのコミュニケーションについて」が高くなっている。 ○就労定着支援の利用意向は、知的障がい者、精神障がい者が高くなっている。
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業における障がい者雇用に対する理解が、まだまだ進んでいないように感じる。米原市においても積極的に障がい者雇用を進めてほしい。 ○障がいのある人の職場（一般企業等）の環境改善についても進めていただきたい。 ○就業体験・就業可能な事業所、企業の情報を発信してほしい。 ○米原市の障害者法定雇用率を達成することが重要だと感じる。 ○障がい児入所施設利用後（高等部卒業後）の移行（退所）先を見つけることが困難 ○就労を継続するために、生活面での支援が必要である。 ○就労継続支援B型からA型の流れが少ない。 ○一般企業への就職のため、障がい当事者の状態、状況に応じた仕事や企業の理解があるとよい。また、就労継続支援B型等から一般就労への移行ができる流れや環境も必要と考える。 ○就職した際の交通手段（サービス等）がない。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業で働くのか、B型から進んでいくのか、さらにその隙間を埋めていくサービスや定着支援をどうするのか。何に力を入れていくか、関係性を明確にし、分かりやすくしていくといい。 ○本人が自分に何ができるかというところを知ることに、もっと力を入れていくべきではないか。ステップアップや情報提供の仕組みを作っていないと、何かをやりたいという意欲につながらないのではないのか。 ○支援者が感じた、生かせる方法や働けると思う部分を企業側に伝えたいと思う。

5 保健・医療

今後の取組	
○医療的ケア児等の支援。障がいの早期発見・早期療育、専門的な支援体制の構築	
○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健・医療・福祉関係者等による協議の場）	
○精神障がい者の病院等からの地域移行	

現状・課題・要望等	
アンケート	<p>○どの障がいでも、専門的な治療の病院、医療機関が近くにないこと、医療費の負担が大きいことに困っていると回答している割合が高い。</p> <p>○知的障がい者、精神障がい者では、病気の症状を正しく伝えられないことが、困っていることとして割合が高い。</p> <p>○障がい児では、いくつもの病院に通わなければならないことが、困っていることとして割合が高い。</p> <p>意見：早期療育と療育に入る枠の拡大が必要。療育の取りかかりの年齢が遅い。</p>
ヒアリング	<p>○不足しているサービスとして、「医療的ケアを提供できるサービス」があげられている。</p> <p>○サービス提供を断った理由として、医療的ケアができないことがあげられている。</p> <p>○食事提供加算は利用者の健康のためにも続けてほしい。</p> <p>○医療的ケアが必要な重度障がいを持つ人が利用できるサービスが少ない。担っていく事業所・人を確保していく必要がある。研修や現場実習の場を確保していくことなど、行政として計画・企画、支援をしてほしい。</p> <p>○平成30年度には、医療・福祉の同時報酬改定がある。それぞれの報酬改定に当たっては、重症心身障がい児者の現状、特殊性を十分に認識し、現在の医療、看護、支援の体制が決して後退することのない報酬改定となるよう要望をお願いしたい。</p> <p>○障がい者の緊急医療体制の整備が必要。</p> <p>○遠方の医療機関では緊急時の対応等で困ることもあるため、湖北地域で同じような医療を受けられるよう医療機関の充実をお願いしたい。</p> <p>○年々医療ケアを必要とする利用者が増えてきているが、現状として、看護師が不足している。</p>

6 生活支援

今後の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの整備（重度者に対応したホームの整備） ○生活介護、就労継続支援の確保 ○訪問系サービスの充実 ○相談体制の充実 ○地域生活支援拠点の整備 ○人材の育成・確保 ○地域生活支援事業の利用者負担の在り方について検討 	
現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの改善してほしい内容として、訪問系サービス、ショートステイでは「希望する日時に利用できるようにしてほしい」、就労継続支援A、B型では「授産賃金（工賃）を多くしてほしい」、日中一時支援、日常生活用具は「利用者負担を少なくしてほしい」が多くなっている。 ○これからの生活について、知的障がい者は「自宅で通所サービスを利用しながら暮らしたい」が最も高くなっている。 ○知的障がい者では、グループホームや施設の整備を望む意見が多い。 ○知的障がい者、精神障がい者で就労継続支援B型の事業所整備に関するニーズが高い。 ○身体障がい者、知的障がい者でショートステイの利用、整備のニーズが高い。 ○グループホームで暮らしたいと回答した人の入居希望時期は、知的障がい者では「親などが介護できなくなったら」が多い。 ○家族以外の相談相手として、身体と精神では「どこに相談に行ったらよいか分からない」が比較的高くなっている。 ○暮らしやすくなるためにしてほしいことは、いずれの障がいでも「家族介護が困難時の施設等の受入れ」「年金などの経済的援助」が高くなっている。 <p>意見：市の福祉課にもっと専門的な相談ができる人を置いてほしい。</p> <p>意見：施設はいろいろあるが、一般的に知らないと思う。</p> <p>意見：支援者がいなくなった時や金銭など将来が心配である。</p>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○必要なサービスとしてグループホームが最も多く、次いで多い順に移動支援、訪問系サービス、短期入所が回答されている。 ○障がい者の高齢化により、提供するサービスや環境に課題があり、介護分野と医療分野との連携がとれた体制作りが必要 ○利用者が増えている。定員を超えてしまう。 ○土日にも平日と変わらない支援を必要とする利用者が多い。 ○課題の解決に向けて、相談支援事業所、行政、障がい福祉サービス事業所を、つなぎまとめる役割をしてほしい。 ○利用者主体の相談支援を意識できるように、育成プログラムを検討する。 ○5年、10年と同じサービスを使っている方のアセスメント ○上手にコミュニケーションをとることができない保護者が増えてきている。丁寧な聞き取りをお願いしたい。 ○アウトリーチ等の商店を相談支援体制にする。

	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供者の人材不足が続いている。 ○医師、看護師、生活支援員の確保が困難 ○職員の技術向上のための研修が業務と並行してでは進まない。 ○施設の老朽化、施設機能と現状がマッチしない。 ○施設大改修への資金援助をお願いしたい。 ○合理的配慮に対する助成制度の創設 ○現在、放課後等デイサービスの利用が増えているが、彼らが18歳を超えた時に、それに代わる支援が求められると思う。 ○グループホームの新設やサテライトタイプの部屋の確保等、大幅な増室となるような施策を進めていただきたい。 ○福祉的な事業所（生活介護・就労継続支援B型事業）について、事業所の新設、または定員を増やす取組が必要 ○米原市独自の「日中活動の場」も考えてほしい。 ○短期入所のニーズが高まってきている。緊急時の受け入れはもちろんのこと、週末や長期休暇の際の利用が必要だと感じる。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○権利意識や情報提供が、うまく障がい者に提供されていないことに問題がある。 ○在宅サービスなどが少ないため、自宅で暮らしたいけれども、親亡き後には仕方なくグループホームという、比較的限定されたところに行かざるを得ないのではないかと。 ○ずっと暮らしてきた家で住むというのが理想だと思うが、そうできるためにどうしたらよいか計画の中で反映してほしい。 ○米原市の事業所や米原の方が利用のできる事業所が圧倒的に少ないと感じる。 ○居宅介護、短期入所など一時的にでも家庭を支援する方策を用意していくことが、ニーズに合ったことかと思う。その中で、在宅とグループホームどちらがよいか、本人と支援者が見極めることがニーズに合った考え方ではないか。 ○人材不足という話は、多くの事業者さんの中で話されていて、何かいい方法はないかと感じている。

7 スポーツ・文化芸術活動

今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツの振興 ○参加しやすい環境の整備 ○情報提供の充実 ○スポーツ・レクリエーション指導者、ボランティアの確保・育成 など

現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○この1年間の活動について、いずれの障がいでも「旅行・キャンプ・つり等の活動」「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」の割合が高くなっている。 ○この1年間の活動について「スポーツクラブ、大会への参加」をした人は、障がい児が20.7%、知的障がい者が10.5%、そのほかの障がい者は10%未満である。 ○「スポーツクラブ、大会への参加」と回答した人のスポーツを行う理由として、身体障がい者、精神障がい者、難病患者は「健康の維持・増進」が最も高く、知的障がい者、障がい児は「楽しみや余暇活動」が最も高くなっている。 ○「スポーツクラブ、大会への参加」をしてよかったこととして「体を動かすことは楽しい」が最も多い。 <p>意見：障がいのある人と障がいのない人も一緒に、フリーマーケットやバザーや祭りで交流が深められるといい。全国フリーマーケットでもいい。</p>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツおよび文化面で健常者との交流が少なく、市として機会を増やしてほしい。 ○米原市が把握しているオープン参加のサークル等を、冊子などにまとめるなどして周知してほしい。 ○米原市の行事に、障がい者が参加できる仕組みがほしい。例えば、手話通訳やボランティア、バリアフリー等である。 ○聴覚障がい者が集い気楽に過ごせる施設があると良いと感じる。 ○聴覚障がい児が“手話”で交流できる場を望む。 ○全障がい者が集うコミュニティの場所がないため、場所作りに期待している。 ○通所施設の玄関前の花の整備を、市で委託してもらえないか、考えてほしい。

8 生活環境

今後の取組	
○公共施設等のバリアフリー	○福祉避難所、広域避難所での福祉避難室の充実
○歩道や道路の整備	○避難の際における障がい者への配慮
○公共交通機関等におけるバリアフリー化や合理的配慮など障がい者への配慮	○犯罪、消費者トラブル等の防止 など
○災害時の支援体制の構築	

現状・課題・要望等	
アンケート	<p>○平成22年の調査に比べると、いずれの障がいも外出の頻度が高くなっている。</p> <p>○外出の主な移動手段は、いずれの障がいも「自家用車（乗せてもらう）」または「自家用車（自分で運転）」が最も高くなっている。</p> <p>○外出する上で困ることは、いずれの障がいも「電車・バスの便が悪い」が高く、障がい児は「まわりが気にかかる」が最も高くなっている。</p> <p>○米原市はバリアフリーの進み具合では、＜遅れている＞が＜進んだ＞を上回っている。</p> <p>○バリアフリーが進んでいる点や場所としては、公共施設や米原駅をあげる人が多い。遅れているところとしても、駅や市役所などのトイレや階段をあげる人が多く、また歩道や道路も多くあげられている。</p> <p>○災害時に困ると思われることについて、「避難についての不安」が最も高い。</p> <p>○地区の避難場所の認知度は、知的障がい者や精神障がい者で低くなっている。</p> <p>○避難所等で困ると思われることは、トイレ、薬や医療が高くなっている。障がい児や知的障がい者では「周囲の理解」や「コミュニケーションのこと」も高くなっている。</p> <p>○避難行動要支援者登録制度の認知度では、身体障がい者が33.6%、知的障がい者が28.3%、精神障がい者が14.8%、難病患者が31.6%、障がい児が34.5%となっている。</p> <p>意見：大雪の時の除雪をもっと朝早くからきれいにやってほしい。脇道などもしてほしい。</p>
ヒアリング	<p>○米原市全体のバリアフリーについて検討が必要である。</p> <p>○公共施設の更なるバリアフリー化をお願いしたい。</p> <p>○障がい者用トイレ内に折りたたみ式のベッドを設置してほしい。</p> <p>○呼吸器や医療機器を乗せると、車いすも大きめのサイズになる。ストレッチャーでの移動の人もいるため、エレベーター内を広くしてほしい。</p> <p>○駅の電光掲示等を増やしてほしい。事故等の時は、積極的に細かな情報を流してほしい。</p> <p>○災害を想定した具体的な話し合いの場がなく、早急に動きや対応を話し合う必要がある。</p> <p>○災害時の連携の必要性。また、福祉避難所の指定を受けてはいるが、本当にその機能を果たせるのか、対応できるのかが心配である</p> <p>○福祉避難所、福祉避難室を充実させてほしい。</p> <p>○災害時、日常医療機器（吸引器、呼吸器等）の停電時の充電の確保が必要である。</p> <p>○災害発生時に、聴覚障がい者の命や生活を守るため、災害の発生状況や避難所での手話通訳の派遣や文字表示等、適切な被災支援が受けられるよう、体制を整えてほしい。</p> <p>○避難所での聴覚障がい者とのコミュニケーション対策がとられていない（手話通訳等）。</p>

9 情報・意思疎通支援

今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○アクセシビリティの向上 ○米原市手話言語条例に基づいた施策の推進（手話、要約筆記等の人材の育成など） ○知的障がい者等への情報伝達についての配慮

現状・課題・要望等	
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコン、スマートフォンの利用状況では、「どちらも使っている」「パソコンは使っている」「スマートフォンは使っている」を合計した「使っている」が精神障がい者と難病患者では50%前後だがその他の障がいでは低くなっている。 ○パソコンを学んでみたいと思うかをたずねたところ、精神障がい者と障がい児の40%以上が「はい」と回答している。 ○市のホームページについては、「よく見る」「時々見る」を合計した＜見る＞は、いずれの障がいでも25%以下であり、特に知的障がい者は低くなっている。 ○視覚障がい者の点字を読める割合は12.5%、必要だと思うが読めないが28.1%となっている。 ○聴覚障がい者のコミュニケーション手段は、複数の手段を併用している。補聴器が最も高く、聴覚、言語障がい者ともに筆談・要約筆記が高くなっている。手話は聴覚障がい者の28.8%、障がい児では4人中2人が使っている。 ○意思疎通支援についての要望としては、「希望する日時に利用できるようにしてほしい」が多い。 ○暮らしやすくなるために、特にしてほしいこととして「今ある制度をもっと分かりやすく紹介してほしい」が高くなっている。
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀のろう学校は大切なので存続してほしい。聴覚障がいを持つ者のコミュニケーションの場の確保が大切である。 ○手話通訳者と要約筆記の派遣は無料、継続のため意思疎通支援事業の予算化をしてほしい。 ○通訳者の支援や専任通訳者の安定的な身分保障が必要である。 ○手話奉仕員養成講座や手話教室の予算化をしてほしい。
審議会等	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度中にて手話言語条例を制定することを目指して、市民委員会で条例案について検討している。

第4章 基本理念等

1 基本理念

基本理念：「ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」

2006（平成18）年12月、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国は平成19年9月にこの条約に署名し、その後、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を進め、平成26年1月20日に条約を批准しました。

この条約の中に示された、インクルージョン、障がいの「社会モデル」、あらゆる差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育などの新しい考え方は、障害者基本法をはじめとする関係法の改正や、新たに制定された法律に盛り込まれています。

インクルージョンとは「包み込む」「排除しない」という意味であり、条約の第19条において、「締約国は障害のある人が他の人と平等の選択と自由をもって地域社会の中で生活する権利を認める」と明記しています。

障がいの「社会モデル」は、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいによるのではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという考え方です。そのため、スロープの設置や手話通訳者による支援等、過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」の提供を義務付けています。

こうした新しい考え方や理念を踏まえ、障がいのある人を生きづらくさせているハード、ソフト両面の障壁を取り除き、障がいのある人をありのまま受け入れられるように、社会、地域が変わっていく必要があります。また、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援していく必要があります。

この計画では、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが等しくかけがえのない個人として認めあい、尊重され、分け隔てられることなく支え合い、ともに暮らせる社会の実現を目指します。

これを「ともにつながり ともに育ち・学び ともにすすむまち 米原」と表し、この計画の基本理念とします。

2 分野別目標

基本理念として掲げた「ともにつながり ともに育ち学び ともにすすむまち 米原」の実現に向け、次の分野別目標に沿って施策を推進します。

分野別目標Ⅰ 障がいのある人の権利擁護と地域福祉の推進

障がいの特性と障がいのある人についての市民の理解を促進し、障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、障がいのある人の権利擁護を図ります。

また、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら、地域で共に助け合いながら暮らしていく体制を構築し、障がいのある人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

分野別目標Ⅱ 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

早期療育の充実、インクルーシブ教育の推進に努めるとともに、障がいのある児童生徒の子育て支援の充実を図ります。

障がいのある人の就労の場の拡大と一般就労への移行支援などに努め、障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう支援します。

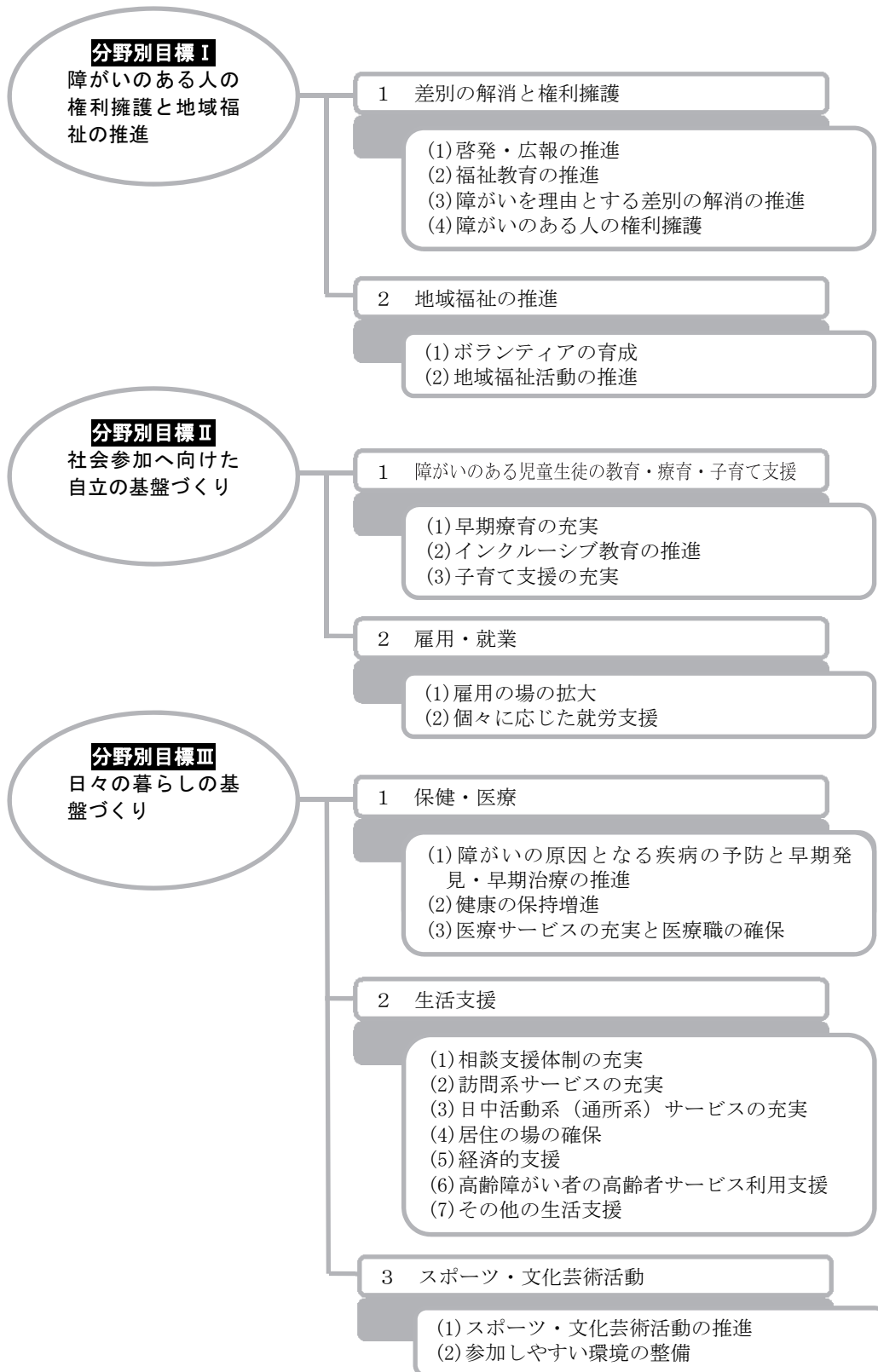
分野別目標Ⅲ 日々の暮らしの基盤づくり

障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの軽減を図るための保健・医療サービスの充実と将来にわたり医療職を確保すること、いつでも対応できる相談支援体制の充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と日中活動の場や居住の場の確保、生活を豊かにするスポーツ・文化芸術活動の推進などを図り、障がいのある人とその家族の日々の暮らしを支援します。

分野別目標Ⅳ 住みよい環境の基盤づくり

誰もが住みやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、情報のバリアフリー化を図ります。また、地域ぐるみの防災・防犯対策に取り組み、安心安全な住みよい環境づくりを推進します。

3 施策の体系



分野別目標Ⅳ
住みよい環境の基
盤づくり

1 生活環境

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 安全な移動の確保
- (3) ソフト面からのバリアフリー化の推進
- (4) 防犯・防災対策の推進

2 情報・意思疎通支援

- (1) 情報提供の充実
- (2) 情報化社会への対応
- (3) 意思疎通支援
- (4) 手話言語条例の普及

4 重点施策

第3期計画では、次の課題について重点的に取り組んでいきます。

(1) グループホームの整備促進と地域生活を支える訪問系サービスの充実

第2期計画時点のグループホームの市内整備数は3か所（定員19人）、市外ホームを含めた利用者数は19人となっていました。平成29年度の市内整備数は5か所（定員31人）、市外ホームを含めた利用者数は42人と着実に増加しています。

知的障がいのある人では、依然としてグループホームや施設の整備を望む意見が多くなっています。障がいのある人が地域で暮らす場として、グループホームは今後も高いニーズがあると予測されることから、引き続き整備を促進します。特に、重度障がいのある人が利用できるホームの整備を促進します。

また、地域生活を支えるために欠かすことのできない訪問系サービスについても、既存のサービス量の確保に加えて、新たなサービス事業所の確保等に努めて充実させていきます。

図表5-1 グループホームの状況

施設名	所在地	定員（人）	市内の利用者（人）
かるがも	米原市	6	4
おうみ	米原市	7	7
いぶき	米原市	7	6
蛍の家	米原市	5	4
のぞみ	米原市	6	4
市内事業所 計		31	25
市外事業所			17
利用者 合計			42

(注) 平成29年6月現在

(2) 生活介護等の充実

生活介護、就労継続支援B型については、市内の事業所はほぼ定員一杯に近い状況にあり、今後数年の内には特別支援学校高等部卒業生の受入れが市内事業所では難しい状況になってくることが予測されることから、事業の拡大、新規事業所の参入が求められます。

このため、生活介護、就労継続支援B型について、計画期間内に既存事業所の事業拡大、新規事業所の参入を促進します。

図表 5-2 生活介護・就労継続支援B型の市内事業所の状況

生活介護			就労継続支援B型		
事業所名		人数	事業所名		人数
定員	社会福祉法人湖北会いぶきやま	20	定員	社会福祉法人米原市社会福祉協議会 ほおずき作業所	20
	社会福祉法人湖北会ライフまいばら	40		社会福祉法人湖北会ワークスさかた	40
	デイサービスひだまり（基準該当）	15※		社会福祉法人湖北会いぶきやま	20
				湖北みみの里	20
	市内事業所合計	75		市内事業所合計	100
利用者合計（平成29年6月現在）		114	利用者合計（平成29年6月現在）		108

※基準該当サービスのため、実際の利用者数は少数となる。

また、日中活動系サービスについては、障がいの状況に応じて、生活介護、就労継続支援B型、就労継続支援A型など様々なサービスがあります。生活介護の量の確保はもちろんですが、同時に、より一般就労に近い人たち、より収入の多い場へのステップアップを目指す支援が重要と考えます。生活介護の利用者が就労継続支援B型を利用する、就労継続支援B型利用者がA型を利用する流れを作る必要があります。アンケート結果では、就労継続支援B型について「授産賃金（工賃）を多くしてほしい」という意見が非常に多くなっています。B型の中で工賃の向上を目指すことと併せて、A型で働くことでより多くの収入を得られる機会を提供していくことが必要です。このための体制づくりを推進します。これにより、生活介護、就労継続B型の受入れ枠も広がると考えます。

(3) 新たな就労継続支援事業の創設（農福連携事業等の推進）

既存の就労継続支援事業だけではなく、農業と障がいのある人の雇用を連携させる農福連携事業や、その他全国で取り組まれている新しいかたちの就労継続支援事業を参考として、米原市での新たな就労継続支援事業の創設を目指します。先進自治体、障がい者雇用を積極的に推進する企業へビジネスモデルの構築に向け協力を得るなど、その実現を推進します。

農福連携事業では、地域の農家の協力、地域の企業の支援など、地域とのつながりづくりも期待されます。

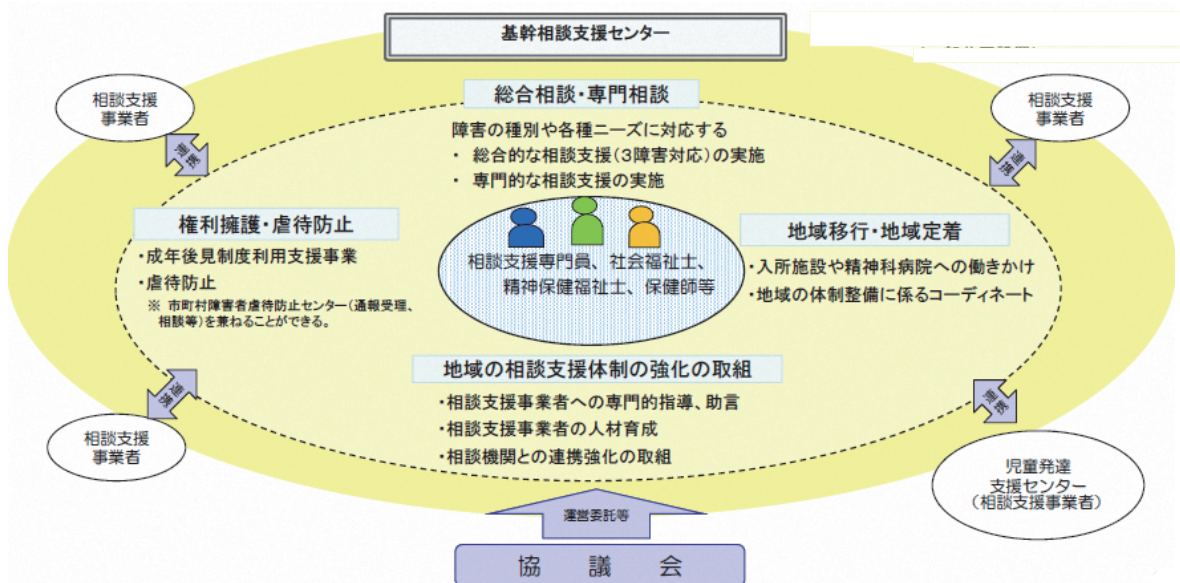
(4) 基幹相談支援センターの設置

複雑、多様化している相談に対応していくためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要です。また、相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められています。

- 相談が増加し、相談内容も複雑・多様化して困難事例が多くなってきていることから、これらに対応できるよう、湖北圏域に障害者基幹相談支援センターの設置を推進します。
- 障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、市内の相談支援体制の充実を図ります。

図表 5-3 基幹相談支援センターのイメージ（国資料から抜粋）

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて図の業務を行います。



第5章 分野別計画

分野別目標Ⅰ 障がいのある人の権利擁護と地域福祉の推進

1 差別の解消と権利擁護	(1) 啓発・広報の推進	市民への啓発促進
		新しい障がい者施策のPR
		障害者虐待防止法の周知
		企業の意識向上
	(2) 福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進
		教職員の障がいについての学習の推進
		児童生徒の交流
	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい者差別解消のための啓発・教育活動の推進
		事業者等への理解促進
		市職員の研修
	(4) 障がいのある人の権利擁護	成年後見制度の周知
		日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知
米原市社会福祉協議会での法人後見事業		
障がい者虐待防止		
2 地域福祉の推進	(1) ボランティアの育成	ボランティアの育成
		地域ボランティア活動の推進
	(2) 地域福祉活動の推進	地域住民の理解と個別避難計画
		関係団体との連携
		社会福祉法人の社会貢献との連携
		地域福祉計画の推進

1 差別の解消と権利擁護

学校教育や社会教育等の機会を活用して、障がいのある人および障がいの特性について正しい知識の取得促進を図るとともに、障害者権利条約のインクルージョン、あらゆる差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育、障がいの「社会モデル」など障がい者施策の基本となる考え方についての広報・啓発活動に努めます。

また、障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、虐待防止や成年後見制度の利用促進など障がいのある人の権利擁護に努め、ともに暮らせるまちを目指します。

(1) 啓発・広報の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.1	<p>市民への啓発促進</p> <p>障がいのある人および障がいについて正しい知識を身に付け、偏見を取り除いていくことが、障がいのある人が地域で暮らしていくために非常に重要です。そして、ともに暮らしていこうとすることが必要となります。このため、広報まいばら、出前講座を中心として、より共感でき、主体的な行動につながる効果的な啓発活動を推進します。また、福祉団体等の発行する機関紙や講演会等あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。</p>	継続	社会福祉課 市発達支援センター 生涯学習課
No.2	<p>新しい障がい者施策のPR</p> <p>地域社会における共生、障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮など、障害者基本法に定める基本原則や障がい者施策について広報・啓発活動に努めます。</p> <p>市民に対しては、障がい者週間、人権週間、社会福祉大会、出前講座などにおいて、基本原則について、周知を図ります。</p> <p>障がい者の当事者団体、福祉関係者に対しては、制度改正やサービスについて、市役所が実施する出前講座の活用を促進し、情報提供を行います。</p>	継続	社会福祉課 生涯学習課
No.3	<p>障害者虐待防止法の周知</p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」の施行を踏まえ、障がい者や家族、サービス事業者、企業、福祉・教育・医療関係者等への周知を図るとともに、市民に対して通報への協力を呼び掛けていきます。</p>	継続	社会福祉課 人権政策課

No.4	企業の意識向上 障がいのある人の雇用、民間施設や公共交通機関のバリアフリー化などを促進するため、関係機関と協力して意識向上に努めます。	継続	社会福祉課 商工観光課
------	---	----	----------------

(2) 福祉教育の推進

	事業・活動の内容	方向	担当課等
No.5	学校における福祉教育の推進 総合的な学習の時間において、特別支援学校、社会福祉協議会、障がい者支援施設等との連携を図り、福祉体験活動や交流を通して、児童生徒の福祉の心を醸成していきます。特に、体験活動については、児童生徒の成長に応じた内容となるよう充実を図ります。その中で、障がいについての正しい理解を身に付けていきます。	継続	学校教育課
No.6	教職員の障がいについての学習の推進 教職員については、障がいの特性と障がいのある児童についての知識を深め指導力向上を図るため、また、教職員や関係者の高い関心に応えるため、「インクルーシブ教育講座」等を実施していきます。	継続	社会福祉課 市発達支援センター 学校教育課 教育センター
No.7	児童生徒の交流 特別支援学校と小・中学校、保育所等との居住地校交流を支援し、インクルーシブ教育の推進に向け、児童生徒の相互理解を深めていきます。	継続	学校教育課 教育センター

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

	事業・活動の内容	方向	担当課等
No.8	障がい者差別解消のための啓発・教育活動の推進 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」の施行を踏まえ、心のバリアフリーを推進する啓発・教育活動に一層努め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	新規	社会福祉課
No.9	事業者等への理解促進 事業者等による差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の相談を受け付けた際は、当該事業者に対して差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等、障害者差別解消法の趣旨を説明して、理解を得るよう努めます。	新規	社会福祉課

No.10	市職員の研修 障害者差別解消法の規定により策定した市職員対応要領に基づき、窓口対応、各種施策を推進する場合の障がい者への合理的配慮等が適切に行われるよう、市職員の研修を実施します。	継続	社会福祉課 市発達支援センター 総務課
-------	--	----	---------------------------

(4) 障がいのある人の権利擁護

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.11	成年後見制度の周知 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について、障がいのある人や家族および民生委員・児童委員などの関係者への周知を図ります。	継続	社会福祉課 暮らし支援課
No.12	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知 社会福祉協議会においては、判断能力が十分でない障がいのある人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。	継続	社会福祉課 暮らし支援課
No.13	米原市社会福祉協議会での法人後見事業 米原市権利擁護センターにおいて、社会福祉協議会が自主事業として、法人成年後見等を実施しています。	新規	社会福祉課 暮らし支援課
No.14	障がい者虐待防止 障がい者虐待の通報の届出を受けた場合には、関係機関と連携して障がいのある人、養護者等の相談・指導を行います。加えて、関係機関、民間団体とで設けた「米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」を活用し、障がい者虐待防止に努めます。	新規	社会福祉課
No.15	人権相談の実施 人権擁護委員や関係機関と連携を図り、相談者のニーズに応じて随時相談を実施するとともに迅速な対応に努めます。また、研修会や情報交換会等に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。	継続	社会福祉課 人権政策課

2 地域福祉の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、公的なサービスだけでなく、見守り、買い物やゴミ出しなど軽微な日常の支援、災害時や緊急時の支援など、身近な地域住民やボランティアなどの支援が必要です。地域住民全てで支える地域福祉に向けて、社会福祉協議会等と協力し、障がい者に対する理解の促進と、地域における自発的・積極的な福祉活動を支援していきます。

(1) ボランティアの育成

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.16	ボランティアの育成 音訳ボランティアの養成を図ります。また、社会福祉協議会が行うボランティア養成講座への参加を促進します。	継続	社会福祉課
No.17	地域ボランティア活動の推進 見守りや日常生活における軽微な支援が行われるよう、社会福祉協議会等と協力してボランティア活動への参加、地域住民による見守り体制の構築を働き掛けていきます。	新規	社会福祉課

(2) 地域福祉活動の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.18	地域住民の理解と個別避難計画 要支援者への個別避難計画作成の取組が、市内全自治会へ広がるよう促進するなど自治会等と連携して、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう地域住民の理解と支援を働き掛けていきます。	継続	社会福祉課 くらし支援課
No.19	関係団体との連携 地域の身近な相談役として重要な役割を担う民生委員・児童委員の機能が発揮されるよう、障がいに関する研修会の実施や関係機関との連携を強化します。	継続	くらし支援課
No.20	社会福祉法人の社会貢献との連携 社会福祉法人には、福祉サービス供給の中心的な役割を果たすだけでなく、法人が持つ人材や施設・設備などの資源を活用して、高齢者・障がい者・子どもな	新規	くらし支援課

	<p>ど地域住民の頼りとなる地域の拠点の一つとなり、地域住民が健康で安心して生活できるよう地域貢献活動に取り組むことが期待されています。これらの取組を連携させながら地域福祉活動を促進します。</p>		
No.21	<p>地域福祉計画の推進 米原市に関わるみんなが、一体となって地域の福祉課題を解決していくため、地域福祉計画と連携した福祉のまちづくりを推進します。</p>	継続	くらし支援課

分野別目標Ⅱ 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

1 障がいのある児童生徒の教育・療育・子育て支援	(1) 早期療育の充実	療育ネットワークの充実
		児童発達支援事業の充実
		ペアレントトレーニングの実施
		居宅訪問型児童発達支援
		就学前教育の充実
		保育施設のバリアフリー化の推進
	(2) インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育に向けた取組の推進
		通級指導の充実
		関係機関との連携
		子どもケアサポート事業の充実
		体験学習・校外学習の推進
		特別支援学級児童の交流
		学校施設のバリアフリー化の推進
		巡回相談・就学指導の充実
	学校における保育所等訪問支援の推進	
(3) 子育て支援の充実	日中一時支援事業の充実	
	放課後等デイサービスの適切な実施	
	サマーホリデーサービス	
	子育て支援センター	
2 雇用・就業	(1) 雇用の場の拡大	企業等への働き掛け
		就労支援ネットワークの構築
		市役所としての障がいのある人の雇用促進
		働き・暮らし応援センターの充実
		障がいのある人の雇用への理解促進
		農福連携事業の推進
	(2) 個々に応じた就労支援	就労移行支援の推進
		就労定着支援の推進
		就労継続支援の推進
		就労系サービス事業所等からの優先調達
		障がい者雇用促進施策との連携
		通勤への支援

1 障がいのある児童生徒の教育・療育・子育て支援

障がいのある児童生徒とその家族が、できる限り身近なところで療育や子育て支援が受けられるよう努めます。

また、障がいのある児童生徒とない児童生徒がともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育を推進し、ともに育ち、ともに学べるまちを目指します。

(1) 早期療育の充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.22	療育ネットワークの充実 年齢や発達段階、障がいの内容等に応じた療育の場が確保され、継続的な支援が行われるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、健康づくり課、市発達支援センター、教育委員会、児童発達支援てらす、滋賀県発達障害者支援センター等の関係機関の連携を図ります。	継続	社会福祉課 健康づくり課 市発達支援センター くらし支援課
No.23	児童発達支援事業の充実 就学前の障がいのある児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導および集団への適応訓練を行う児童発達支援事業（ひまわり教室）については、平成28年度から地域包括医療福祉センターに移設し、児童発達支援センターてらす、児童発達支援ひまわりとして運営しています。引き続き、充実を図ることと併せて、利用料は引き続き全額減免します。	継続	社会福祉課 健康づくり課 くらし支援課
No.24	ペアレントトレーニングの実施 障がい児の親等に対して障がいについて理解を促すとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、児童発達支援センターてらす、児童発達支援ひまわりにおいて、ペアレントトレーニングを実施します。また、ペアレントトレーニングは生涯にわたって必要な支援であるとの認識に立ち、ペアレントメンターと併せて継続した家族支援を実施します。	新規	社会福祉課 健康づくり課 市発達支援センター くらし支援課
No.25	居宅訪問型児童発達支援 児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児、医療的ケア児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障がい児の居宅を児童発達支援てらすの支援員等が訪問して発達支援を行える体制を整備します。	新規	社会福祉課 健康づくり課 くらし支援課

No.26	<p>就学前教育の充実</p> <p>市内全ての保育所、幼稚園、認定こども園において障がいのある児童の受入れを行い、米原市特別支援保育基本方針に基づく保育を実施していきます。</p> <p>発達障がいのある（または疑いのある）児童の増加への対応、保育ニーズや障がいの特性に応じた配慮、保護者への支援などの重要性を踏まえ、関係機関との連携を強化し、園内体制の充実や、保育者等の専門性および保育力向上を図り、子どもの育ちや保護者の子育てを支援します。</p> <p>また、各園での保育所等訪問支援の受入れについても関係機関と協議し、充実していきます。</p>	拡充	保育幼稚園課
No.27	<p>保育施設のバリアフリー化の推進</p> <p>市内の保育施設等についてはおおむねバリアフリー化が済んでいます。しかし、一部、建て替えの終わっていない施設もあるため、障がいのある児童に配慮した施設のバリアフリー化を推進します。</p>	継続	保育幼稚園課

(2) インクルーシブ教育の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.28	<p>インクルーシブ教育に向けた取組の推進</p> <p>障がいのある児童生徒とない児童生徒が共に教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材の工夫や施設のバリアフリー化など基礎的環境整備を図ります。</p>	継続	学校教育課 (教育センター) 教育総務課
No.29	<p>通級指導の充実</p> <p>市内小学校を対象に設置している通級指導教室について、更に設置を推進します。</p>	拡充	学校教育課
No.30	<p>関係機関との連携</p> <p>子どもの成長に合わせて連続した特別支援教育が行われるよう、特別支援学校、特別支援学級、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援ひまわりの職員、就学担当職員等の連携を強化します。また、発達障害者支援センターと連携した研修会の実施などにより職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>さらに、利用者がスムーズに相談を受けられるよう窓口の明確化とともに、乳幼児から成人まで生涯を見通した支援が受けられるような米原市発達支援センターの充実を目指します。</p>	継続	健康づくり課 社会福祉課 学校教育課 保育幼稚園課 くらし支援課

No.31	<p>子どもケアサポート事業の充実</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習面や生活面で個々に応じた支援を行う子どもケアサポーター・スクリーニングケアサポーターについては、対象児童の増加に対応できるよう、増員を図るとともに、研修等によりサポーターの力量を高めていきます。</p>	継続	学校教育課 (特別支援サポートセンター)
No.32	<p>体験学習・校外学習の推進</p> <p>障がいのある児童の体験学習、校外学習等を促進し、豊かな人間性を育み、集団に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能の育成を図ります。</p> <p>各校で実施されている活動についての共有化を図り、児童生徒の実態に応じた学習が進められるよう、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等を通して情報交換を図ります。</p>	継続	学校教育課
No.33	<p>特別支援学級児童の交流</p> <p>市内の特別支援学級在籍児童生徒および担当職員による焼きそば交歓会、なかよしカーニバル、卒業生を祝う会等の交流会を実施します。</p>	継続	学校教育課 (教育センター)
No.34	<p>学校施設のバリアフリー化の推進</p> <p>障がいの有無、障がいの種別を超え、地域の学校で教育が受けられるよう、エレベーターの設置、車いすトイレや自動ドアの整備など学校施設のバリアフリー化を推進します。</p>	継続	教育総務課
No.35	<p>巡回相談・就学指導の充実</p> <p>障がいのある就学前の幼児および小中学生を対象として、就学先などについての相談を行う巡回相談を実施します。保護者に対しては、就学について十分な知識・情報が伝わるよう、また、適切な就学先を選択できるように、関連資料の配布、事前の話し合い等を行います。保護者が地域での就学を希望する場合は、その意向を尊重し必要となる合理的配慮を行うように努めます。</p>	継続	学校教育課 保育幼稚園課
No.36	<p>学校における保育所等訪問支援の推進</p> <p>保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園だけでなく、小・中学校、高校の利用もできることから、受入れについて関係機関と協議し、充実していきます。</p>	新規	社会福祉課 学校教育課 保育幼稚園課

(3) 子育て支援の充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.37	<p>日中一時支援事業の充実</p> <p>日中、障がい者支援施設等において障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業については、特別な配慮を必要とする児童が増加しており、指導員研修会等に参加し、関係機関とも連携を図りながら対応に努めます。</p> <p>なお、放課後等の児童の利用について、親の就労支援等は引き続き日中一時支援事業で対応していきます。</p>	継続	社会福祉課
No.38	<p>放課後等デイサービスの適切な実施</p> <p>放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する放課後等デイサービスについては、国などの通知に配慮し適切に実施していきます。</p>	継続	社会福祉課 くらし支援課
No.39	<p>サマーホリデーサービス</p> <p>夏期休暇期間中における、障がいのある児童の有効な余暇時間の活用と規則正しい生活習慣の維持および保護者の癒しの時間の確保や就労支援を目的として実施します。</p>	継続	社会福祉課
No.40	<p>子育て支援センター</p> <p>未就園児童をもつ子育て家庭の身近な相談窓口である子育て支援センターについては、訪問事業の充実を図り、障がいのある乳幼児・児童の早期発見、子育て相談、専門機関へのつなぎなど、関係機関との連携をより迅速かつ円滑に行います。</p>	継続	保育幼稚園課

2 雇用・就業

障がいのある人に、できる限り一般就労の場が拡大されるよう、関係機関との連携を図り、障がいのある人の就労を支援します。また、働くことは、収入を得るだけでなく、人とのふれあいの場、生きがいの場を得ることでもあるため、障がいのある人個々の特性に応じた多様な就業機会が確保されるよう就労支援を推進します。

(1) 雇用の場の拡大

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.41	企業等への働き掛け 平成30年度以降、障がい者雇用率が引き上げられます。しかし、市内の民間企業の障がい者雇用率は低い水準にあることから、関係機関と協力し、企業等に障がいのある人の雇用義務制度、障がいのある人を雇用する企業を支援するための助成制度、先進事例等、障がい者雇用促進施策についての周知を図り、障がいのある人の雇用を促進します。	継続	社会福祉課 商工観光課
No.42	就労支援ネットワークの構築 障がいのある人の一般就労を促進するためのネットワークを構築するため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の就労支援部会において協議を進めます。	継続	社会福祉課 商工観光課
No.43	市役所としての障がいのある人の雇用促進 市役所における障がいのある人の雇用枠を引き続き設け、職員の計画的な採用を行います。	継続	総務課
No.44	働き・暮らし応援センターの充実 就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問等によって就業面と生活面の一体的な支援を行う「湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター」については、長浜市と共同で事業を実施していきます。	継続	社会福祉課
No.45	障がいのある人の雇用への理解促進 広報誌で障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行う等、企業、市民への理解促進に努めます。また、障害者虐待防止法や改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、就労の現場において障がいを理由とした差別など人権の侵害や虐待がないよう、関係機関と協力し、啓発活動と相談体制の充実に努めます。	継続	社会福祉課 商工観光課 人権政策課

No.46	農福連携事業の推進 農業と障がいのある人の雇用を連携させる農福連携事業の推進に努めます。全国の先進地を参考として、障がい者雇用を積極的に推進する企業へビジネスモデルの構築に向け協力を得るなど、その実現を目指します。	新規	社会福祉課 農政課 くらし支援課
-------	---	----	------------------------

(2) 個々に応じた就労支援

	事業・活動の内容	方向	担当課等
No.47	就労移行支援の推進 一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着のための支援を行う就労移行支援については、その内容がより充実するように支援します。 また、就労移行に向け、関係機関の連携を密にして職場定着を支援していきます。	継続	社会福祉課
No.48	就労定着支援の推進 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人が、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、家族・企業・関係機関等との連絡調整、相談等の必要な支援を行い職場定着を図ります。	新規	社会福祉課
No.49	就労継続支援の推進 一般就労が困難な障がいのある人等に、通所により働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援については、利用者が増加し事業所が不足している状況であることから、新規事業所の参入を支援していきます。	継続	社会福祉課
No.50	就労系サービス事業所等からの優先調達 就労系サービス事業所等からの物品の調達や役務の提供については、市役所から優先的に発注を行い、事業所等の仕事を確保し、障がいのある人の就労を支援します。	新規	社会福祉課
No.51	障がい者雇用促進施策との連携 就労移行支援等の福祉施策とトライアル雇用、ジョブコーチ等の障がい者雇用促進施策との連携が図られるよう、関係機関と連携して、企業、就労移行支援や就労継続支援の事業者へ情報を提供します。	継続	社会福祉課

No.52	<p>通勤への支援</p> <p>送迎等のない企業へ一般就労した時の通勤手段の確保について、米原市乗合タクシー事業（まいちゃん号）を使用する際の補助事業を活用する等、公共交通機関を利用しての通勤方法等について支援します。</p>	新規	防災危機管理課
-------	---	----	---------

分野別目標Ⅲ 日々の暮らしの基盤づくり

1 保健・医療	(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療の推進	妊娠期健康教育の充実
		妊娠期健康教育事後指導の推進
		乳幼児健康診査の推進
		乳幼児健康診査事後指導の推進
		発達相談の充実
		健康診査の推進
	(2) 健康の保持増進	保健指導の充実
		早期うつ対策の推進
	(3) 医療サービスの充実と医療職の確保	自立支援医療
		福祉医療費助成
		医療機関における合理的配慮の提供
		訪問診療の充実
重症心身障がい者への対応		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
2 生活支援	(1) 相談支援体制の充実	障害者相談支援事業の推進
		基幹相談支援センターの設置
		精神障害者地域生活支援センター「そら」
		身体障害者相談員・知的障害者相談員
		市相談窓口
		生涯を通じた相談支援の整備
		長浜米原しょうがい者自立支援協議会
	(2) 訪問系サービスの充実	居宅介護等の充実
		移動支援等の充実
	(3) 日中活動系（通所系）サービスの充実	生活介護等の充実
		短期入所の提供
	(4) 居住の場の確保	日中一時支援事業の充実（再掲）
		グループホームの整備促進
		自立生活援助の実施
	(5) 経済的支援	住宅改修費の支給
		施設入所支援の提供
		各種手当の給付（特別障害者手当等）
		介護用品購入費用助成
		自動車操作訓練費等の補助
		自動車燃料費・福祉タクシー等運賃の助成
	(6) 高齢障がい者の高齢者サービス利用支援	福祉施設通所費助成
		心身障害者扶養共済掛金助成
	(7) その他の生活支援	共生型サービスの促進
		障害者相談支援専門員とケアマネジャーとの連携
		重度障がい者ケアホームの整備
		訪問入浴サービスの実施
		配食サービスの実施
		重度障がい者（児）移動支援事業
補装具費の支給		
日常生活用具の給付・貸与		
地域生活体験事業の実施		
3 スポーツ・文化芸術活動	(1) スポーツ・文化芸術活動の推進	地域生活支援拠点等の整備
		スポーツ教室等への参加支援
		文化芸術活動機会の拡充
		当事者団体の活動への支援
		アール・ブリュットの振興
	(2) 参加しやすい環境の整備	休日活動への移動支援
		活動施設等のバリアフリー化の推進
		生涯学習等への参加支援

1 保健・医療

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療の観点から保健事業の一層の充実を図るとともに、障がいのある人が安心して受診できる医療の実施体制の充実に努めます。

また、保健・医療・福祉関係者が連携して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、精神障がいのある人の病院・施設から地域生活への移行を促進します。

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.53	妊娠期健康教育の充実 安心安全な出産と将来の生活習慣病予防を目的とし、妊婦健診の受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳やすくすくファイルを活用し、妊娠期からの健康管理に関する健康教育を充実させていきます。	継続	健康づくり課
No.54	妊娠期健康教育事後指導の推進 妊婦おたずね票を用いて、妊婦の健康状態や家庭環境などを把握し、若年妊婦、多胎妊婦、疾病のある妊婦など支援が必要な妊婦に対し、適切な支援を行います。	継続	健康づくり課
No.55	乳幼児健康診査の推進 発達の遅れや障がいを早期に発見し適切な保健指導・早期療育につなげるため、4か月児、10か月児、1歳8か月児、2歳6か月児および3歳児6か月児健康診査を実施します。すくすくファイルを活用した保健指導内容の充実に努め、保護者の子育て力を高めます。また、未受診児を把握し、面接や訪問指導により適切な支援を行います。	継続	健康づくり課
No.56	乳幼児健康診査事後指導の推進 健康診査等で経過観察が必要と思われる乳幼児およびその保護者を対象とした育児相談、訪問指導を実施し、助言・指導を行います。必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な早期療育指導につなげていきます。	継続	健康づくり課 市発達支援センター

No.57	発達相談の充実 健康診査等で身体的、精神的な遅れ（機能障がいの疑い）がある場合、心理判定員による発達検査を実施し、療育が必要な場合には速やかに児童発達支援ひまわり等につなげていきます。また、保護者が子どもの心身の発達課題を理解できるよう助言するとともに、適切な関わりについて保護者と一緒に考えていきます。	継続	健康づくり課 市発達支援センター
No.58	健康診査の推進 生活習慣病から心疾患・脳梗塞等を発症し、後遺症として障がいが残ることがあります。このため、特に増加している生活習慣病を早期に発見し、適切な治療や生活習慣の改善につながるよう健康診査の充実に努めます。そのために、総合健診や休日健診などの受けやすい環境づくりと健診受診の必要性についての周知に努めます。	継続	健康づくり課

(2) 健康の保持増進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.59	保健指導の充実 健康診査の結果等に基づき、生活習慣病予防を目的とした保健指導の充実に努めます。	継続	健康づくり課
No.60	早期うつ対策の推進 市民が心の健康に関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処でき、精神的健康の保持増進ができるよう、講演会の開催等により心の健康づくりに関する知識の普及、啓発に努めます。また、地域における心の健康に関する相談や学校・職域への情報提供の充実に努めます。加えて、エジンバラ産後うつ病質問票を用いて、産後うつ病の早期発見に努めます。	継続	社会福祉課 健康づくり課

(3) 医療サービスの充実と医療職の確保

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.61	自立支援医療 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療（旧更生医療、育成医療および精神通院医療）は、自立支援医療として医療費の90%に相当する額が公費負担されます。	継続	社会福祉課

No.62	福祉医療費助成 自立支援医療に加え、障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、保険診療で自己負担となる医療費について助成を行います。今後、県制度の見直し等に配慮しつつ、制度の維持に努めていきます。	継続	保険課
No.63	医療機関における合理的配慮の提供 車いす使用者や意思疎通に障がいのある人が安心して医療を受けることができるよう、医療機関にバリアフリー化など合理的配慮の提供を働き掛けていきます。	継続	社会福祉課 くらし支援課 健康づくり課
No.64	訪問診療の充実 市内での在宅療養支援の体制整備の中で、訪問診療についても提供体制等の充実を図っていきます。	継続	健康づくり課 くらし支援課
No.65	重症心身障がい者への対応 医療ケアの必要な重度障がい者が、身近で医療を受けられる体制づくりについて、長浜米原しょうがい者自立支援協議会において調整し、充実を図ります。	継続	社会福祉課
No.66	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、湖北圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、連携による支援体制の構築を図り、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	新規	社会福祉課
No.67	福祉の人材確保のための支援制度 市の奨学金制度を利用して福祉系専門学校、大学等を卒業した人が米原市に住み続け、福祉系事業所へ就業することを目的とした支援制度の実施を目指します。	新規	健康福祉部

2 生活支援

障がいのある人が住みなれた家庭や地域で自立した暮らしができるよう、計画相談など相談支援の充実、訪問系サービスの充実、日中活動の場の確保、グループホームなど生活の場の確保、障害福祉サービス、生活支援事業等の充実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.68	障害者相談支援事業の推進 障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整を図るなど障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	継続	社会福祉課
No.69	基幹相談支援センターの設置 湖北福祉圏域に「基幹相談支援センター」を設置し、2次相談への対応等機能充実を図るように長浜市のほか、関係機関と協議を進めます。	新規	社会福祉課
No.70	精神障害者地域生活支援センター「そら」 精神障害者地域生活支援センター「そら」に委託して、精神障がいのある人の相談支援を行います。	継続	社会福祉課
No.71	身体障害者相談員・知的障害者相談員 身体障がいや知的障がいのある人からの日常的な相談に応じたり、必要な助言・指導を行う「障がい者自立相談コーナー」を設け、地域福祉活動の中核となって相談支援を行います。また、相談員制度の周知を図ります。	継続	社会福祉課
No.72	市相談窓口 市社会福祉課の窓口において各種障がい福祉施策に関する相談・助言・情報提供を行い、高い専門性が必要とされる相談内容については、専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。	継続	社会福祉課
No.73	生涯を通じた相談支援の整備 障がいのある人のライフステージに応じて、適切な支援や情報提供ができるよう、乳幼児期から始まり、学齢期、成人期の成長や医療、教育、福祉等の総合的な相談支援体制の整備を目指します。	新規	社会福祉課 くらし支援課 健康づくり課 市発達支援センター

No.74	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 専門部会やプロジェクト部会において、障がい者施策のニーズや課題、解決策等について協議を行い、施策の推進、充実を図ります。	継続	社会福祉課 健康づくり課
-------	--	----	-----------------

(2) 訪問系サービスの充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.75	居宅介護等の充実 介護給付による居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、圏域で新規事業者の参入を図り、必要なサービスの量および質の確保に努めます。	継続	社会福祉課
No.76	移動支援等の充実 介護給付による行動援護、同行援護および地域生活支援事業による移動支援について、圏域で新規事業者の参入を図り、障がいのある人の外出を支援します。	継続	社会福祉課

(3) 日中活動系（通所系）サービスの充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.77	生活介護等の充実 卒業後の日中活動の場の確保と、多様な障がいの特性に応じた活動の場が選択できるよう就労継続支援事業所や生活介護の整備を促進します。 医療ケアの必要な重度障がい者が利用できる日中活動の場（生活介護）の整備等を湖北圏域において促進します。 また、強度行動障がい者を受入れ、適切な対応に努める事業所への支援を行います。	継続	社会福祉課
No.78	短期入所の提供 身近な地域での利用ができるよう、グループホーム等の空き室の利用や介護保険施設の事業参入など地域の既存施設の利用・多機能化について研究します。また、グループホーム等の整備に併せた短期入所用部屋の確保を促進します。	継続	社会福祉課

No.79	<p>日中一時支援事業の充実（再掲）</p> <p>日中、障害者支援施設等において障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業については、特別な配慮を必要とする児童が増加しており、指導員研修会等に参加し、関係機関とも連携を図りながら対応に努めます。</p> <p>なお、放課後等の児童の利用について、親の就労支援等は引き続き日中一時支援事業で対応していきます。</p>	継続	社会福祉課
-------	---	----	-------

(4) 居住の場の確保

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.80	<p>グループホームの整備促進</p> <p>施設入所・入院から地域生活への移行を推進し、地域において自立した生活が営めるよう、住まいの場となるグループホームの整備を促進します。また、重度障がいのある人も利用できるホーム、身近なところで利用できる短期入所の併設などについても併せて支援していきます。</p> <p>また、複数ユニットの併設等、新しい提供の型について研究します。</p>	拡充	社会福祉課
No.81	<p>自立生活援助の実施</p> <p>障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う相談・助言を行うなど円滑な地域生活に向けた支援を行います。</p>	新規	社会福祉課
No.82	<p>住宅改修費の支給</p> <p>個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障がいのある人用に改修する場合に住宅改修費の一部を助成します。</p>	継続	社会福祉課
No.83	<p>施設入所支援の提供</p> <p>施設入所支援については、圏域内施設の老朽化が進んでいることから、改修整備を促進するなど、生活の質の向上を図ります。また、重度障がいのある人が利用できるケアホーム等の整備を図り、地域生活への移行を促進します。</p> <p>また、高齢者施策の小規模特別養護老人ホームのような運営形態の可能性について研究します。</p>	継続	社会福祉課

(5) 経済的支援

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.84	各種手当の給付（特別障害者手当等） 障がいのある人や障がいのある児童の手当としては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）」に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当等があります。対象となる障がい内容等について、広報誌等により制度の周知を図ります。	継続	社会福祉課
No.85	介護用品購入費用助成 重度障がいのある人を対象に、日常生活用具給付等事業の上乗せサービスとして、介護用品（紙おむつ等）を購入するための費用の一部を助成します。	継続	社会福祉課
No.86	自動車操作訓練費等の補助 身体障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許を取得するための費用、自動車の改造等に要する費用の一部を助成します。	継続	社会福祉課
No.87	自動車燃料費・福祉タクシー等運賃の助成 重度障がいのある人の通院または生活行動範囲の拡大等を目的として、自動車燃料費チケット・福祉タクシーチケットを交付します。助成対象条件について、精査・点検を行います。	継続	社会福祉課
No.88	福祉施設通所費助成 障がいのある人の社会参加を促進するため、福祉施設への通所費用の一部を助成します。	継続	社会福祉課
No.89	心身障害者扶養共済掛金助成 障がいのある人の保護者なき後の生活保障として、障がいのある人（児）の保護者が毎月掛金を払い込む任意加入方式の心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成します。	継続	社会福祉課

(6) 高齢障がい者の高齢者サービス利用支援

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.90	共生型サービスの促進 障がいのある人の高齢化への対応を見据えて、障がい福祉サービス事業者の介護保険への参入を促進します。また、障がい福祉サービス等で不足するサービスについては介護保険事業者の参入を促進します。	新規	社会福祉課 くらし支援課

No.91	障害者相談支援専門員とケアマネジャーとの連携 共生型サービスの実施、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっては、サービスの質の確保を図ります。また、ケアマネジャーと障がい者制度の相談支援専門員の連携を推進します。	新規	社会福祉課 くらし支援課
-------	--	----	-----------------

(7) その他の生活支援

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.92	重度障がい者ケアホームの整備 医療等が必要な重度の障がいのある人が、安心して生活ができる場所として、重度障がい者ケアホームを、重症心身障害者通所施設「えがお」と同敷地内へ早期の開所を目指します。また、大津市でケアホームを整備する、障害児福祉協会へも働き掛けを行うなど、湖北圏域全体の施設利用対象者を見据え、施設整備を進めていきます。	新規	社会福祉課
No.93	訪問入浴サービスの実施 重度身体障がいのある人を対象として、訪問入浴サービスを実施します。	継続	社会福祉課
No.94	配食サービスの実施 栄養管理はもちろん、安否確認の観点からも有効であることから、一人暮らしの障がいのある人等に対して配食サービスを実施します。	継続	社会福祉課
No.95	重度障がい者（児）移動支援事業 家庭や一般の公共交通機関を利用して外出することが困難な、在宅の重度の障がいのある人を対象に、移動支援サービスを提供する事業を行うことによって、障がい者の自立と生活の質の確保を図ります。	継続	社会福祉課
No.96	補装具費の支給 障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用について補装具費の一部を支給します。	継続	社会福祉課
No.97	日常生活用具の給付・貸与 日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具および排せつ管理支援用具の給付・貸与を行います。今後、必要に応じて、時代・ニーズに適合した用具、基準価格の見直しを行います。	継続	社会福祉課

No.98	地域生活体験事業の実施 グループホーム等で、自立した地域生活を営むことができるよう、短期の入居生活を行い、自活能力を向上させる地域生活自立体験ホーム事業を、湖北福祉圏域共同事業として実施します。	継続	社会福祉課
No.99	地域生活支援拠点等の整備 グループホームや障害者支援施設の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	新規	社会福祉課

3 スポーツ・文化芸術活動

一人でも多くの障がいのある人が、生活を豊かにするスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動等に参加してその楽しさを味わうことができるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。

(1) スポーツ・文化芸術活動の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.100	スポーツ教室等への参加支援 障がいのある人の体力の増強、交流、余暇の充実を目的として、湖北福祉圏域でスポーツ教室等の活動を推進します。また、県および広域主催のスポーツ大会への積極的な呼び掛けと啓発に努めるとともに、会場への送迎等の支援を行います。	継続	社会福祉課 生涯学習課
No.101	文化芸術活動機会の拡充 作業所や各種団体が行う文化活動に対して地域と連携を図るよう努めます。	継続	社会福祉課 生涯学習課
No.102	当事者団体の活動への支援 当事者団体が行うスポーツ、レクリエーション活動を通じた仲間づくりを支援します。	継続	社会福祉課 生涯学習課
No.103	アール・ブリュットの振興 県が推進するアール・ブリュット（造形活動）の振興を図り、障がいのある人の社会参加とともに、障がい者に対する理解の促進を図ります。	新規	社会福祉課 生涯学習課
No.104	休日活動への移動支援 休日の文化・スポーツ・イベント等への参加について、移動支援等、交通手段の確保に努めます。	新規	社会福祉課

(2) 参加しやすい環境の整備

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.105	活動施設等のバリアフリー化の推進 段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置など障がいのある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進していきます。	継続	社会福祉課
No.106	生涯学習等への参加支援 バリアフリー施設での開催、手話通訳者・要約筆記者の配置など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	継続	社会福祉課

分野別目標Ⅳ 住みよい環境の基盤づくり

1 生活環境	(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	公共施設等のバリアフリー化の推進
		民間施設のバリアフリー化の促進
	(2) 安全な移動の確保	公共交通機関等のバリアフリー化の促進
		バス乗車助成
		安全な歩行空間の整備
	(3) ソフト面からのバリアフリー化の推進	合理的配慮の促進
		バリアフリーマップのPR
		障がい者補助犬の受入れ
	(4) 防犯・防災対策の推進	個別避難計画の作成
		災害時等の情報伝達
		避難場所における配慮
	2 情報・意思疎通支援	(1) 情報提供の充実
点字広報・音の広報		
手話通訳放送の充実		
福祉ガイドブックの作成		
(2) 情報化社会への対応		点字新聞購入費の補助
		ホームページのバリアフリー化の推進
		情報のバリアフリー化への支援
(3) 意思疎通支援		意思疎通支援事業の推進
		音訳・手話講座の開催
(4) 手話言語条例の普及		手話言語条例の周知
		手話言語条例による施策の推進

1 生活環境

障がいのある人等全ての人が、暮らしやすいまちをつくるために、市民の理解と協力を得ながら、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、地域の防犯・防災のネットワークを築き、障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.107	公共施設等のバリアフリー化の推進 新設の施設については、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。また、既存施設については当事者の参画を確保しつつ、バリアフリー化を推進します。	継続	社会福祉課 総合庁舎整備 推進室 管財課 くらし支援課
No.108	民間施設のバリアフリー化の促進 買い物、食事、通院など、市民が普段から利用することの多い施設は民間施設です。施設の改善を促進するために最も必要なものはバリアフリーへの理解であり、そのため県と連携して指導を行うとともに、協力を働き掛けていきます。	継続	社会福祉課 くらし支援課

(2) 安全な移動の確保

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.109	公共交通機関等のバリアフリー化の促進 高齢者や身体障がいのある人等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を促進していきます。	継続	社会福祉課 くらし支援課
No.110	バス乗車助成 車を運転しない障がいのある人等の社会参加を促進する観点から、バス乗車助成を行い、交通手段利用時の負担軽減と社会参加への促進を図ります。	継続	社会福祉課

No.111	安全な歩行空間の整備 障がいのある人が安心して出掛けられる歩行空間の整備を推進します。国道、県道については関係機関に要望するとともに、市道については、米原市道路網整備計画に基づき、整備および維持管理を推進します。	継続	建設課
--------	--	----	-----

(3) ソフト面からのバリアフリー化の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.112	合理的配慮の促進 障がいのある人にとってのバリアは、障がいのない人の車いす利用者用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面ではありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民のそれら施設・設備の意義についての理解を促進し、市民が合理的配慮を心掛けられるように啓発活動を推進します。	新規	社会福祉課
No.113	バリアフリーマップのPR 長浜米原しょうがい者自立支援協議会が作成した、湖北圏域内の飲食店および公共施設に係るバリアフリーマップのPRに努めます。また、見直しを行い、内容の更新・充実を図ります。	継続	社会福祉課
No.114	障がい者補助犬の受入れ 盲導犬を始めとする障がい者補助犬の受入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼び掛けていきます。	継続	社会福祉課

(4) 防犯・防災対策の推進

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.115	個別避難計画の作成 避難時に支援を必要とする人については、把握に努めるとともに、地元自治会、地域の援助者による個別避難計画の作成を推進します。	継続	社会福祉課 くらし支援課
No.116	災害時等の情報伝達 障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるように、スマートフォン・携帯電話への米原市防災アプリ（事前登録が必要）を配信しています。	継続	社会福祉課 くらし支援課 防災危機管理課

	米原市防災アプリを活用して、避難情報等の提供を行います。防災アプリが利用できない方についても、放送内容確認電話システム、専用タブレットの貸出し、屋外放送等で情報の伝達に努めます。		
No.117	避難場所における配慮 主要な避難場所となる施設については、車いすトイレの設置等バリアフリー化を推進します。医療については、関係機関と協力して体制の充実に努めます。さらに、聴覚障がいのある人に状況説明や物資の配給等の情報が伝わるよう、文字情報を提供します。	継続	社会福祉課 くらし支援課 防災危機管理課

2 情報・意思疎通支援

障がいのある人やその家族に必要な情報が届き、社会参加や適切なサービスの利用が図られるよう情報提供の充実に努めます。

また、聴覚・言語機能等に障がいのある人の意思疎通の円滑を図るため、手話通訳者の派遣等の支援を充実していきます。

加えて、手話を言語と認識し、その普及を目指した手と「手をつなぐ米原市手話言語条例（以下「手話言語条例」という。）」に基づいた施策の推進等に努めます。

(1) 情報提供の充実

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.118	広報紙等の充実 広報まいばら、議会だよりについては、文字の大きさや色彩、レイアウトなど、障がいのある人に見やすいよう合理的配慮に努めます。	継続	広報秘書課 議会事務局
No.119	点字広報・音の広報 点字広報・音の広報を発行し、視覚障がいのある人へ市の行政情報その他公的な情報を提供します。	継続	社会福祉課
No.120	手話通訳放送の充実 市行政放送局「伊吹山テレビ」における手話通訳放送の充実に努めます。 手話言語条例の施行により、より一層の充実を目指します。	継続	社会福祉課 広報秘書課
No.121	福祉ガイドブックの作成 手帳取得の手続やサービス内容を紹介する福祉ガイドブックを作成配布し、サービスを必要とする人に情報が届くようにします。	継続	社会福祉課

(2) 情報化社会への対応

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.122	点字新聞購入費の補助 視覚障がいのある人の情報取得を支援し、社会参加を促進するために、点字新聞の購入費用の一部を助成します。	継続	社会福祉課

No.123	ホームページのバリアフリー化の推進 市公式ホームページについては、拡大文字や色彩などの配慮に努めてきたところであり、今後も更なる情報のバリアフリー化に努めます。	継続	社会福祉課 広報秘書課
No.124	情報のバリアフリー化への支援 上肢機能障がい、または視覚障がいのある人を対象として、障がいがあることにより必要となるパソコンの周辺機器やソフトを、日常生活用具として給付します。	継続	社会福祉課

(3) 意思疎通支援

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.125	意思疎通支援事業の推進 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。手話言語条例の施行により、一層の充実を目指します。	継続	社会福祉課
No.126	音訳・手話講座の開催 社会福祉協議会や滋賀県聴覚者福祉協会に委託し、音訳ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座を開催し、講座を通して市民の中から人材を養成します。手話言語条例の施行により、一層の充実を目指します。	継続	社会福祉課

(4) 手話言語条例の普及

事業・活動の内容		方向	担当課等
No.127	手話言語条例の周知 手話を言語として認識し、市民が障がいのある人への理解を深め、手話を必要とする市民があらゆる場面で意思疎通を図ることができる地域共生社会を実現することを目的とした「手話言語条例」の周知を図ります。	新規	社会福祉課
No.128	手話言語条例による施策の推進 手話言語条例に定める施策推進方針を早期に定め、計画的に「手話の普及啓発」「手話の習得機会の確保」「手話による情報発信および情報取得」等各種施策を実施していきます。	新規	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課

資料

1 計画の策定経過

◆平成28年度

年 月 日	事 項	内 容
平成29年1月10日	○第1回米原市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・障がい者計画および障がい福祉計画の見直しについて ・アンケート調査の実施について
平成29年2月23日 ～3月10日	○米原市障がい者計画・障がい福祉計画アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者 1,398人（有効回答904、64.7%） ②知的障がい者 270人（有効回答152、56.3%） ③精神障がい者（自立支援医療（精神通院医療）の支給認定者含む） 389人（有効回答189、48.6%） ④難病患者（特定医療費指定難病の受給者証所持者）＜保健所を通じて＞ 298人（有効回答171、57.4%） ⑤障がい児 111人（有効回答58、52.3%）
平成29年3月17日 ～3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体ヒアリング（書面ヒアリング）の実施 ○サービス事業者アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体 6団体 ・サービス事業者 48事業所

◆平成29年度

年 月 日	事 項	内 容
平成29年7月25日	○第1回米原市障がい者計画等審議会	・障がい者計画・障がい福祉計画アンケート結果について
平成29年8月14日 ～8月25日	○障がい福祉施策について各課に照会	・関係する4機関および庁内5課へ照会を実施
平成29年10月6日	○第2回米原市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市障がい者計画（素案）総論部分について ・第5期米原市障がい福祉計画・第1期米原市障がい児福祉計画（素案）現状と目標部分について

平成29年10月18日	○長浜米原しょうがいしゃ自立支援協議会で意見聴取	
平成29年10月24日	○障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中間報告	
平成29年12月15日	○第3回米原市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期米原市障がい者計画（素案）について ・第5期米原市障がい福祉計画・第1期米原市障がい児福祉計画（素案）について
平成29年12月19日 ～12月27日	○「米原市障がい者計画案および米原市障がい福祉計画案」について各課意見照会	・庁内関係課（16課1室）へ障がい者計画（案）について意見照会
平成30年2月9日	○障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中間報告（2回目）	
平成30年2月9日 ～2月22日	○「米原市障がい者計画案および米原市障がい福祉計画・障がい児福祉計画案」パブリックコメント・庁内意見聴取の実施	
平成30年3月16日	○市議会 議員全員協議会へ計画概要について報告	
平成30年3月19日	○第4回米原市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・障がい者計画等案の承認

2 米原市障がい者計画等審議会

(1) 米原市付属機関設置条例

平成28年3月24日
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第1のとおり執行機関の付属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第1所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 付属機関は、それぞれ別表第1委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第1委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第1委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(法律または他の条例による付属機関)

第5条 市が設置する付属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第4条関係)

付属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	米原市障がい者計画等審議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 障がい福祉関係機関の代表者 (3) 保健医療関係機関の代表者 (4) 教育関係機関の代表者 (5) 商工・労働関係機関の代表者 (6) 障がい者福祉団体等の代表者 (7) 公募による市民 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年

(2) 米原市障がい者計画等審議会規則

平成28年4月1日
規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市附属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市障がい者計画等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市附属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3) 委員名簿（平成29年3月1日現在）

【順不同、敬称略】

氏 名	所 属 団 体 等
窪 田 知 子	滋賀大学教育学部准教授
大 橋 敬 市	湖北健康福祉事務所
◎吉 田 正 子	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会会長
○廣 部 智 子	特定非営利活動法人 愛光園 (長浜米原しょうがい者自立支援協議会会長)
川 崎 昭 仁	社会福祉法人 ひかり福祉会常務理事 (ひので作業所所長)
高 山 徹	社会福祉法人 滋賀県障害児協会 (湖北タウンホーム所長)
岸 田 惣 吾	社会福祉法人 湖北会 (あ〜と・すだち管理者)
橋 本 文 男	湖北障害者相談センター所長(長浜米原しょうがい者自立支援協議会相談ワーカー部会長)
中 瀬 弘 士	米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」 作業療法士
澤 敦 男	長浜養護学校 高等部 進路部長
堤 俊 彰	米原市教育委員会 通級指導教室
福 田 弘 樹	長浜職業安定所
阿 藤 誠 介	働き・暮らし応援センター(長浜米原しょうがい者自立支援協議会就労支援部会長)
美濃部 裕 道	CILだんない(長浜米原しょうがい者自立支援協議会権利擁護部会長)
西 林 正 夫	公募
久保田 晶 子	公募

◎会長 ○副会長

3 アンケートの抜粋

(1) 改善してほしい障害福祉サービス、地域支援事業

障害福祉サービス、地域支援事業で、5人以上が改善を希望したものをまとめました。居宅介護、行動援護、移動支援事業の訪問系サービス、ショートステイは「希望する日時に利用できるようにしてほしい」が多くなっています。就労継続支援A型、就労継続支援B型はともに「授産賃金（工賃）を多くしてほしい」が多くなっています。また、日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業は「利用者負担を少なくしてほしい」が多くなっています。

図表1 改善してほしい内容（改善希望が5人以上のもの）

<p><居宅介護> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 6</p> <p><行動援護> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 6</p> <p><自立訓練> サービス量（日数・時間）を増やしてほしい 9 希望する日時に利用できるようにしてほしい 5</p> <p><就労移行支援> 近くに事業所がほしい 8 希望する日時に利用できるようにしてほしい 5</p> <p><就労継続支援A型> 授産賃金（工賃）を多くしてほしい 9 事業所の数を増やしてほしい 5</p> <p><就労継続支援B型> 授産賃金（工賃）を多くしてほしい 25 事業所の数を増やしてほしい 8 近くに事業所がほしい 8</p> <p><療養介護> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 5 利用者負担を少なくしてほしい 5</p> <p><ショートステイ> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 14 事業所の数を増やしてほしい 10 近くに事業所がほしい 9 利用者負担を少なくしてほしい 9</p>	<p><移動支援事業> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 10 利用者負担を少なくしてほしい 9 近くに事業所がほしい 8 サービス量（日数・時間）を増やしてほしい 6 事業所の数を増やしてほしい 6</p> <p><日中一時支援事業> 利用者負担を少なくしてほしい 13 事業所の数を増やしてほしい 12 サービス量（日数・時間）を増やしてほしい 11 希望する日時に利用できるようにしてほしい 9 近くに事業所がほしい 9</p> <p><日常生活用具給付等事業> 利用者負担を少なくしてほしい 12</p> <p><意思疎通支援事業> 希望する日時に利用できるようにしてほしい 5</p> <p><相談支援事業> 近くに事業所がほしい 7 サービス量（日数・時間）を増やしてほしい 7 希望する日時に利用できるようにしてほしい 6</p>
---	--

(2) 現在の日中の過ごし方

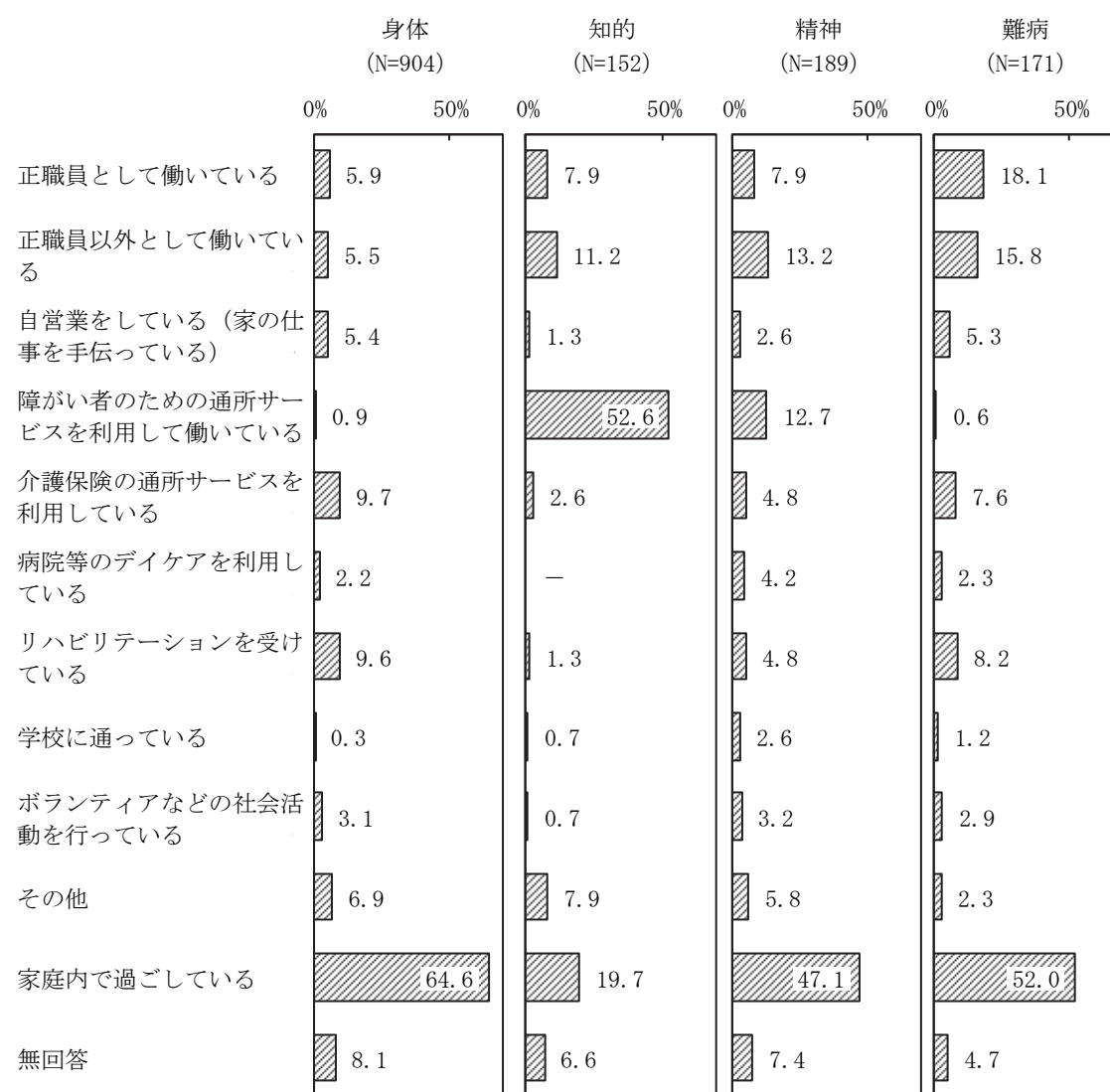
現在、日中をどのように過ごしているかをたずねたところ、身体障がい者は高齢者が多いため「家庭内で過ごしている」が64.6%と高く、「介護保険の通所サービスを利用している」「リハビリテーションを受けている」も10%近くあります。

知的障がい者は、「障がい者のための通所サービスを利用している」が52.6%を占めています。

精神障がい者は、「家庭内で過ごしている」が47.1%を占め、次いで「正職員以外として働いている」(13.2%)、「障がい者のための通所サービスを利用している」(12.7%)などの順となっています。

難病患者は、「家庭内で過ごしている」が52.0%を占めていますが、「正職員として働いている」「正職員以外として働いている」も15%以上です。

図表2 現在の日中の過ごし方（複数回答）



(3) 今後の日中の過ごし方

「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えた人の、現在と今後の希望をみたものです。身体障がい者は、現在の「家庭内で過ごしている」が大幅に減少し、今後の「正職員以外として働きたい」「ボランティアなどの社会活動を行いたい」が増加しています。

知的障がい者は、現在の「家庭内で過ごしている」が減少し、今後の「正職員として働きたい」が増加しています。

精神障がい者は、現在の「家庭内で過ごしている」が大幅に減少し、今後「正職員として働きたい」「正職員以外として働きたい」が大幅に増加しています。

難病患者も他と同様に「家庭内で過ごしている」が減少しています。

図表3 今後の日中の過ごし方（現在とは違う日中の過ごし方をしたい人）

単位：人

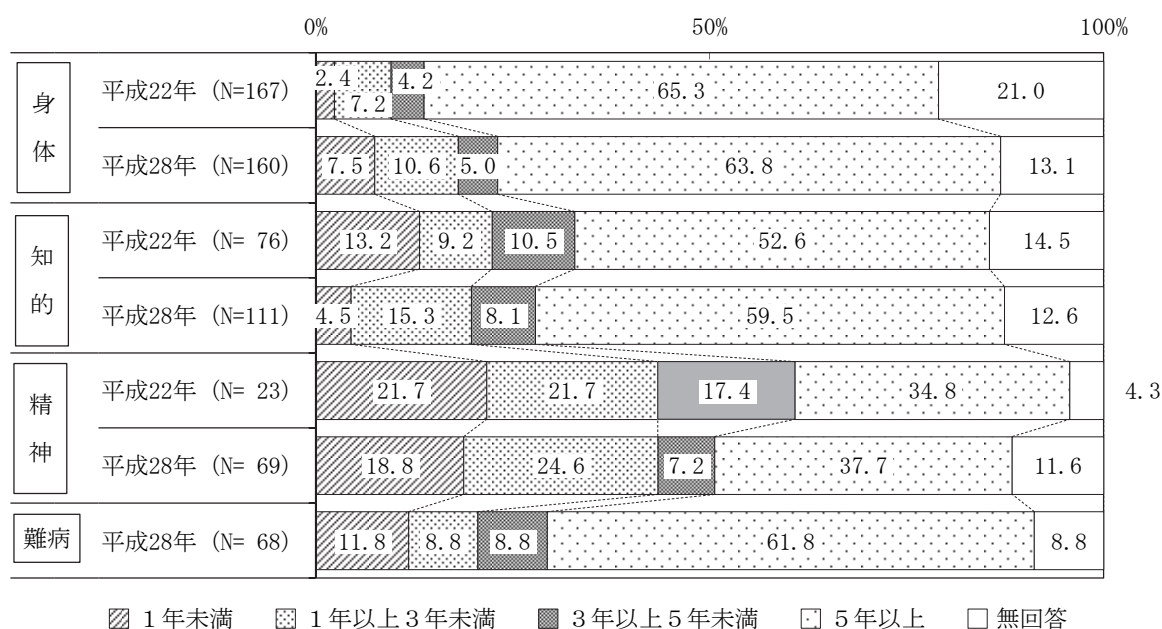
区 分		身体 (N=96)	知的 (N=26)	精神 (n=59)	難病 (N=18)	合計
正職員として働いている	現在	9	1	-	1	11
正職員として働きたい	今後	8	12	20	1	41
正職員以外として働いている	現在	6	4	8	3	21
正職員以外として働きたい	今後	16	5	15	5	41
自営業をしている（家の仕事を手伝っている）	現在	3	1	1	1	6
自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）	今後	8	-	2	-	10
障がい者のための通所サービスを利用して働いている	現在	3	9	8	1	21
障がい者のための通所サービスを利用して働きたい	今後	5	7	11	1	24
介護保険の通所サービスを利用している	現在	12	-	2	1	15
介護保険の通所サービスを利用したい	今後	13	1	-	1	15
病院等のデイケアを利用している	現在	3	-	2	-	5
病院等のデイケアを利用したい	今後	8	1	2	2	13
リハビリテーションを受けている	現在	22	-	2	1	25
リハビリテーションを受けたい	今後	24	-	1	3	28
学校に通っている	現在	1	-	3	-	4
学校に通いたい	今後	1	2	5	1	9
ボランティアなどの社会活動を行っている	現在	4	1	2	-	7
ボランティアなどの社会活動を行いたい	今後	11	2	3	1	17
その他	現在	5	4	5	1	15
その他	今後	6	3	4	2	15
家庭内で過ごしている	現在	62	8	34	12	116
家庭内で過ごしたい	今後	16	1	3	1	21

(4) 現在の仕事に従事している期間

現在働いている人に、現在の仕事に従事している期間をたずねたところ、「5年以上」は、身体障がい者が63.8%、知的障がい者が59.5%、精神障がい者は37.7%、難病患者は61.8%となっています。また、「1年未満」は、身体障がい者が7.5%、知的障がい者が4.5%、精神障がい者が18.8%、難病患者が11.8%となっており、精神障がい者の職場定着の難しさがうかがえます。

平成22年の調査に比べると、知的障がい者、精神障がい者は、「1年未満」が低下し、「5年以上」が高くなっています。反対に、身体障がい者は「5年以上」が低下し、「1年未満」が高くなっています。

図表4 現在の仕事に従事している期間



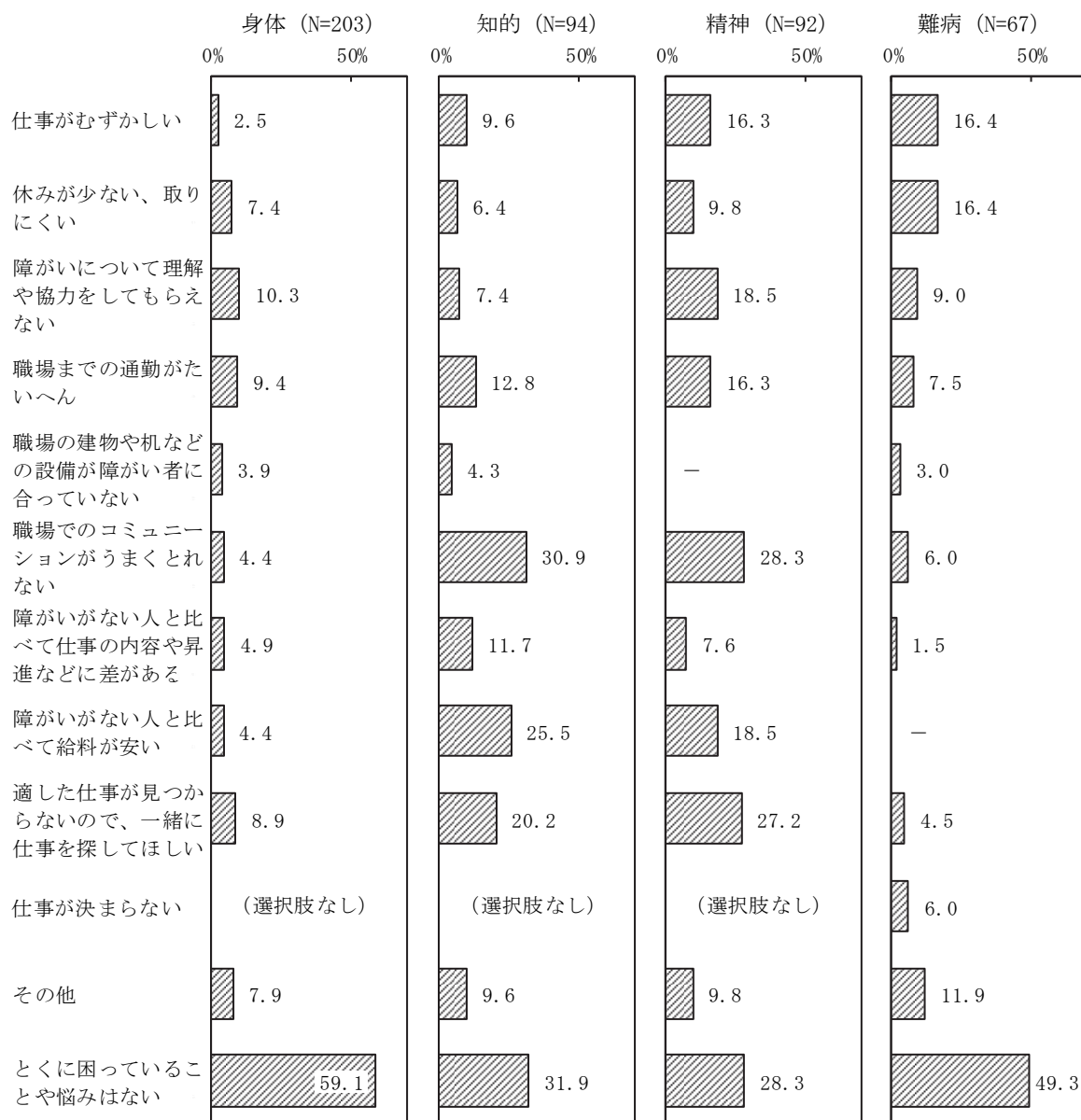
(5) 仕事のことで困っていること

一般的に身体障がい者や難病患者に比べて、知的障がい者や精神障がい者の割合が高くなっています。結果として「とくに困っていることや悩みはない」は、身体障がい者や難病患者が高くなっています。

知的障がい者では、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が30.9%と最も高く、「障がいがない人と比べて給料が安い」「適した仕事が見つからないので、一緒に仕事を探してほしい」も20%以上です。

精神障がい者は、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「適した仕事が見つからないので、一緒に仕事を探してほしい」が27~28%台で並んでいます。

図表5 仕事のことで困っていること

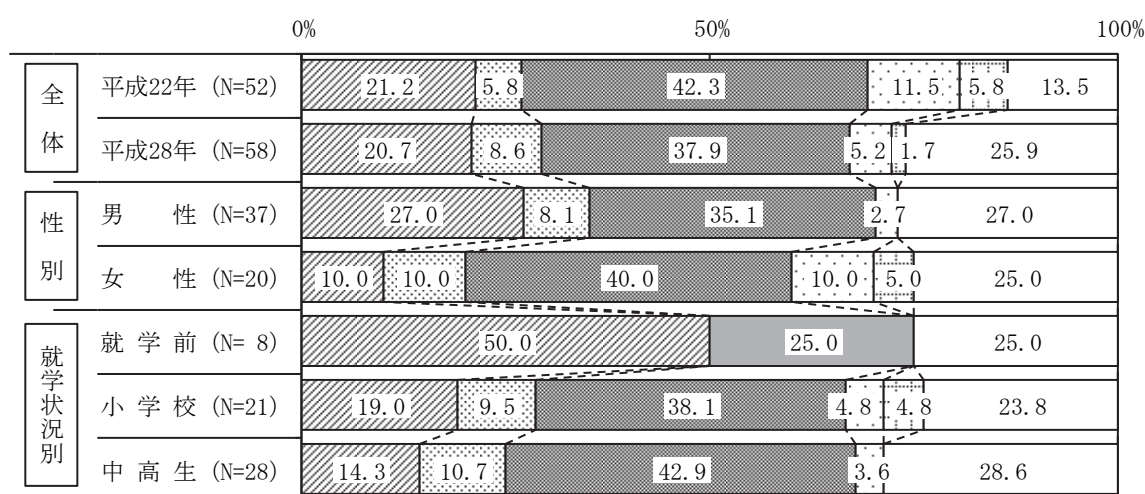


(6) 希望する学習形態（障がい児）

学校で勉強する形は、「障がいのある仲間のクラスで勉強しながら、障がいのない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」が37.9%と最も高く、就学の段階が上がるほど高くなっています。「障がいのあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい」は、就学の段階が上がるほど低くなっています。

平成22年の調査に比べると、「障がいのある仲間たちのクラスで勉強したい」が高くなり、「障がいのある仲間のクラスで勉強しながら、障がいのない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」が低くなっています。

図表6 希望する学習形態（障がい児）



■ 障がいのあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい

■ 障がいのある仲間たちのクラスで勉強したい

■ 障がいのある仲間たちのクラスで勉強しながら、障がいのない仲間たちとも勉強する機会をもちたい

■ 障がいのない仲間たちのクラスで勉強しながら、障がいのある仲間たちとも勉強する機会をもちたい

■ その他

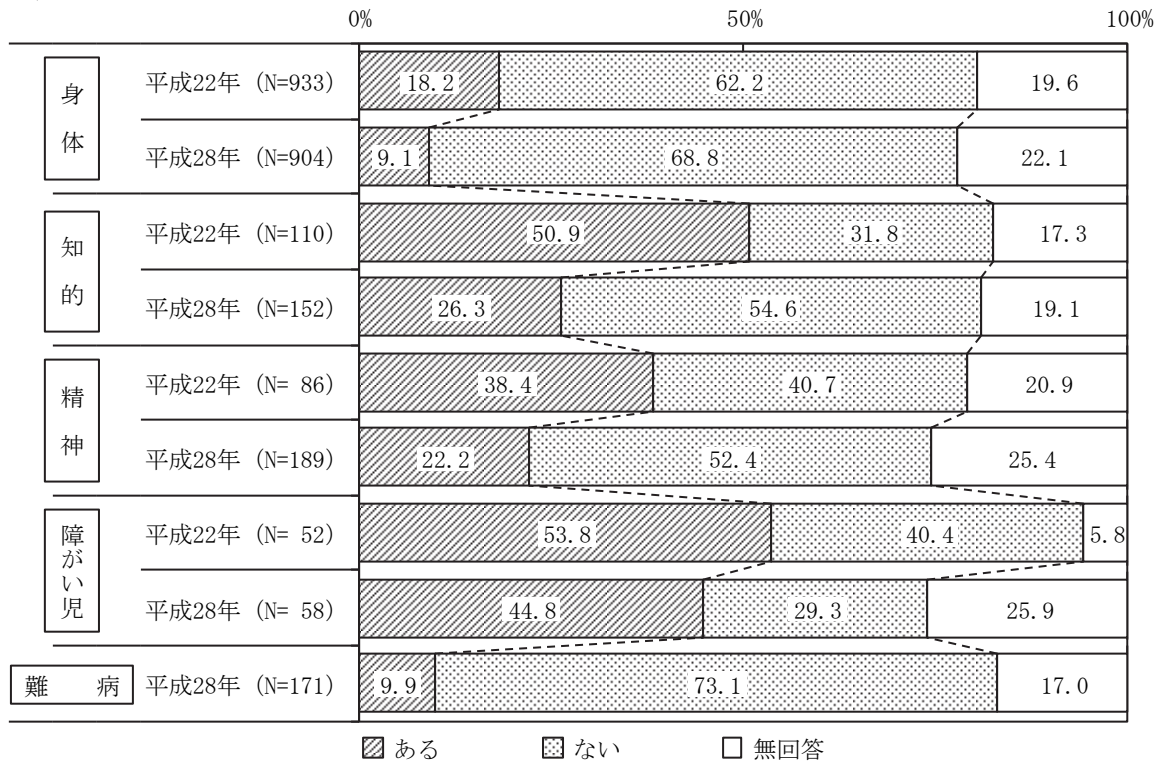
□ 無回答

(7) いやな思い

「あなたは、この5年くらいの中に障がいがあるために差別をうけたり、いやな思いをしたことがありますか」という設問に対しては、身体障がい者の9.1%、知的障がい者の26.3%、精神障がい者の22.2%、難病患者の9.9%、障がい児の44.8%が「ある」と答えています。

平成22年の調査と比べると、いずれの障がい者も「ある」の割合は低下しています。平成22年調査では「これまでに」としていたものを今回調査では「この5年くらいの中に」と設問を変更していることも割合が低下した要因の一つかもしれませんが、全体としては、福祉教育の推進などによって、理解は高まっていると推察されます。

図表7 いやな思い

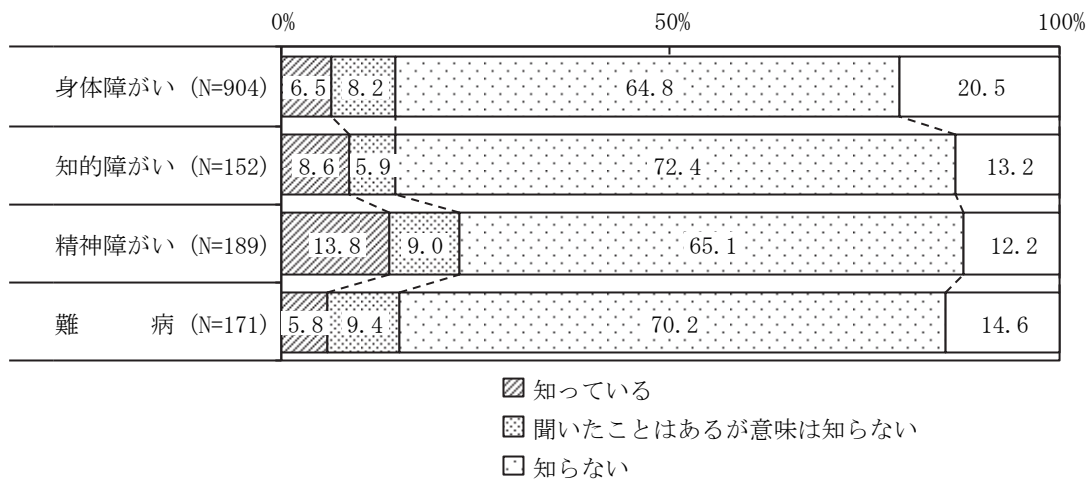


(8) 新しい考え方

① 合理的配慮の認知度

合理的配慮（の提供）は、障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うことです。言葉の内容を「知っている」は、身体障がい者が6.5%、知的障がい者が8.6%、精神障がい者が13.8%、難病患者が5.8%となっています。差別の解消と合わせて、当事者、市民への周知を図っていく必要があります。

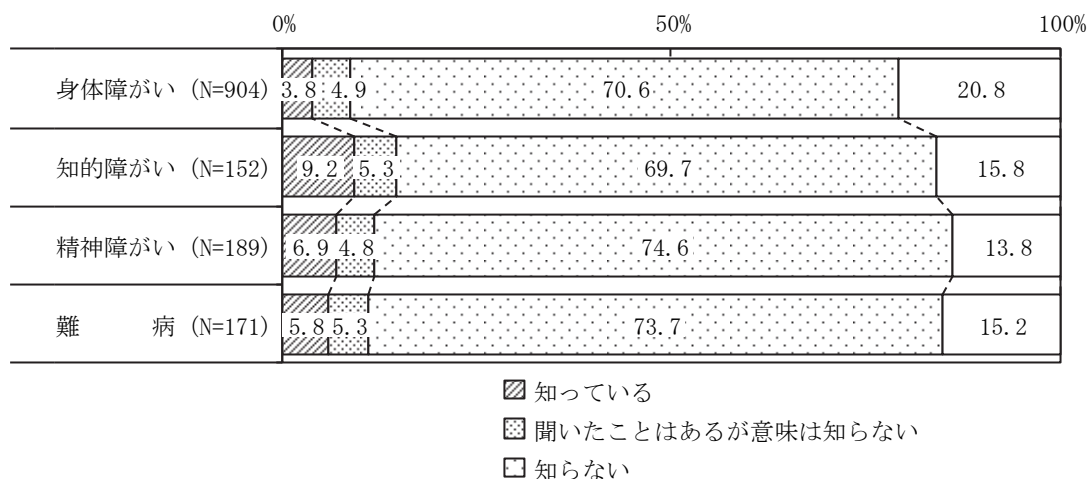
図表8 合理的配慮の認知度



② インクルーシブ教育の認知度

インクルーシブ教育は、障がいのある人もない人も、地域の学校で共に学ぶことができる教育を基本としています。また、個別の教育的ニーズに対して最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な教育です。言葉の意味を「知っている」は、身体障がい者が3.8%、知的障がい者が9.2%、精神障がい者が6.9%、難病患者が5.8%にとどまっています。

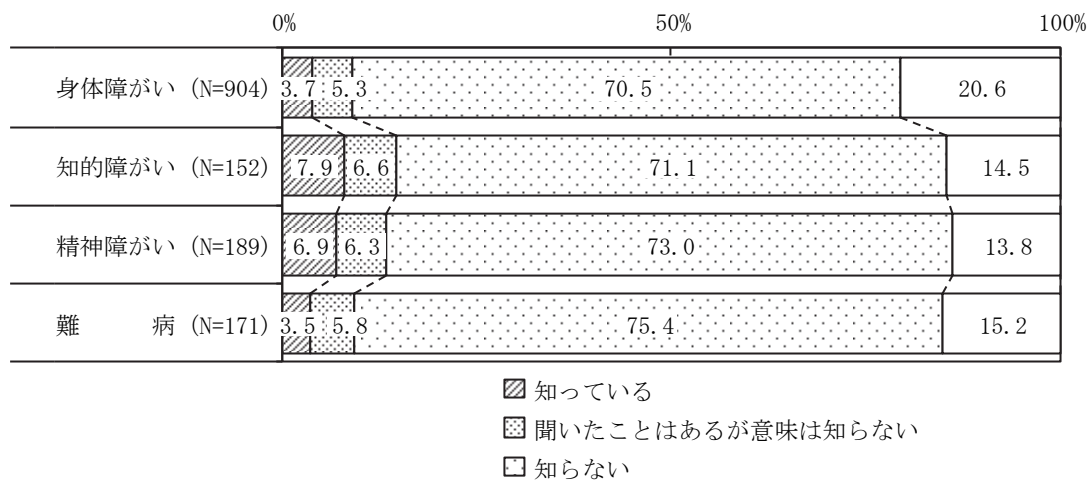
図表9 インクルーシブ教育の認知度



③ インクルージョン

インクルージョン（ソーシャルインクルージョン）は、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという考え方です。言葉の意味を「知っている」は、身体障がい者が3.7%、知的障がい者が7.9%、精神障がい者が6.9%、難病患者が3.5%にとどまっています。

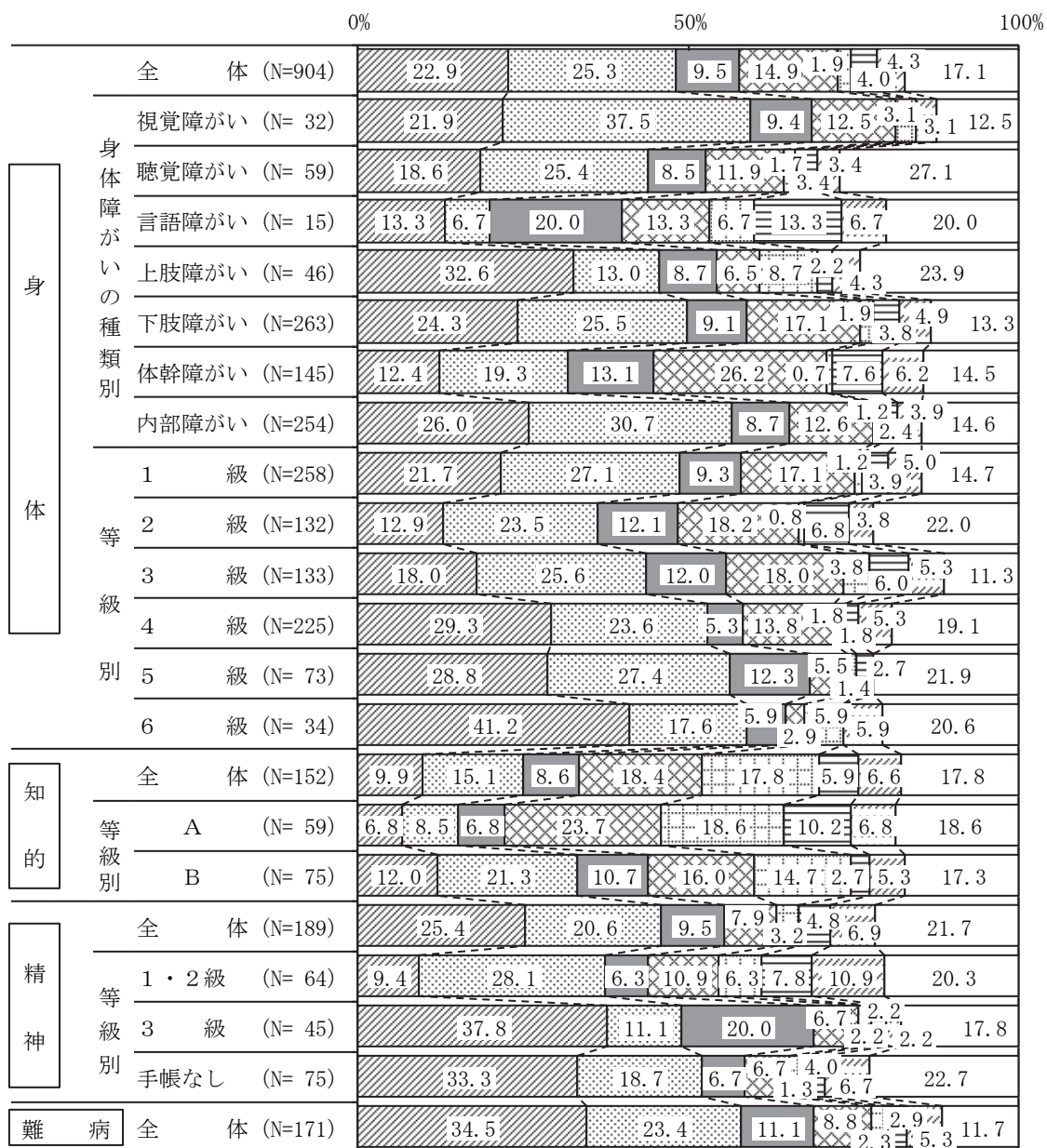
図表10 インクルージョンの認知度



(9) これからの生活について

身体障がい者は「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」が最も高く、知的障がい者は「自宅で通所サービスを利用しながら暮らしたい」が最も高く、精神障がい者と難病患者は「誰の介助も受けなくて暮らしたい」が最も高くなっています。

図表11 これからの生活をどこでどのように送りたいか



- 誰の介助も受けなくて暮らしたい
- 自宅で家族だけの介助で暮らしたい
- 自宅でホームヘルプサービスなどを利用して暮らしたい
- 自宅で通所サービスを利用しながら暮らしたい
- グループホームで暮らしたい (介護保険のグループホームを含む)
- 福祉施設 (介護保険施設を含む) へ入所したい
- その他
- 無回答

(10) グループホームの利用時期

これからの生活についてグループホームで暮らしたいと答えた人に、いつ頃からホームに入居したいと思うかをたずねたところ、「すぐにでも入居したい」は精神障がい者が1人、「1～2年後に入居したい」は身体障がい者が2人、知的障がい者が1人という結果です。知的障がい者では「親などが介助できなくなったら入居したい」と考えている人が多くなっています。

図表12 グループホームの利用時期

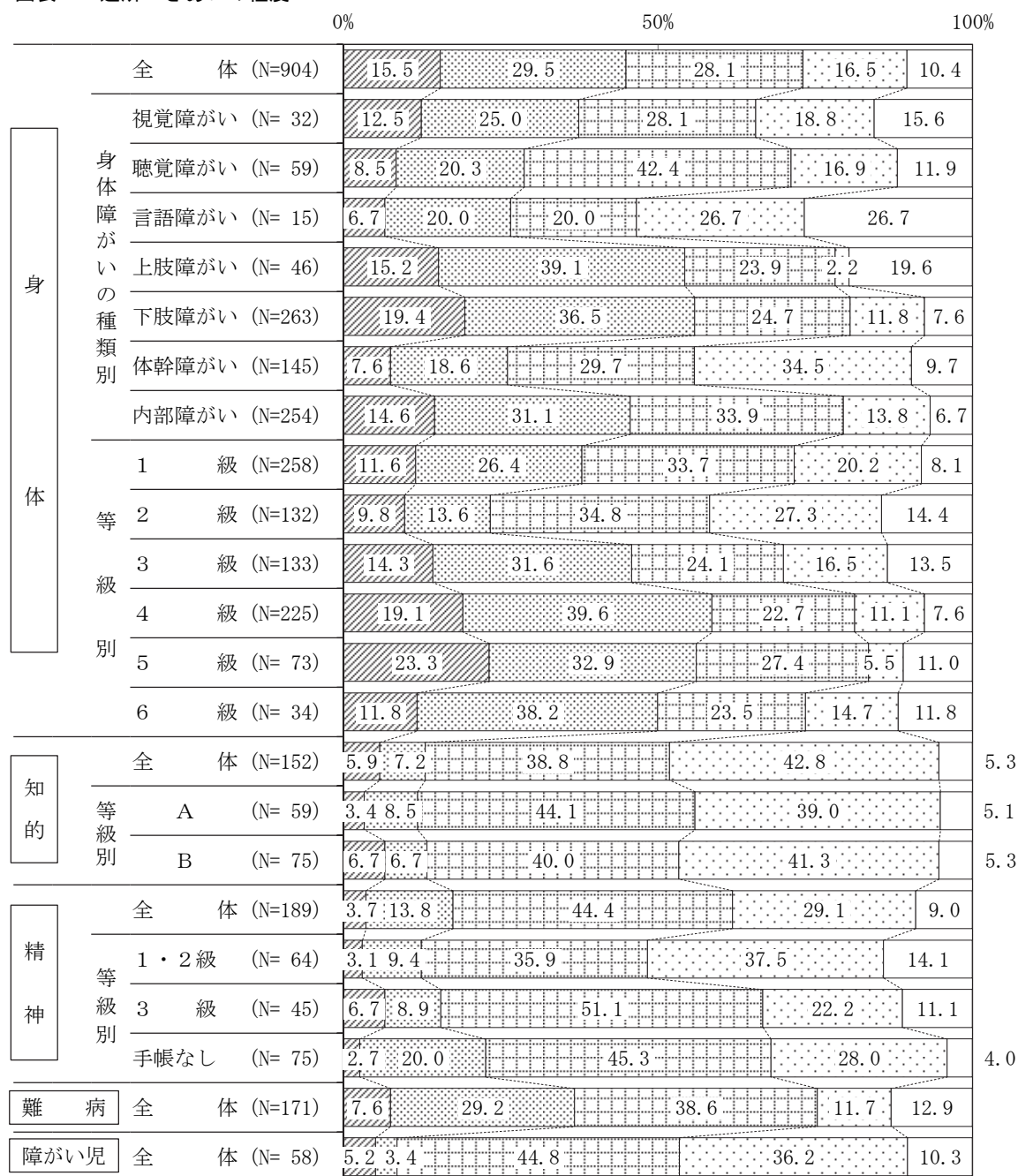
単位：人

区 分		N	現在入居している	すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他	無回答
身体障がい	全 体	17	4	-	2	1	-	1	5	4
	年齢別	40～64歳	1	-	-	-	-	-	1	-
		65歳以上	16	4	-	2	1	-	1	4
	障がいの種類別	視覚障がい	1	1	-	-	-	-	-	-
		聴覚障がい	1	-	-	-	-	-	1	-
		言語障がい	1	1	-	-	-	-	-	-
		上肢障がい	4	-	-	1	-	-	1	1
		下肢障がい	5	1	-	-	-	-	-	1
体幹障がい	1	-	-	-	1	-	-	-		
内部障がい	3	1	-	1	-	-	-	1		
知的障がい	全 体	27	8	-	1	1	3	12	1	1
	年齢別	18～39歳	14	1	-	1	1	3	8	-
		40～64歳	9	4	-	-	-	-	3	1
		65歳以上	3	3	-	-	-	-	-	-
	等級別	A	11	2	-	1	1	1	5	1
B		11	3	-	-	-	2	5	-	
精神障がい	全 体	6	-	1	-	-	-	4	1	-
	年齢別	18～39歳	2	-	1	-	-	-	1	-
		40～64歳	1	-	-	-	-	-	1	-
		65歳以上	1	-	-	-	-	-	-	1
	等級別	1・2級	4	-	-	-	-	-	3	1
		3級	1	-	1	-	-	-	-	-
手帳なし	1	-	-	-	-	-	1	-		
難 病	全 体	4	-	-	-	2	-	1	-	1
	年齢別	40～64歳	1	-	-	-	-	-	-	1
		65歳以上	3	-	-	-	2	-	1	-

(11) 近所づきあい

「あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか」という設問に対しては、「ほとんどつきあいはない」の割合が、身体障がい者が16.5%、知的障がい者が42.8%、精神障がい者が29.1%、難病患者が11.7%、障がい児が36.2%となっており、知的障がい者、精神障がい者、障がい児は、地域のつきあいは薄いといえます。

図表13 近所づきあいの程度



家を行き来するつきあい
 立ち話をする程度のつきあい
 あいさつをする程度のつきあい
 ほとんどつきあいはない
 無回答

(12) 点字（視覚障がい）

視覚障がい者・児に点字が読めるかをたずねたところ、「読める」は、視覚障がい者が4人（12.5%）となっています。視覚障がい者のうち点字の習得の必要を感じている「必要だと思うが読めない」が9人（28.1%）あります。

図表14 点字を読めるか（視覚障がい）

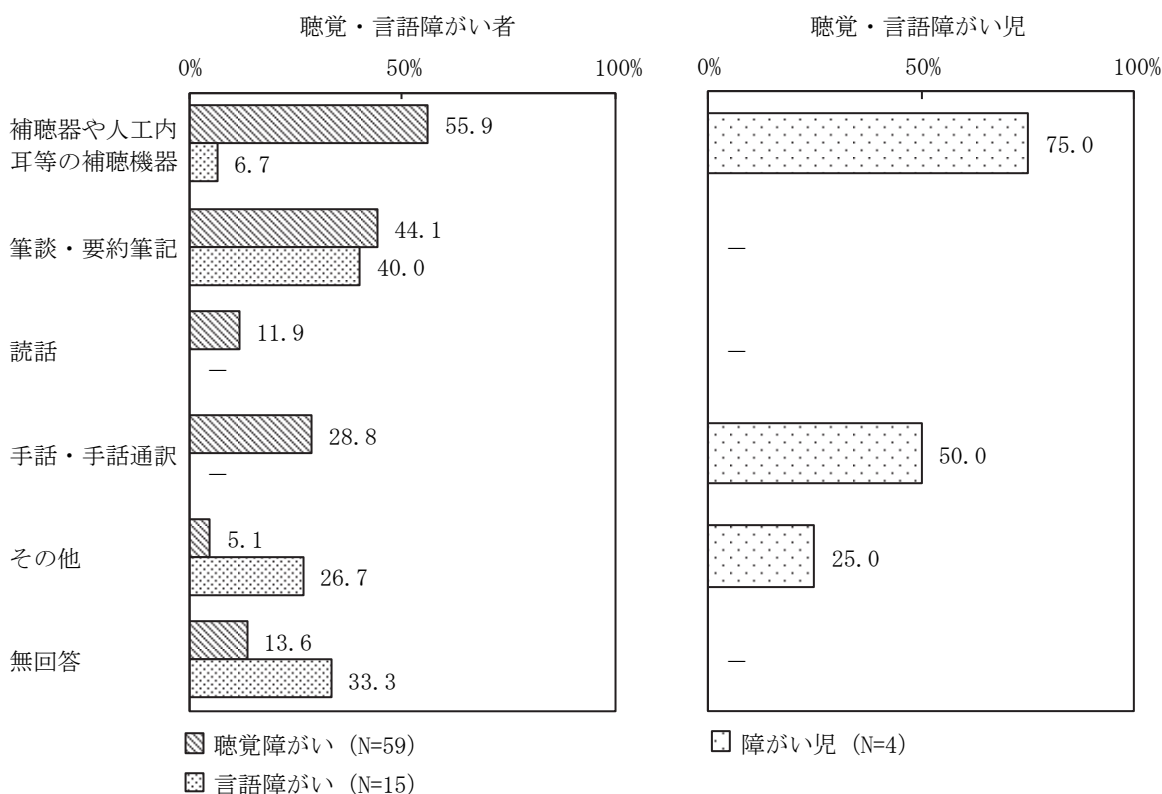
単位：人（%）

区 分	N	読める	少し読める	必要だと思うが読めない	読めないし必要ない
視覚障がい者	32	4 (12.5)	2 (6.3)	9 (28.1)	17 (53.1)
視覚障がい児	1	—	選択肢なし	—	1 (100.0)

(13) 聴覚・言語障がい者のコミュニケーション手段

聴覚・言語障がい者・児に日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用しているかをたずねたところ、聴覚障がい者は「補聴器や人工内耳等の補聴機器」が55.9%と最も高くなっています。次いで「筆談・要約筆記」（44.1%）、「手話・手話通訳」（28.8%）などの順となっています。全ての回答を合計すると145.8%となり、複数の手段を併用していることが分かります。

図表15 聴覚または言語障がい者のコミュニケーション手段（複数回答）

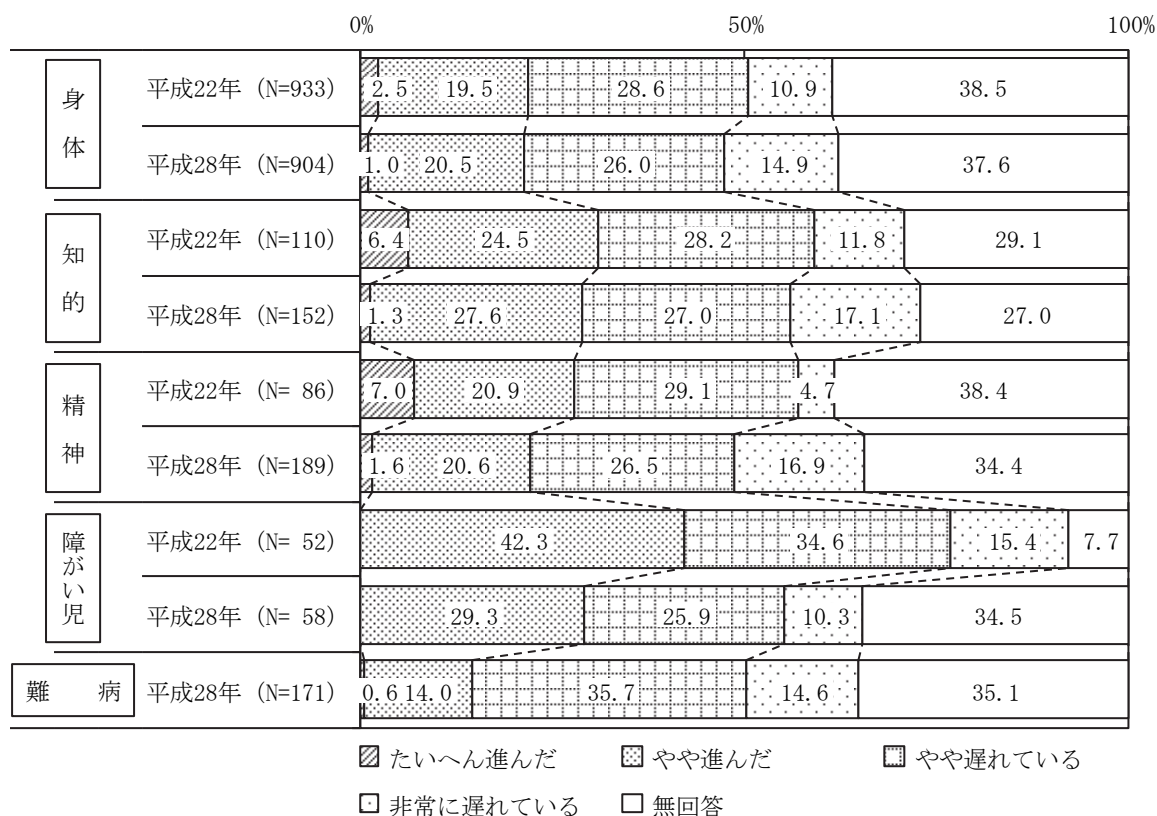


(14) 米原市はバリアフリーが進んだか

図表16は、米原市のバリアフリーの街づくりが進んできていると感じるかをたずねた結果です。「たいへん進んだ」「やや進んだ」を合計した<進んだ>と、「やや遅れている」「非常に遅れている」を合計した<遅れている>をみると、いずれの障がいも<遅れている>が<進んだ>を上回っていますが、特に難病患者では35.7ポイントも<遅れている>が高くなっています。

平成22年の調査と比べると、いずれの障がいも<進んだ>が低くなっています。また、障がい児以外は<遅れている>が高くなっています。障がい児は無回答が高くなり、全体的に割合が低くなっています。

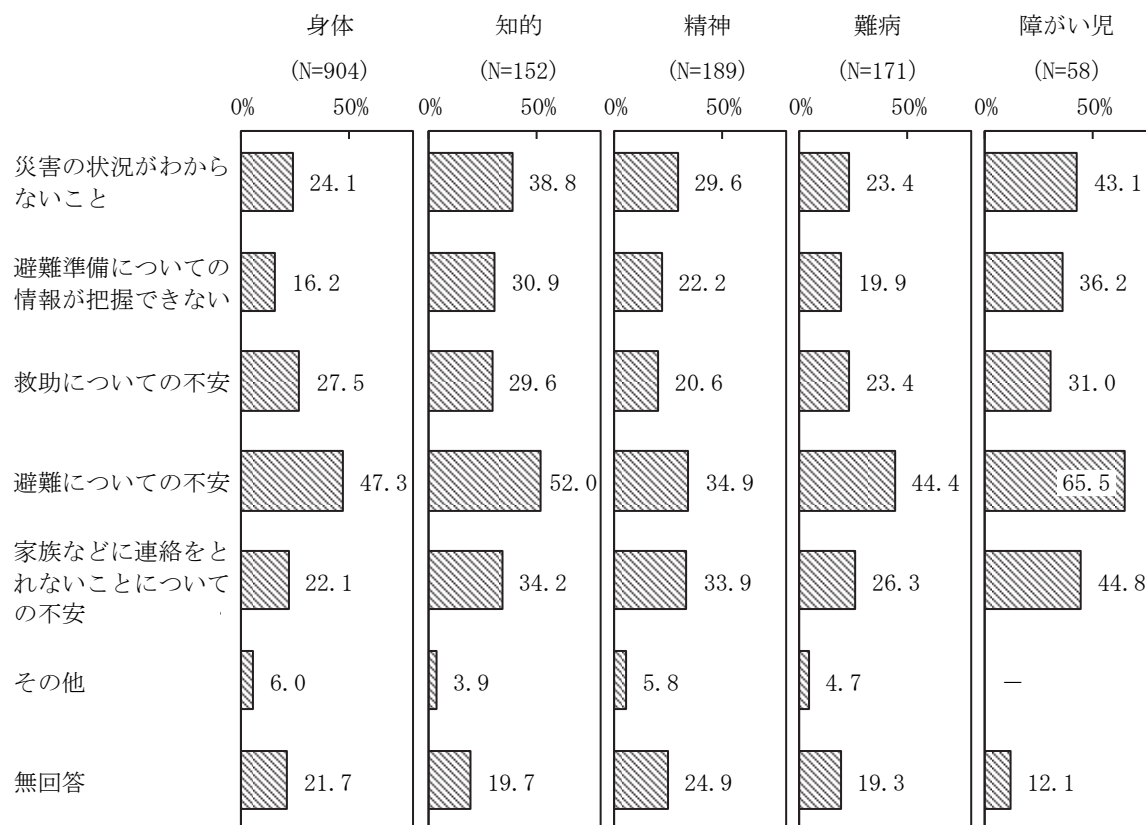
図表16 米原市はバリアフリーが進んだか



(15) 災害時に困ると思われること

地震などの災害時にすぐに困ると思われることは、いずれの障がい者も「避難についての不安」が最も高くなっています。また、具体的に示した5つの選択肢全てで障がい児の割合が最も高くなっています。

図表17 災害時に困ると思われること（複数回答）

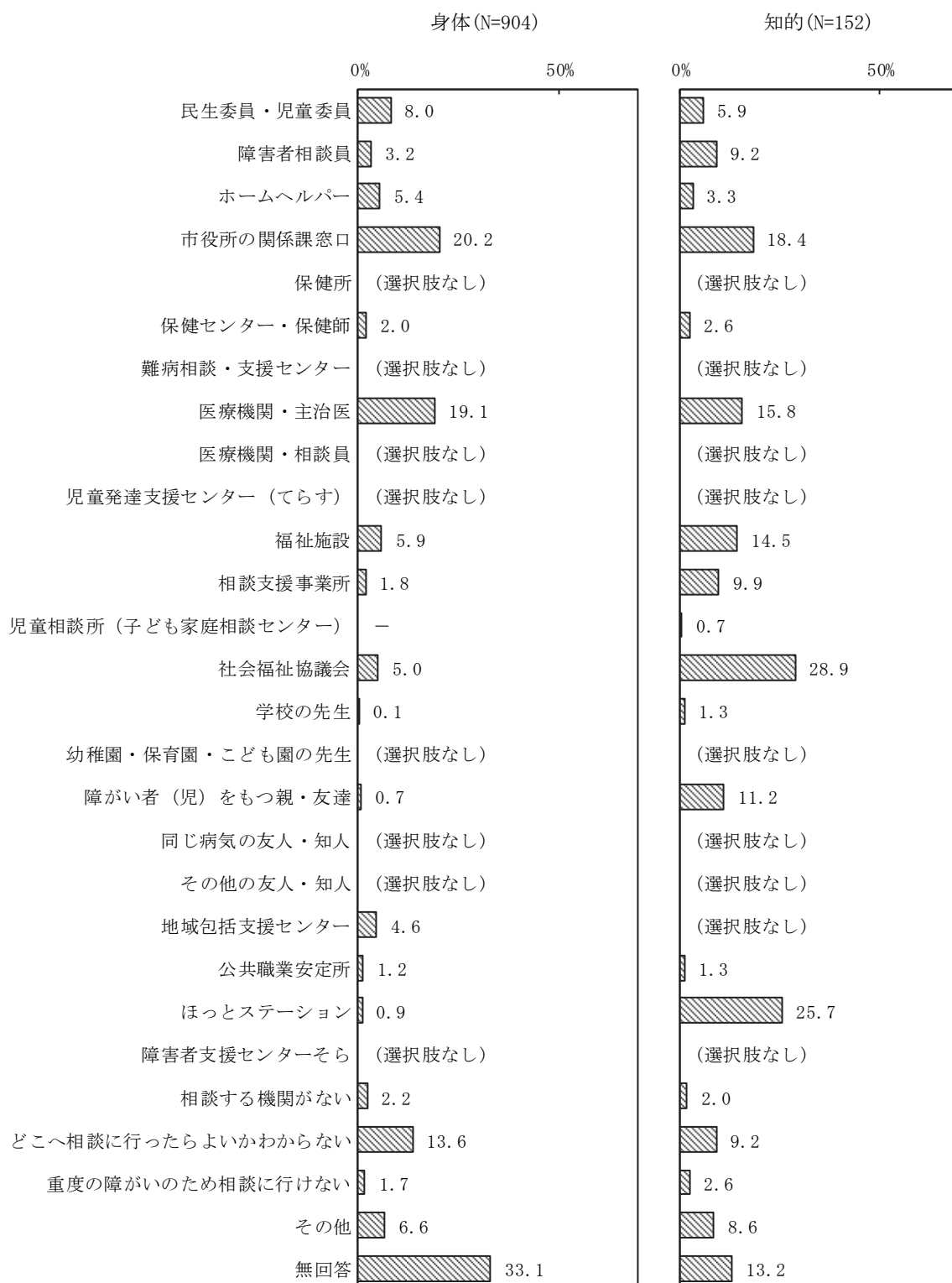


(16) 相談機関

医療・福祉サービスや就労などについての家族以外の相談先をみると、身体障がい者は「市役所の関係課窓口」「医療機関・主治医」が20%前後と高く、他は10%以下です。

知的障がい者は「社会福祉協議会」が28.9%と最も高く、次いで「ほっとステーション」「市役所の関係課窓口」「医療機関・主治医」の順となっています。

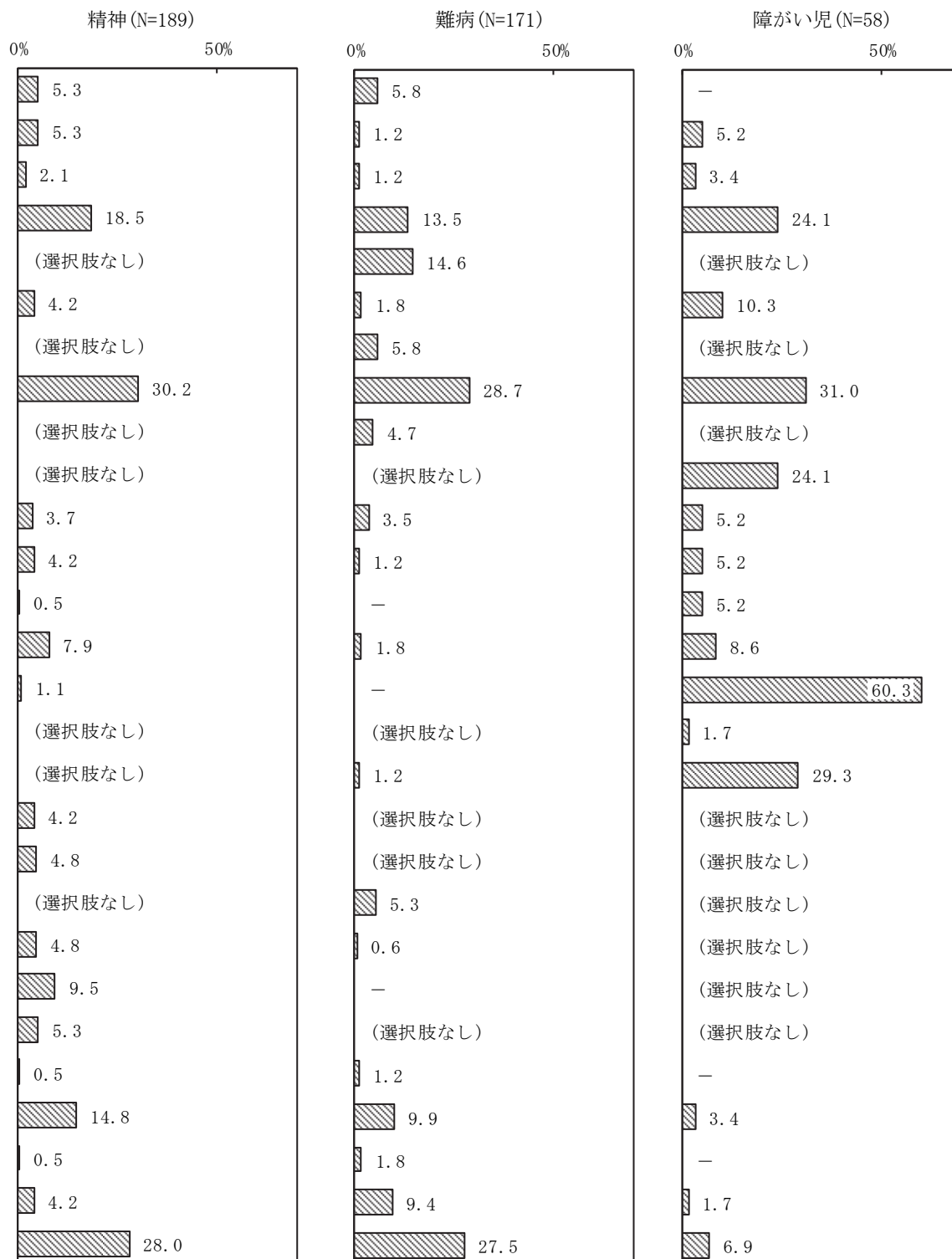
図表18 相談機関（複数回答）



精神障がい者は「医療機関・主治医」が30.2%と最も高く、次いで「市役所の関係課窓口」が18.5%となっており、他は10%以下です。

難病患者は「医療機関・主治医」が28.7%と最も高く、「保健所」「市役所の関係課窓口」も10%以上です。

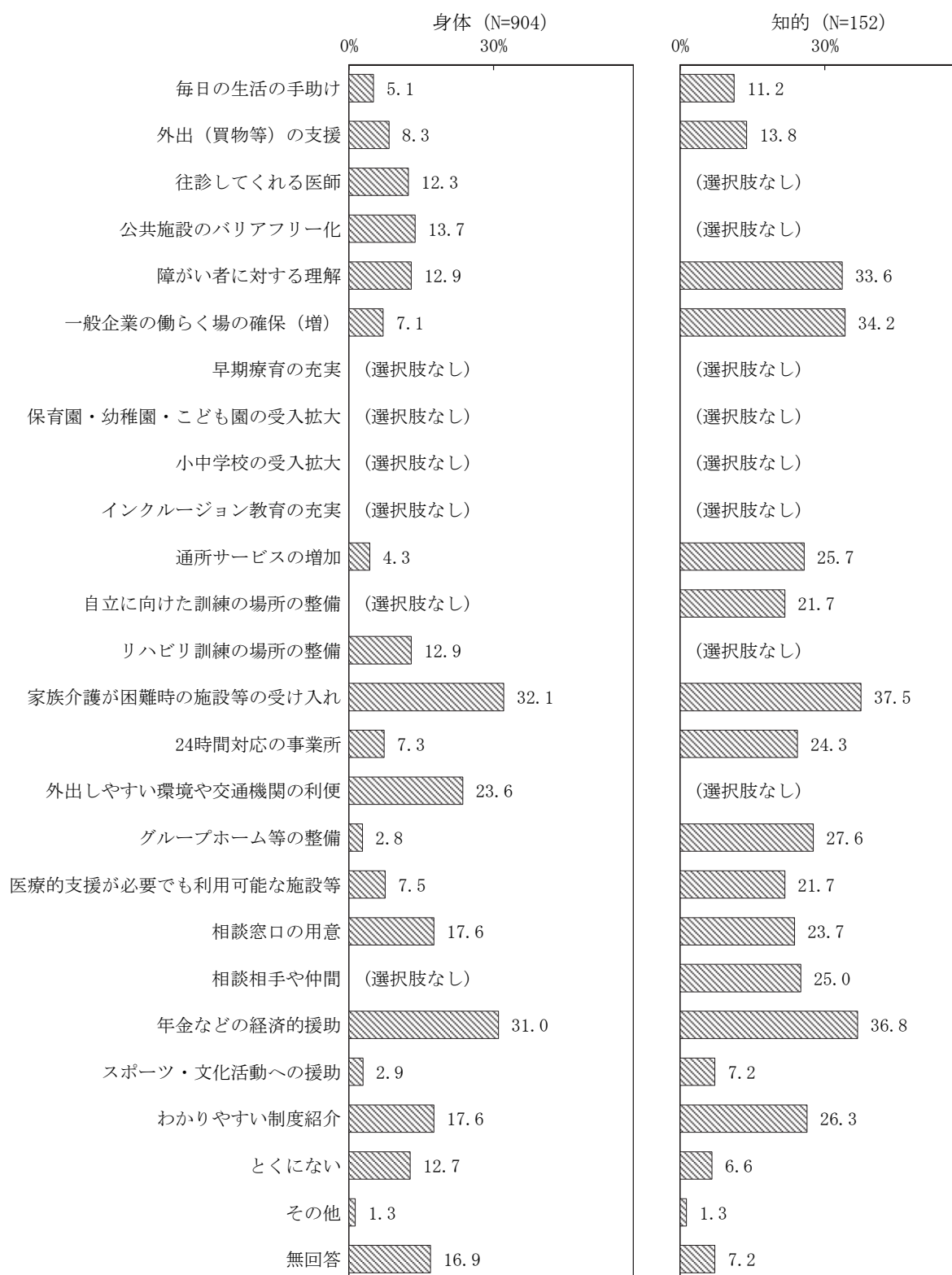
障がい児は「学校」60.3%と突出しており、「医療機関・主治医」「幼稚園・保育園・こども円の先生」も30%前後です。



(17) 暮らしやすくなるために

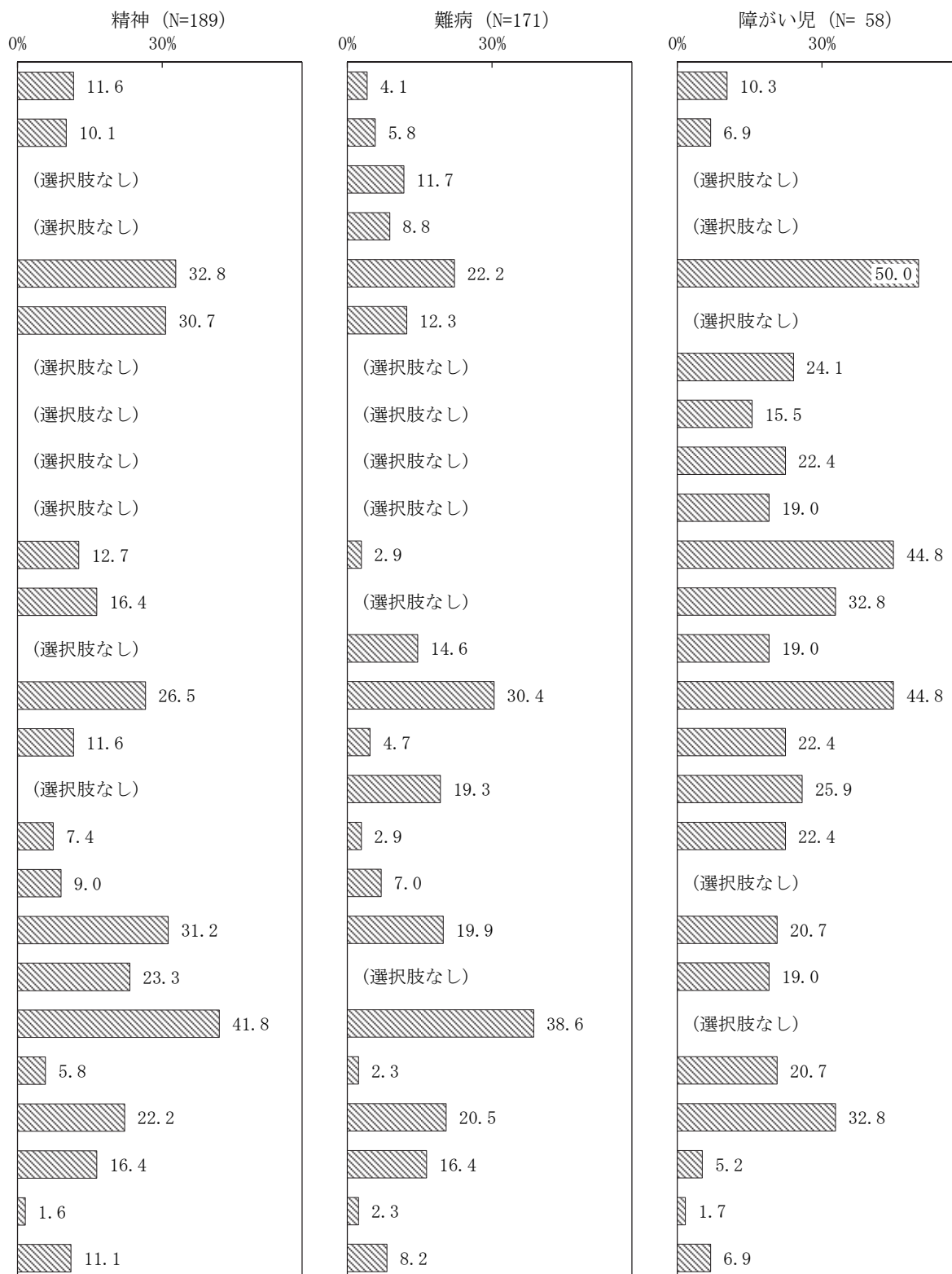
暮らしやすくなるために、特にしてほしいことは、身体障がい者、知的障がい者は「家族介護が困難時の施設等の受け入れ」が最も高く、次いで「年金などの経済的援助」となっています。知的障がい者は「一般企業の働く場の確保」「障がい者に対する理解」も30%以上です。

図表19 暮らしやすくなるために特にしてほしいこと（複数回答）



精神障がい者、難病患者は「年金などの経済的援助」が最も高くなっています。そのほか、精神障がい者は「障がい者に対する理解」「一般企業の働く場の確保」「相談窓口の用意」、難病患者は「家族介護が困難時の施設等の受け入れ」が30%以上です。

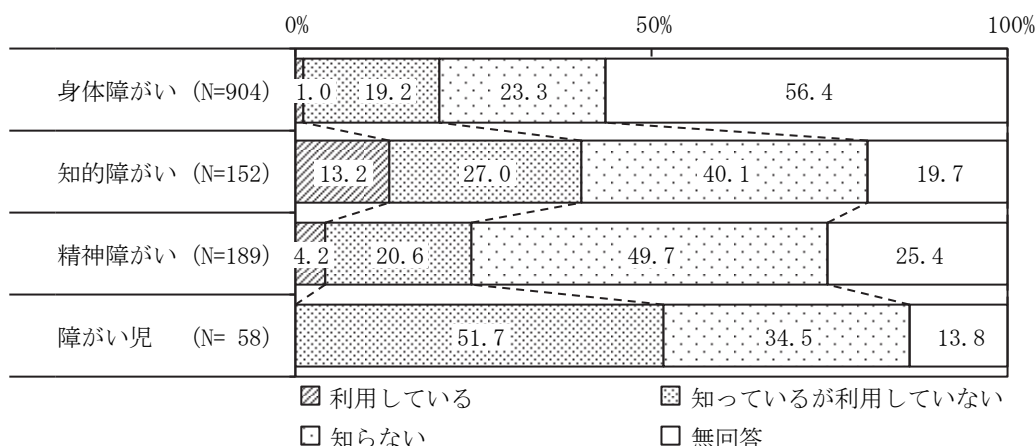
障がい児は「障がい者に対する理解」が50.0%と最も高く、「通所サービスの増加」「家族介護が困難時の施設等の受け入れ」も40%以上です。また、障がい児は、全般的に割合が高く、例示した18項目中12項目が20%を上回っています。



(18) 成年後見制度（身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児）

障がい者の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度については、「利用している」「知っているが利用していない」を合計した認知度は、身体障がい者が20.2%、知的障がい者が40.2%、精神障がい者が24.8%、障がい児が51.7%となっています。成年後見制度や日常生活自立支援事業は、より利用しやすい仕組みづくりとさらなる広報が求められます。

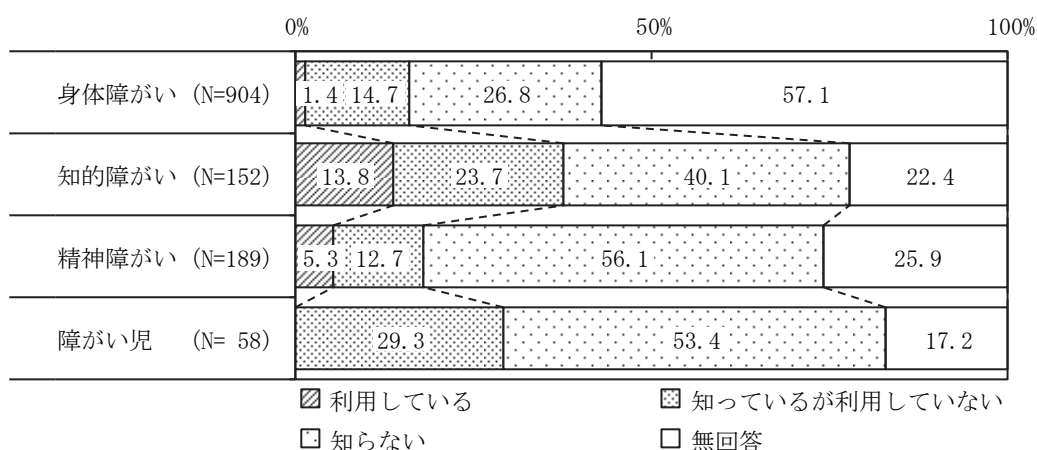
図表20 成年後見制度の利用状況（身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児）



(19) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業、身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児）

障がい者が地域で暮らせるよう、生活支援員が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業については、「利用している」は、身体障がい者が1.4%、知的障がい者が13.8%、精神障がい者が5.3%となっています。これに「知っているが利用していない」を加えた認知度は、身体障がい者が16.1%、知的障がい者が37.5%、精神障がい者が18.0%、障がい児が29.3%です。なお、身体障がい者では無回答が57.1%となっています。

図表21 日常生活自立支援事業の利用状況（身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児）



(20) 調査票（身体障がい者用）

「障がい者計画」「障がい福祉計画」の見直しにあたって
アンケートについてのお願い

皆様には、日頃から福祉行政の推進に御協力をたまわり、厚くお礼を申し上げます。

さて、米原市では、平成29年度に「第3次米原市障がい者計画」および「第5期米原市障がい福祉計画」を策定します。そのために、あなたをはじめ、身体障害者手帳をお持ちの方々にこの調査票をお送りし、御意見や日ごろの生活についておうかがいすることにしました。お忙しいところお手数をおかけしますが、安心して暮らせる福祉社会の実現のための基礎資料として活用させていただきますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名で御回答いただき、結果の集計・分析は統計的に行いますので、個人のプライバシーがもれることは決してございません。

平成29年2月

米 原 市

■御記入の前に

- ・なんらかの事情で御本人が記入できない場合は、御家族の方などに代筆していただくか、御本人の意思を尊重して代わって御回答ください。
- ・点字を使用しておられる方や読み書きの不自由な方は御家族などまわりの方 に代筆をお願いして、御回答ください。
- ・平成29年2月1日現在の内容で御記入ください。
- ・答えたくない質問は無回答のまま、次の質問にすすんでください。

■調査票の返送について

- ・御記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、3月10日(金)までに、そのまま切手をはらずに御投函くださるようお願いいたします。(返信用封筒には、住所氏名記入の必要はありません)

●調査についてのお問い合わせ

米原市役所 社会福祉課 障がい福祉担当：上野

TEL 0749-55-8102

FAX 0749-55-8130

あなたの年齢、御家族などについておたずねします。

問1 あなた（封筒の宛名の御本人）の年齢は満何歳ですか。

満

--	--

 歳

問2 あなたの性別をお答えください。（○は1つ）

1. 男 2. 女

問3 あなたの世帯は次のどれですか。（○は1つ）

1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみの世帯 3. その他の世帯

問4 あなたの居住地は次のどれですか。（○は1つ）

1. 山東地区 2. 伊吹地区 3. 米原地区 4. 近江地区

問5 あなたは何によって生活費を得ていますか。（○はいくつでも）

1. 就労（給料・自営業） 2. 預金・貯金 3. 同居家族による扶養
4. 仕送り 5. 障がい年金 6. 障がい年金以外の年金
7. 障がい者手当 8. 生活保護 9. その他（ ）

問6 今の御本人の収入（税込みの総収入）は、1年にどの程度ですか。（○は1つ）

1. 30万円未満 2. 30万円～80万円未満 3. 80万円～150万円未満
4. 150万円～300万円未満 5. 300万円～400万円未満
6. 400万円～500万円未満 7. 500万円以上

あなたの障がいの種類、等級（程度）などについておたずねします。

問7 あなたの障がいは、どのような障がいですか。身体障害者手帳の内容からお答えください。障がいが重複している場合は、重い方に○をつけてください。（○は1つ）

1. 視覚障がい 2. 聴覚障がい・平衡機能障がい
3. 音声・言語・そしゃく機能障がい 4. 肢体不自由（上肢のみ）
5. 肢体不自由（下肢のみ） 6. 肢体不自由（上肢下肢両方、体幹を含む）
7. 内部障がい（1.～6.以外）

問8 あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。（○は1つ）

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級

問9 あなたが障がいを受けた（わかった）のは何歳ころですか。

--	--

 歳ころ

問10 障がいの主な原因は次のどれですか。(○は1つ)

1. 病気 2. 事故・けが 3. 災害 4. 出生時の損傷
5. 加齢 6. その他 () 7. 不明

問11 あなたは在宅において医療的な支援（通院による処置を含む）が必要ですか。必要な支援に○をつけてください(○はいくつでも)

1. 経管栄養 2. たんの吸引 3. 導尿・膀胱留置カテーテル
4. ストーマ（人工肛門）の処置 5. 人工透析 6. 在宅酸素療法
7. 人工呼吸器 8. 内服 9. その他 () 10. 必要ない

問12 視覚障がいのある方におたずねします。あなたは、点字が読めますか。(○は1つ)

1. 読める 2. 少し読める
3. 必要だと思うが読めない 4. 読めないし必要ない

問13 聴覚・言語障がいのある方におたずねします。あなたは、日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用していますか。(○はいくつでも)

1. 補聴器や人工内耳等の補聴機器 2. 筆談・要約筆記
3. 読話 4. 手話・手話通訳 5. その他 ()

問14 障害支援区分認定を受けていますか。(○は1つ)

1. 受けている 2. 受けていない 3. わからない

問15 障害支援区分認定を「1. 受けている」と答えた方におたずねします。区分は次のどれですか。(○は1つ)

1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6

問16 40歳以上の方におたずねします。あなたは介護保険の要介護認定を受けていますか。(○は1つ)

1. 受けている 2. 受けていない → 問19へ

問17 介護保険の要介護認定を「1. 受けている」と答えた方におたずねします。要介護度は次のどれですか。(○は1つ)

1. 要支援1 2. 要支援2
3. 要介護1 4. 要介護2 5. 要介護3 6. 要介護4 7. 要介護5

問18 介護保険の要介護認定を「1. 受けている」と答えた方におたずねします。介護保険のサービスを利用していますか。(○は1つ)

1. 利用している 2. 利用していない

主な支援者についておたずねします。

問19 家族の中であなたを主に支援・介助をしている方はどなたですか。(○は1つ)

1. 親 2. 配偶者(夫または妻) 3. 子ども 4. 祖父母
5. きょうだい 6. その他の家族 7. いない →問23へ

問20 問19で「1.～6.」と答えた方におたずねします。主な支援者の年齢は。(○は1つ)

1. 30歳未満 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代
5. 60歳代 6. 70歳代 7. 80歳以上

問21 問19で「1.～6.」と答えた方におたずねします。主な介助・支援者の性別は。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性

問22 問19で「1.～6.」と答えた方におたずねします。主な介助・支援者の現在の勤務形態について、御回答ください。(○は1つ)

1. フルタイムで働いている 2. パートタイムで働いている
3. 働いていない

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問23 あなたはどのような支援が必要ですか。(○はいくつでも)

1. 入浴介助 2. 衣服の着脱介助 3. 食事介助 4. トイレ介助 5. 医療的な支援
6. 室内の移動の見守り 7. 料理や掃除などの家事援助 8. 代読・代筆
9. 外出の付き添い(通院を含む)、送迎 10. 手話通訳・要約筆記 11. 行政などの手続支援
12. 金銭管理や生活の見守り 13. 就労支援 14. 余暇・趣味の援助 15. リハビリ
16. その他() 17. 必要ない →問27へ

問24 あなたの主な支援者が、万一急病や事故、用事などのために一時的に援助ができなくなった場合、どのようにすることにしていますか。(○は1つ)

1. 同居している家族などに頼む 2. 別居している親族などに頼む
3. 近所の人や知人・ボランティアなどに依頼する 4. ホームヘルパーに依頼する
5. 施設や病院などに一時的に依頼する 6. 自分で何とか対応する
7. どのようにしてよいかわからない 8. その他()

問25 あなたは1週間のうち何日くらい支援を受けていますか。(○は1つ)

1. 1日未満 2. 1日 3. 2～3日 4. 4～6日 5. 毎日

問26 支援を受けている時間は、1日の延べ時間でどれくらいですか。(○は1つ)

1. 1時間未満 2. 1時間～3時間未満 3. 3～5時間未満
4. 5～7時間未満 5. 7～9時間未満 6. 9時間以上

障がい福祉サービスなどについておたずねします。

問27 次のサービスのうち、利用しているものすべてに○をつけてください。また、改善してほしいサービスがあれば、改善してほしいことを下から選んでください。

利用しているサービスの番号に○

改善してほしいことを下から選んで番号を記入

1.	居宅介護<ホームヘルプ> (自宅での入浴、排せつ、食事等の介護)	
2.	重度訪問介護 (重度肢体不自由の方の身体介護や家事援助、外出時の移動支援)	
3.	同行援護 (視覚障がいの方の移動の援護、排せつや食事の介護等の外出時の支援)	
4.	行動援護 (自傷、徘徊等の危険回避に必要な援護や外出時の移動支援)	
5.	生活介護 (常時介護が必要な方の介護と創作的活動などの機会の提供)	
6.	自立訓練 (一定期間の身体機能や生活能力の向上に必要な訓練)	
7.	就労移行支援 (一定期間の一般就労に必要な知識と能力向上の訓練)	
8.	就労継続支援A型 (適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に行う支援)	
9.	就労継続支援B型 (生産活動や就労に必要な訓練、その他必要な支援)	
10.	療養介護 (医療と常時介護が必要な方への病院等での機能訓練、療養上の管理・看護等)	
11.	短期入所<ショートステイ> (障がいのある方が施設に短期間入所し、介護を受ける)	
12.	共同生活援助<グループホーム> (共同生活住居での食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護)	
13.	施設入所支援 (施設に入所している人の入浴、排せつ等の介護)	
14.	移動支援事業 (社会参加のための外出支援)	
15.	日中一時支援事業 (日帰りのショートステイ)	
16.	日常生活用具給付等事業 (ベッド、入浴補助用具等の給付・貸与)	
17.	意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者の派遣)	
18.	地域活動支援センター (通所により、創作的活動・生産活動の機会の提供など)	
19.	訪問入浴サービス (入浴車が自宅に来て行う入浴サービス)	
20.	相談支援事業 (相談支援事業所での相談、サービス利用支援など)	

改善してほしいこと

1. 希望する日時に利用できるようにしてほしい
2. サービス量 (日数・時間) を増やしてほしい
3. 近くに事業所がほしい
4. 事業所の数を増やしてほしい
5. 利用者負担を少なくしてほしい
6. 授産賃金 (工賃) を多くしてほしい
7. 職員の対応を良くしてほしい
8. その他 ()

問28 平成30年度から始まる次のサービスを利用したいと思いますか。(○はそれぞれ1つ)

① 自立生活援助 施設やグループホームを利用していた方などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う	1. 利用したい	2. 利用しない	3. わからない
② 就労定着支援 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う	1. 利用したい	2. 利用しない	3. わからない

住宅についておたずねします。

問29 あなたの現在のお住まいは、次のどれですか。(○は1つ)

1. 持ち家 (マンションを含む)
2. 借家 (マンションを含む)・民間アパート
3. 公営住宅
4. 社宅・公務員住宅
5. グループホーム (介護保険のグループホームを含む)
6. その他 ()

問30 出入口の段差の解消、手すりの取り付けなどの住宅改造をしたいと思いますか。(○は1つ)

1. 改造したい
2. 改造するつもりはない
3. すでに改造したので改造の予定はない (新築の際に適した構造にしたものを含む)
4. その他 ()
5. 改造したいができない

問31 問30で「1. 改造したい」と答えた方におたずねします。改造したい場所はどこですか。(○はいくつでも)

1. 玄関
2. 浴室
3. トイレ
4. 台所
5. 廊下
6. 階段
7. 居室
8. その他 ()

医療についておたずねします。

問32 あなたは現在、病院などでなんらかの治療を受けていますか。(○は1つ)

1. 受けている
2. 受けていない

問33 医療のことで、なにか困っていることがありますか。(○はいくつでも)

1. 通院するとき付き添いをしてくれる人がいない
2. 医師・看護師などに病気の症状が正しく伝えられない
3. 医師・看護師などの指示などがむずかしくてよくわからない
4. 専門的な治療をしてくれる病院が近くにない
5. ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない
6. いくつもの病院に通わなければならない
7. 気軽に往診を頼める医師がいない
8. 歯の治療を受けられない
9. 医療費の負担が大きい
10. とくに困っていることはない
11. その他 ()

日中の活動についておたずねします。

問34 現在、日中はどのように過ごしていますか。(〇はいくつでも)

1. 正職員として働いている
2. 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇いなど）として働いている
3. 自営業をしている（家の仕事を手伝っている）
4. 障がい者のための通所サービス（就労継続支援、生活介護、自立訓練など）を利用して働いている
5. 介護保険の通所サービスを利用している
6. 病院等のデイケアを利用している
7. リハビリテーションを受けている
8. 学校に通っている
9. ボランティアなどの社会活動を行っている
10. その他（ ）
11. 家庭内で過ごしている

問35 現在働いている方（問34で1～4と答えた方）におたずねします。現在の仕事はどのようにして見つけましたか。(〇は1つ)

1. 一般募集
2. 学校（卒業時）からの紹介
3. 知人等からの紹介
4. 現在の職場にいるときに障がいを受け、継続して働いている
5. ハローワークからの紹介
6. 就労継続支援事業所、相談支援事業所などからの紹介
7. その他（ ）

問36 現在働いている方（問34で1～4と答えた方）におたずねします。現在の仕事に従事している期間はどれくらいですか。(〇は1つ)

1. 1年未満
2. 1年以上3年未満
3. 3年以上5年未満
4. 5年以上

問37 今後、日中はどのように過ごしたいと考えていますか。(〇は1つ)

1. 現在と同じように過ごしたい
2. 現在とは違う日中の過ごし方をしたい

問38 問37で「2. 現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えた方におたずねします。今後、どのように過ごしたいですか。(〇はいくつでも)

1. 正職員として働きたい
2. 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇いなど）として働きたい
3. 自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）
4. 障がい者のための通所サービス（就労継続支援、生活介護、自立訓練など）を利用して働きたい
5. 介護保険の通所サービスを利用したい
6. 病院等のデイケアを利用したい
7. リハビリテーションを受けたい
8. 学校に通いたい
9. ボランティアなどの社会活動を行いたい
10. その他（ ）
11. 家庭内で過ごしたい
12. わからない

問39 現在働いている方、または今後働きたいと考えている方におたずねします。仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。(○はいくつでも)

1. 仕事がむずかしい
2. 休みが少ない、取りにくい
3. 障がいについて理解や協力してもらえない
4. 職場までの通勤がたいへん
5. 職場の建物や机などの設備が障がい者に合っていない
6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない
7. 障がいがない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある
8. 障がいがない人と比べて給料が安い
9. 適した仕事が見つからないので、一緒に仕事を探してほしい
10. その他 ()
11. とくに困っていることや悩みはない

これからの生活についておたずねします。

問40 これからの生活をどこでどのように送りたいとお考えですか。(○は1つ)

1. 誰の介助も受けなくて暮らしたい
2. 自宅で家族だけの介助で暮らしたい
3. 自宅でホームヘルプサービスなどを利用して暮らしたい
4. 自宅で通所サービスを利用しながら暮らしたい
5. グループホームで暮らしたい(介護保険のグループホームを含む)
6. 福祉施設(介護保険施設を含む)へ入所したい
7. その他 ()

問41 問40で「5. グループホームで暮らしたい」と答えた方におたずねします。いつ頃からホームに入居したいと思いませんか。(○は1つ)

1. 現在入居している
2. すぐにでも入居したい
3. 1～2年後に入居したい
4. 3～4年後に入居したい
5. 5年以上後に入居したい
6. 親などが介助できなくなったら入居したい
7. その他 ()

外出についておたずねします。

問42 あなたは、過去1年間にどれくらい外出しましたか。(○は1つ)

1. ほぼ毎日
2. 週3～4回
3. 週1～2回
4. 月1～2回
5. 年に数回
6. ほとんど外出していない

問43 外出のときの主な交通手段は何ですか。(○はいくつでも)

1. 徒歩
2. 自転車
3. 車いす
4. バス
5. 電車
6. タクシー
7. 自家用車(自分で運転)
8. 自家用車(乗せてもらう)
9. バイク
10. その他 ()

問44 外出するうえで困ることは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1. 電車・バスなどの便が悪い | 2. 電車・バスなどが改良されていない |
| 3. 乗物や公共施設の案内表示がわかりにくい | 4. 利用する建物の整備（トイレ、エレベーター等）が不備 |
| 5. 道路や駅に段差や階段が多い | 6. 車などに危険を感じる |
| 7. まわりが気にかかる | 8. 介助者がいない |
| 9. ほとんど外出しないのでわからない | 10. とくに困ることはない |
| 11. その他（ | ） |

問45 米原市は、バリアフリーの街づくりが進んできていると感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|----------|------------|
| 1. たいへん進んだ | 2. やや進んだ | 3. やや遅れている |
| 4. 非常に遅れている | | |

問46 米原市において、バリアフリーが進んでいる点・場所、遅れている点・場所があれば具体的に御記入ください。

進んでいる点・場所	遅れている点・場所

スポーツ・文化活動などについておたずねします。

問47 あなたは、この1年間にどのような活動をしましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学 | 2. スポーツクラブ、大会等への参加 |
| 3. 旅行・キャンプ・つり等の活動 | 4. 学習活動 |
| 5. 趣味の同好会活動 | 6. ボランティア等の社会活動 |
| 7. 障がいをもつ者同士の活動 | 8. 自治会・地域活動 |
| 9. とくにない | 10. その他（ |
| | ） |

問48 今後どのような活動をしたいですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学 | 2. スポーツクラブ、大会等への参加 |
| 3. 旅行・キャンプ・つり等の活動 | 4. 学習活動 |
| 5. 趣味の同好会活動 | 6. ボランティア等の社会活動 |
| 7. 障がいをもつ者同士の活動 | 8. 自治会・地域活動 |
| 9. とくにない | 10. その他（ |
| | ） |

問49 問47・問48で「2. スポーツクラブ、大会等への参加」と答えた方におたずねします。

それは具体的にどのようなスポーツですか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. フライングディスク | 2. アーチェリー | 3. ボーリング | 4. 水泳 |
| 5. 陸上 | 6. 卓球 | 7. バレーボール | 8. ソフトボール |
| 9. サッカー | | | |
| 10. バasketボール | 11. その他（ | | ） |

問50 問47・問48で「2. スポーツクラブ、大会等への参加」と答えた方におたずねします。スポーツを行う理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 健康の維持・増進
2. 楽しみや余暇活動
3. 運動不足だから
4. 友達等との交流
5. 肥満解消のため
6. リハビリや治療
7. スポーツ大会で良い順位をとるため
8. その他 ()

問51 問47・問48で「2. スポーツクラブ、大会等への参加」と答えた方におたずねします。スポーツをしてよかったこと(よいと思うこと)は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 体を動かすことが楽しい
2. 体力がついた
3. ストレスが解消された
4. 友人が増えた
5. 行動範囲が広がった
6. 良い結果が出せた
7. 外出する機会が増えた
8. 自信が持てるようになった
9. その他 ()

問52 問47・問48で「9. とくにない」と答えた方におたずねします。差支えなければ、理由を教えてください。

問53 あなたは、市のホームページを見ますか。(〇は1つ)

1. よく見る
2. 時々みる
3. 見ない

問54 あなたは、パソコンやスマートフォンを使っていますか。(〇は1つ)

1. どちらも使っている
2. パソコンは使っている
3. スマートフォンは使っている
4. どちらも使っていない

問55 あなたは、パソコンを学んでみたいと思いますか。(〇は1つ)

1. はい
2. いいえ

問56 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。(〇は1つ)

1. 家を行き来するつきあい
2. 立ち話をする程度のつきあい
3. あいさつをする程度のつきあい
4. ほとんどつきあいはない

災害時に困ることについておたずねします。

問57 地震などの災害時のことについておたずねします。地震などの災害時にすぐに困ると思われることは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 災害の状況がわからないこと
2. 避難準備についての情報が把握できない
3. 救助についての不安
4. 避難についての不安
5. 家族などに連絡をとれないことについての不安
6. その他 ()

問58 あなたの地区の避難場所を知っていますか。(〇は1つ)

1. 知っている
2. 知らない

問59 災害時に、避難場所、避難所等で困ると思われることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 災害情報のこと 2. 物資の配給のこと 3. トイレのこと 4. プライバシー保護のこと
 5. コミュニケーションのこと 6. 介助してくれる人のこと 7. 薬や医療のこと
 8. 補装具や日常生活用具のこと 9. 電源確保のこと 10. 感染症のこと
 11. その他 () 12. とくにない 13. わからない

問60 あなたは要介護認定者、障がい者など災害時に自力で避難することが困難な人が「避難行動要支援者」として登録する制度を知っていますか。(○は1つ)

1. 登録している 2. 知っているが登録はしていない 3. 知らない

相談、権利擁護などの制度についておたずねします。

問61 医療・福祉サービスや就労などについて誰に相談していますか。(○はいくつでも)

1. 民生委員・児童委員 2. 身体障害者相談員 3. ホームヘルパー
 4. 市役所の関係課窓口 5. 保健センター・保健師 6. 医療機関・主治医
 7. 福祉施設 8. 相談支援事業所 9. 児童相談所 (子ども家庭相談センター)
 10. 社会福祉協議会 (障害者相談センターほたる、権利擁護センター) 11. 学校の先生
 12. 障がい者 (児) をもつ親・友達 13. 地域包括支援センター 14. 公共職業安定所
 15. ほっとステーション (しょうがい者働き・暮らし応援センター)
 16. 相談する機関がない 17. どこへ相談に行ったらよいかわからない
 18. 重度の障がいのため相談に行けない 19. その他 ()

問62 あなたは、この5年くらいの間に障がいがあるために差別をうけたり、いやな思いをしたことがありますか。(○は1つ)

1. ある 2. ない

↓
 さしつかえなければ、それはどのようなことかお書きください。

問63 障がいのある人などの権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を知っていますか。

また、今後利用したいですか。

それぞれに○

		知っていますか			今後利用したいですか		
		1. 利用している	2. 知っているが利用していない	3. 知らない	4. 利用したい	5. 利用したくない	6. わからない
①成年後見制度		1.	2.	3.	4.	5.	6.
②日常生活自立支援事業		1.	2.	3.	4.	5.	6.

※①成年後見制度：障がい者の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う。
 ※②日常生活自立支援事業：障がい者が地域で暮らせるよう、生活支援員が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

問64 あなたは、次の言葉の意味を知っていますか。(①～③それぞれ1つに○)

区 分	1. 知っている	2. 聞いたことはある が意味は知らない	3. 知らない
①合理的配慮 (の提供)	1.	2.	3.
②インクルーシブ教育	1.	2.	3.
③インクルージョン	1.	2.	3.

※①合理的配慮 (の提供) : 障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。

②インクルーシブ教育 : 障がいのある人もない人も、地域の学校で共に学ぶことができる教育。また、個別の教育的ニーズに対して最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な教育。

③インクルージョン (ソーシャルインクルージョン) : 社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという考え方。

暮らしやすくなるためにしてほしいことについておたずねします。

問65 あなたが、暮らしやすくなるために、とくにしてほしいことはどのようなことですか。すぐにしてほしいと思われることすべてに○をつけてください。

1. 毎日の生活の手助けがもっとほしい
2. 外出 (買物、映画など) の支援をしてほしい
3. 往診してくれる医師を増やしてほしい
4. 公共施設のバリアフリー化をもっと進めてほしい
5. 障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい
6. 障がいのある人の働ける一般企業が少ないので、働ける所を増やしてほしい
7. 通所サービス (就労移行支援、就労継続支援、生活介護、作業所など) を増やしてほしい
8. リハビリ訓練の場所を増やしてほしい
9. 家族による介護が困難なときに受け入れてくれる施設や病院がほしい
10. 24時間対応の事業所を増やしてほしい
11. 外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい
12. グループホームを整備してほしい
13. 医療的な支援が必要な障がい者が利用できる施設やグループホームを整備してほしい
14. いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい
15. 年金などの経済的な援助を増やしてほしい
16. スポーツ・レクリエーション・教育・文化活動に対する援助をしてほしい
17. いまある制度をもっとわかりやすく紹介してほしい
18. とくにない
19. その他 ()

問66 このアンケートに御記入いただいたのはどなたですか。(○は1つ)

1. 本人
2. 親
3. その他の家族
4. その他 ()

その他、御意見・御要望がありましたら、御自由にお書きください。

御協力ありがとうございました。

4 関係団体ヒアリング

ヒアリングにご協力いただいたのは、次の団体です。

滋賀県立長浜養護学校
手話サークルゆいの会
重症心身障害者通所施設えがお保護者会
滋賀県立長浜北星高等養護学校
米原市聴覚障害者福祉協会
手をつなぐ親の会

(1) 障がいへの理解、地域福祉活動について

<p>■聴覚障がい者への理解は、手話の普及にかかっているなので、広める方法がキーとなる。</p>
<p>■社会福祉に関わる人または民生委員も、手話教室に参加できるようにして、障がい者との関わりを持てるようにしてほしい。また、湖北みみの里にも、積極的に参加し、関わりを持つしくみが必要ではないかと思う。</p>
<p>■年々理解度が進んでいると思いがちだが、理解と知ることは違う。</p>

(2) バリアフリー（ユニバーサルデザイン）について

<p>■公共施設の更なるバリアフリー化をお願いしたい（JR近江長岡駅は階段しかない、無人になる時間帯がある等）。 障がいのある人の職場（一般企業等）の環境改善についても進めていただきたい。</p>
<p>■障がい者用トイレ内に折りたたみ式のベッドを設置してほしい。 呼吸器や医療機器を乗せると、車いすも大きめのサイズになり、ストレッチャーでの移動の人もいるため、エレベーター内を広くしてほしい。</p>
<p>■JR米原駅は電光掲示等がある。事故等の時は、積極的に細かな情報を流してほしい。醒井、近江長岡、柏原、坂田も増やしてほしい。</p>
<p>■知的障がい者から見たバリアフリーでは、今回の質問全部を考えると、どこにフリーがあるのか。障がいは「少し分かる」と「理解」に差があると思う。</p>

(3) 防災・防犯について

<p>■福祉避難所、福祉避難室を充実させてほしい。 地域での近所の人々の見守りで、より安全・安心に生活できるように地域づくりを進めてほしい。</p>
<p>■避難所での聴覚障がい者とのコミュニケーション対策がとられていない（手話通訳等）。</p>
<p>■災害時、日常医療機器（吸引器、吸入器、呼吸器など）の停電時の充電の確保が必要である。 また、避難場所までの移動が難しい。</p>
<p>■災害発生時に聴覚障がい者の命や生活を守るため、災害の発生状況や避難所での情報提供において、手話通訳の派遣や文字表示等、適切な被災支援が受けられるよう、体制を整えてほしい。</p>
<p>■万が一の時、隣の身近な人が「支援していきます」と言ってくれるだろうか。</p>

(4) 教育について

<p>■インクルーシブ教育が進む中、地域の受入れシステムが不十分だと思う。担当者（特別支援学級の担任、特別支援教育コーディネーター等）に任せきりの部分があるように感じる。学校全体として、どのように支援していくのか、という視点に立って進めてほしい。</p>
<p>■学校教育に手話教育を取り入れてほしい。</p>
<p>■滋賀のろう学校は大切なので存続してほしい（聴覚障がいを持つ者のコミュニケーションの場の確保は大切）。 聴覚障がい児に対する早期教育について、具体的に何か行っているのか全く知らない。ろう学校を紹介するだけなのか。 米原市各小中学校による障がい児の受入れと、専任教員の整備を求める。</p>
<p>■学校での教育（国語・算数等）は本当に大事だと感じる。ただ、近隣の人々が支援するなど、一人でも生活できるような教育が必要ではないか。</p>

(5) 早期療育・子育て支援について（児童発達支援、放課後等デイサービス等）

<p>■発達支援センターの充実が必要だと思う。 福祉と教育の連携が不十分なように感じる。</p>
<p>■聴覚障がい児が“手話”で交流できる場を望む。（放課後等デイサービス）</p>
<p>■放課後等デイサービスなど本当はないほうが良いのかもしれないが、社会を見ると必要であると思う。</p>

(6) 雇用・就労について（一般就労、その他就労支援）

<p>■一般企業における障がい者雇用に対する理解が、まだまだ進んでいないように感じる。米原市においても積極的に障がい者雇用を進めていただきたい。</p>
<p>■まず、米原市の障がい者法定雇用率を達成することが最重要だと感じる。</p>
<p>■就業体験可能な事業所、企業の情報を発信してほしい。 就業可能な事業所、企業の情報を発信してほしい。</p>
<p>■就職や就労の場でのコミュニケーションを保障してほしい。</p>
<p>■身近に相談ができると思うので、役所も「ハローワーク」のような役割を少ししてほしい。</p>

(7) スポーツ・文化活動、余暇活動について

<p>■スポーツおよび文化面で健常者との交流が少なく、市としてその機会を増やしてほしい。</p>
<p>■本校は部活動がさかんに行われており、卒業後もそのスポーツあるいは文化活動を維持したいと考えている生徒が多い。 市が把握しているオープン参加のサークル等を、冊子などにまとめるなどして周知してほしい。</p>
<p>■聴覚障がい者が集い気楽に過ごせる施設があると良いと感じる。 米原市の行事に、障がい者が参加できる仕組みがほしい。例えば、手話通訳やボランティア、バリアフリー等である。</p>
<p>■問合せがあれば動くのではなく、障がい者が活動しやすいように情報の提供・案内等、市役所からの働き掛けをお願いしたい。</p>

(8) 生活支援について（障がい福祉サービス等）

① 住まいの場（グループホーム等）

<p>■湖北地域のグループホームは満室状態で、希望者が何人も待機していると聞いている。グループホームの新設やサテライトタイプの部屋の確保等、大幅な増室となるような施策を進めていただきたい。</p>
<p>■市営住宅を障がい者に「グループホーム」として提供してほしい。 生活支援の豊富なメニューを出してほしい</p>

② 日中活動の場（生活介護、就労継続支援、地域活動支援センター、日中一時支援等）

<p>■高等部卒業後の進路保障が大きな課題となっている。特に福祉的な事業所（生活介護・就労継続支援B型事業）については定員が一杯になってきているため、事業所の新設、あるいは定員増をお願いしたい。</p>
<p>■日中一時支援において、常勤の看護師のいる通所施設での土日利用が、いつでも出来るようにしてほしい。</p>

■「手話サロン」など、聴覚障がい者が気楽に集まれる場を続けていただきたい。

■社会福祉事業所によらない、市独自の「日中活動の場」も考えてほしい。

③ 訪問系サービス（居宅介護、行動援護、同行援護、移動支援等）

■通学に支援が必要なケースがある。通学の支援は難しいと聞いているが、何らかの手立てがあると良い。行動援護を利用したいニーズが高いが、人手不足のため受け入れられる事業所が少ない。

■高齢の聴覚障がい者が、安心して介護を受けられる仕組みを作ってほしい。

■ケアマネジャーからも、生活支援の豊富なメニューを希望したい。

④ 短期入所（ショートステイ）

■短期入所のニーズが高まってきているが、受入れが難しく、断られるケースがあると聞いている。緊急時の受入れはもちろんのこと、週末や長期休暇の際の利用についても受け入れることができるようにしていただきたい。

■現状では、びわこ学園野洲センター、守山小児保健医療センターを利用しているが、近くで安心して利用できるために取り組む必要があると考える。
重症心身障害者通所施設えがおを利用できるのが一番の親の願いである。

■ケアマネジャーからも、生活支援の豊富なメニューを希望したい。

⑤ その他のサービス（成年後見制度、意思疎通支援等）

■手話通訳者と要約筆記派遣無料で継続のためコミュニケーション支援事業の予算化をしてほしい。
通訳者の支援や専任通訳者の安定的な身分保障が必要である。
手話奉仕員養成講座や手話教室の予算化をしていただきたい。

■成年後見制度や意思疎通支援等が、本当に障がい者のためになるように制度から考え直すことが必要だと感じる。

(9) 相談支援について

■上手にコミュニケーションをとることができない保護者が増えてきている。困っていることを伝えられていないケースもあるため、丁寧な聞き取りをお願いしたい。

■計画相談がスムーズにできる体制を作ってほしい。

■「じっくり相談にのること」これが一番大切である。浅い知識だけで、あちらこちらと振り分けると、障がい者が最も困ることになる。

(10) 医療・保健について

■主治医が守山小児保健医療センターの医師というケースが多く、長距離の通院をされている。緊急時の対応等で困ることもあるため、湖北地域で同じような医療を受けられるよう医療機関の充実をお願いしたい。作業療法、言語療法の機関についても同様に望む。

■年々医療ケアを必要とする利用者が増えてきているが、現状、看護師が不足している。県内で重心の通所施設では「えがお」だけが常勤の看護師がいない。

■福祉的就労で得た賃金で医療費を支払う人がいる。障がい者年金は、生活に必要なだから支給されている。賃金を得たことでの医療費はどうかと感じる。

(11) 市に重点的に取り組んでもらいたいこと（重点施策）について

■福祉施設の充実を望む。

■全障がい者が集うコミュニティの場所がないため、場所作りに期待している。

■グループホームを建ててほしい。
また、医師や看護師の確保が必要である。

■精神的な本当のバリアフリーを望む。

(12) その他

■災害や福祉においてボランティアは不可欠だが、米原市のボランティア制度は、市、社協、NPO、文化協会等、主催がバラバラでまとまっていない。制度や手法で連携がとれなければ、いざ災害が起きた時、相当な混乱が発生すると考えられる。ボランティアの制度等をまとめると、市にとって大きな力となるため、市と社協で、ぜひ統一化を図ってほしい。

■ナイトケアを通所施設の中の多目的ホールを利用して出来ないか、検討してほしい。
通所施設の玄関前の花の整備を、市で委託してもらえないか、考えてほしい。

5 サービス事業所アンケート

アンケートにご協力いただいたのは、次の事業所です。

NPO法人ウェル・エナジー	NPO法人こほく自立支援センター
NPO法人CILだんない さぎなみ	アップルランチ合同会社
びわこ介護ユアナス株式会社 長浜営業所	株式会社ケアサポートみしま池 デイサービスみしま池
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター米原	合同会社坂本ケアサービス
特定非営利活動法人 ひだまり	社会福祉法人グロー 滋賀県立むれやま荘
社会福祉法人ひかり福祉会 ひので作業所	社会福祉法人ひかり福祉会 ヘルプもあ
社会福祉法人びわこ学園 医療福祉センター草津	社会福祉法人びわこ学園 医療福祉センター野洲
社会福祉法人びわこ学園 えがお	社会福祉法人 ぼてとファーム事業団
社会福祉法人楽山・杜の会 グリーンヒル	社会福祉法人希望園 障害者支援施設希望園
社会福祉法人湖北会 あそしあ	社会福祉法人湖北会 いぶきやま
社会福祉法人湖北会 やまぶき	社会福祉法人湖北会 ライフまいばら
社会福祉法人湖北会 ワークスさかた	社会福祉法人湖北会 湖北まこも
社会福祉法人湖北会 湖北相談処すだち	社会福祉法人大木会 一麦
社会福祉法人湖北会 湖北地域障害者生活センター あへと	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 湖北みみの里
社会福祉法人南陽園 障がい者支援施設むうみん	社会福祉法人養徳会 いちれつ学園
特定非営利活動法人 地域サポーターぷらすP	特定非営利活動法人あけぼの あけぼの共同作業所
特定非営利活動法人ウェルメント ウェルメント米原	特定非営利活動法人ウェルメント ウェルメント米原2
特定非営利活動法人 きーなほくほく	特定非営利活動法人つどい たくじつどい
特定非営利活動法人ハーモニー ファミリーサポートセンター ハーモニー	特定非営利活動法人ほっとステーション 就労支援センター あっぷでーと
特定非営利活動法人 ほほえみ	特定非営利活動法人 愛光園
特定非営利活動法人小堀みつば作業所	特定非営利活動法人 真 フォーラムまこと
特定非営利活動法人長浜みなみ会 長浜みなみ共同作業所	米原市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター ほたる
独立行政法人国立病院機構 石川病院	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター
米原市児童発達支援センター てらす	長浜市社会福祉協議会 ほのぼのヘルパーステーション

(1) 緊急に整備が必要な（不足している）サービス

1番目に必要なサービスとしては、「グループホーム」と「居宅介護（事業所）」が5件で最も多くなっています。医療ケア対応のサービスを含めると「居宅介護（事業所）」が6件、「移動支援」も5件となります（図表22）。

1～3番目の合計でみると、「グループホーム」が最も多く、次いで「移動支援」となっています。「グループホーム」は親亡き後、自立、地域移行という観点から、「移動支援」は家族の負担軽減、事業所が少ないことなどが理由としてあげられています。そのほか、夜間にも利用できるサービス、医療ケアの必要な人や重度障がいの人等への対応ができるサービスの必要性があげられています（図表23）。

図表22 必要なサービス

区分	1番目に必要なサービス	2番目に必要なサービス	3番目に必要なサービス
サービス名	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム（5件） ・居宅介護（事業所）（5件） ・移動支援（4件） ・医療ケア対応のヘルプ、移動支援 ・生活介護（4件） ・施設入所支援（2件） ・重度訪問介護事業 ・自立支援者のためのデイサービス ・レスパイト ・計画相談 ・セーフティーネット ・休日のあずかり ・相談支援 ・短期入所 ・特別加算費の継続 ・障がい者就労支援事業 ・放課後児童デイサービス ・精神障がい ・病気の子どもをあずかることのできる施設 ・医療行為の提供できるサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援（5件） ・グループホーム（3件） ・行動援護（3件） ・短期入所（2件） ・ほっとステーション ・重度訪問介護事業 ・居宅介護（事業所） ・生活介護 ・施設入所支援 ・計画相談 ・医療の必要な人に対するあずかり ・障がい者の地域医療 ・日中一時支援 ・重度の障がいを持つ方の受け入れ ・重度障がい者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム（5件） ・移動支援（3件） ・レスパイト（2件） ・就労移行支援 ・短期入所 ・障がい者就労支援事業 ・人材不足 ・医療度の高い重症心身障がい児の日中活動支援 ・障がいに理解のある介護保険サービス

図表23 1番目～3番目の合計と主な理由

サービス名	件数	主な理由
・グループホーム（身障・医療対応含む）	13	<ul style="list-style-type: none"> ・必要数が足りていない ・親亡き後の生活の場の問題 ・障がいの重い方の暮らしの場の確保 ・地域移行を図るため ・自立して生活したい人への最初のステップとしての役割 ・重症対応ができる
・移動支援	12	<ul style="list-style-type: none"> ・家族への負担が大きいため ・事業所が少ない ・医療ケアのできるものがない ・移動支援のみを行うことのできるサービスが少ない
・訪問系サービス	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの高齢化 ・施設、事業所が少ない ・地域での生活には必要なものだから ・24時間できるものがほしい
・短期入所	6	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者が増加している ・事業者が少ない ・介護者の高齢化 ・症状や重度により、受け入れることができない場合があるから
・生活介護	5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の定員が少ない。 ・幅広く障がい者の社会参加などを促進するため ・重度の高次脳機能障害、その他重度障がいを持つ人の行き場がない
・施設入所支援	3	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援への対応のため ・希望のニーズに答えられていない
・行動援護	3	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護は、軽度利用者なら介護分野でも対応されることがあるが、重度対応は少ない ・行動援護サービスを提供している事業所が少ない
・レスパイト	3	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に医療的ケアが必要な障がい者がレスパイト利用できる事業所が湖北地域に少ない ・介護者（親家族）の休息
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談・障がい者就労支援事業・重度訪問介護事業（各2件） ・ほっとステーション・自立支援者のためのデイサービス・就労移行支援・セーフティネット ・休日の預かり・相談支援・医療ケア対応のヘルプ、移動支援・医療の必要な人に対する預かり ・特別加算費の継続・医療行為の提供できるサービス・人材不足・放課後児童デイサービス ・医療度の高い重症心身障がい児の日中活動支援・障がい者の地域医療 ・障がい理解のある介護保険サービス・日中一時支援・精神障がい（各1件） 		

(2) サービスの提供、運営で困っていること

運営面の課題としては、報酬単価が低い（引下げ）、加算の廃止等に加え、利用者の高齢化、障がいの多様化、重度化が進むことによりサービス提供側の負担が増えること、利用が増えて受入れが難しくなっていることなどがあげられています。

人材確保の面では、慢性的な人手不足のほか、スタッフの専門性を確保できないといった内容があげられています。利用者の障がい程度、ニーズに対応できる職員体制を確保することが困難な状況にあるようです。

また、サービス提供施設の老朽化、設備不足について記載されています。

図表24 運営等で困っている主な内容

<p>■運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の報酬単価が低い。 ・サービス時間内に終了できないことが多い。 ・対象者（児）の障がいの内容の幅が広く対応が難しい。 ・食事提供加算は利用者の健康のためにも続けてほしい。 ・こちらのサービス以上のものを求められることが増えている。 ・医療的なケアと健康を損なった時の損失 ・A型加算の廃止 ・国発表の地域最低賃金の値上げ ・就労困難者の継続的支援 ・利用者の高齢化により、車いす対応、身体介助の増加、認知的な行動・言動への対応が増えたこと。 ・若い年齢層と高齢の年齢層との生活空間が同一のため、不都合が生じている。 ・短期入所希望の増加 ・グループホームでの女性のショートを受け入れられるようになったとのことだが、事業所からの返答がなかなかもらえない。 ・利用者が増えている。定員オーバーになってしまう。 ・報酬単価が減額され、収入減となったことから思うような人員配置が図れない。 ・重度最重度の利用者、行動に課題がある利用者について支援の効果が表れないことがある。 ・定められた必要な人員配置基準では実際に必要な支援体制をとれない。 ・「就労会計」の赤字 ・土日にも平日と変わらない支援を要する利用者が多い。 ・計画相談が必要な方（新規）への導入や説明には行政も関わってほしい。
<p>■人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護の人材不足が続いており、利用者様の希望に応じた提供時間にサービスができない。 ・募集をしても全く問合せもない。 ・医師、看護師、生活支援員の確保が困難 ・職員の定着も厳しい面がある。 ・責任も重く、専門性も必要となり、優秀な人材の確保と定着が難しい。 ・職員を雇用したいが、賃金面などで希望する人材の確保が望めない。 ・後継者不足 ・職員の技術向上のための研修に、業務中はなかなか出席が難しい。

■施設・設備

- ・建物の経年劣化に伴う、修繕補修費の増加
- ・施設の老朽化
- ・施設機能と現状がマッチしない。
- ・有償移送サービス車両の不足、老朽化

■その他

- ・回復期リハビリ病棟から施設入所を希望される際、支給決定までに時間を要し退院時に間に合わない場合がある。
- ・障がい児入所施設利用後（高等部卒業後）の移行（退所）先を見つけることが困難
- ・本人が育った地域から離れて入所しなければならない。
- ・障がいをもつ人の配慮、理解を両立させること。
- ・障がい者に知ってもらう機会を持ちたい。
- ・就労をするという社会の厳しい現実を理解してもらうこと。
- ・就労を継続するための生活面での支援との連携についての検討
- ・就労支援B型からA型の流れがないこと。

(3) サービス提供を断ったこと

サービスの提供を断ったことがあるかという設問に対しては、断ったことが「ある」が33事業所、「ない」が11事業所、未回答が4事業所という結果でした。利用者の定員オーバー、職員の不足、利用目的・規定と合致しないなどが、サービス提供を断った理由としてあげられています。

図表25 サービス提供を断った理由

<p>■就労支援関係</p> <ul style="list-style-type: none">・定員オーバー・利用者の目的と合致しない。・送迎できない。・就労意欲に欠けていた。	<p>■通所系サービス</p> <ul style="list-style-type: none">・定員オーバー・職員不足・スペースが無い。・利用目的がはっきりしない。・設備がなく、対応の取れない症状だったため。
<p>■入所・ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none">・定員オーバー・職員体制の問題・入所規定に合わない。・個室化を進めているため。・医療的ケアが出来ないため。	<p>■訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none">・ヘルパー不足・利用者の希望通りのサービスが提供できなかったため。

(4) 65歳以上の障がい者の利用継続のために、今後取り組んでいこうとしていること

65歳以上の障がい者の利用継続のために、今後取り組んでいこうとしていることがあるか、という設問に対しては、「ある」が16事業所、「ない」が25事業所、未回答が7事業所でした。

図表26 65歳以上の障がい者の利用継続のために、今後取り組んでいこうとしていること

<p>■利用延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用が適切であると考えられる場合は、利用を促進する。 就労継続支援B型を利用希望、または継続される方は受け入れる。 	<p>■施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊浴槽室を設置しました。低床ベッドの購入など 施設改築、バリアフリー化
<p>■高齢者への知識、技術の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の学習 高齢者介護技術の取得、向上 	<p>■高齢者へのサービスを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康管理や通院付き添い 介護保険サービスへの移行

(5) 相談支援体制をさらに充実するため

相談支援体制を更に充実するための提案を尋ねました。基幹相談支援センターの必要性を感じるという意見が多くありました。また、相談支援の人材について、量と質の向上を求める意見も多くありました。

図表27 相談支援体制をさらに充実するために

<p>■基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターは必要だと思う。 基幹相談支援センターは必要だと思うが、役割をはっきりさせることが重要 課題の解決に向けて、相談支援事業所、行政、障がい福祉サービス事業所をつなぎまとめる役割をしてほしい。
<p>■人材や組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援者のスキルアップ 利用者主体の相談支援を意識できるように、育成プログラムを検討する。 幅広い知識をつけるため、施設への研修をすること。 相談支援員の不足解消
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者初任者研修の定員をもっと増やしてほしい。 アウトリーチ等の商店を相談支援体制にする。 相談支援業務への適正な報酬

(6) 市に重点的に取り組んでもらいたいこと

市に重点的に取り組んでもらいたいことについて尋ねた設問では、人材確保についての取り組みや、不足しているサービスの確保・整備促進を求める声が多く、また、啓発・情報発信を求める回答も見られました。

図表28 市に重点的に取り組んでもらいたいこと

<p>■人材について</p> <ul style="list-style-type: none">・人材確保が難しい、協力してほしい。・求人活動を実施しているにもかかわらず、集まらないのが現状です。計画の中で利用増員することになっても、人が集まらなければできない状況になっています。行政としての対策をお願いしたい。・研修や質の向上をしてほしい。
<p>■取り組んでほしいサービス、組織作り</p> <ul style="list-style-type: none">・グループホームの設置・定員の空きがほとんどない生活介護事業については検討してほしい。・身体障がいがある方（知的障がいなし）が、就職した際の交通手段（サービス等）がありません・重度障がい（医療的ケアが必要）を持つ人が利用できるサービスが少ない。担っていく事業所・人を確保していく必要がある。研修や現場実習（体験）の場を確保していくことなど、行政として計画・企画、支援をお願いしたい。・平成30年には、医療・福祉の同時報酬改定がある。それぞれの報酬改定に当たっては、重症心身障がい児者の現状、特殊性を十分に認識していただき、現在の医療、看護、支援の体制が決して後退することのない報酬改定がなされるよう要望をお願いしたい。・5年、10年と同じサービスを使っている方のアセスメント・事業所からの相談に乗っていただけるシステムの構築をしていただきたい。・高齢障がい者への対応（入所、通所）について、介護分野と医療分野との連携がとれた体制作り
<p>■啓発・情報発信、権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none">・近隣住民および地域の方に、障がい者理解を促す発信や学習の場、また、交流の場が必要である。・人権啓発、インクルーシブ教育、社会モデルの発信・障がい福祉サービスを知ってもらう機会がほしい。・差別・虐待の対応解決の仕組みづくり・「手話言語条例」の制定と、それにとまなう豊かな予算措置をお願いしたい。
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none">・圏域の自立支援協議会、また、協議会内の各部会やプロジェクトで協議等がなされている内容は、重大な課題である。市と協議会がしっかりと連携、協議し、解決に向かっていければと考えている。・施設大改修への資金援助・障がい福祉サービス事業所の製品やサービスを、米原市や準公共機関で優先的に購入、または利用していただきたい。・事業所で取り入れられる活動や内容、外部関係団体と一緒に活動できる内容や機会があれば教えてもらいたいと思う。・障がい者の緊急医療体制・発達障がいの子ども、人の早期発見と早期対応の体制整備

(7) その他

その他として、いくつかの提案、課題等が記載されていました。

図表29 その他の提案・要望等

<ul style="list-style-type: none"> ・差別禁止条例や成年後見制度に基づく「被後見人」や「被保佐人」も職員採用試験を受けられるようにする、欠格条項をなくす条例の制定
<ul style="list-style-type: none"> ・米原市全体のバリアフリーについて検討
<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮に対する助成制度を創設
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者の方が安心して地域生活を送るためには、居宅介護、ヘルパーの担い手増は必要と感じる。それだけではないだろうが、居宅介護、ヘルパーが確保できることにより、当事者は日常生活を安定的に送ることができるのではないだろうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業への就職、企業の理解や障がい当事者の状態や状況に応じた仕事があるとよい。また、就労B等から一般就労への移行ができる流れや環境も必要と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設から地域生活への移行についても、考える必要はあると感じる。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の指定はされているが、災害が発生した場合、行政として事業者として、どう動くのか、どう対応するのか、災害を想定しての具体的な話し合いの場がなく、近年の災害の多さから、早急に動きや対応を話し合う必要があると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の連携の必要性。また、福祉避難所の指定を受けてはいるが、本当にその機能を果たせるのか、対応できるのかは心配で、不安視するところである。
<ul style="list-style-type: none"> ・今は目先の計画相談を進めることに必死。しかし、大切なことは、計画を作ることではなくて、生活の中にあるよろず相談（一般相談）が大切。事業所や相談支援員が連携し、レベルアップにつながる形が圏域に必要。そういった形が将来、基幹相談につながっていけばいいのに。
<ul style="list-style-type: none"> ・湖北地域で、聴覚障がい者の生活や労働の拠点がどれほど求められていたかも知ることができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・米原市の名産品にすべく、「よもぎパスタ」の開発をしたいと考えている。民間の福祉財団に、業務用冷凍庫や製麺機の助成を申請する予定である。よもぎは、現在は施設内のプリンターで育成する予定だが、商品化に成功し、規模を広げてよもぎ栽培をすることになれば、休閑田を借りたいと考えている。その紹介をしていただけるとありがたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・この何年かにサービス事業者が驚くほど増えました。日本中が一億総活躍、女性の社会参加の促進などで、放課後の支援は必要を増しているのは現実です。今、児童デイサービスがどんどん増えて利用者が伸びていますが、児童と呼ばれなくなった18歳以降もやはりそれに代わる支援は求められると思います。急激に伸びたサービス。どんどん供給され利用が増えていく現状。増えたサービス事業者は維持されていくのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・旧近江診療所の建物を借りられないかお願いし、2年近く経ったが話が進まない。あそしがあ入所者の生活を見直すため職住分離として使用する予定であるが、そのようになると、あそしあの作業棟をあ〜と放課後等デイサービスとして使用する案がある。現在、あ〜と放課後等デイサービスの定員10名を超過している。来年度の単価改正の動向を見ていくことも前提であるが、利用児童の環境改善や定員15名への増員も視野に入れている借用できるのか否か、次の展開を考えるために、いずれかの回答をお願いしたい。

6 用語解説

この用語解説は、本計画および第5期米原市障がい福祉計画・第1期米原市障がい児福祉計画に関連する、法律用語、専門用語、外来語などの一般的に分かりづらいものに解説を付けて、五十音順に整理したものです。

◆あ行

アスペルガー一症候群 自閉症のうち、知的障がいを伴わず、言語的コミュニケーションが比較的良好なタイプ ⇒ 自閉症

育成医療 身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、障がいのある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法（障害者総合支援法）による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

意思疎通支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。平成24年度までのコミュニケーション支援事業が本事業に変更された。

一般就労 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。障害福祉サービスの外出支援サービスとして、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人に対する同行援護、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神に障がいのある人に対する行動援護があり、移動支援事業はこの二つのサービスに該当しない障がいのある人が対象となる。

うつ病 気分と意欲が低下する精神障がい。最近までは躁うつ病といわれ、現在では気分障がいや感情障がいといわれる。躁状態あるいはうつ状態があらわれるが、うつ状態だけのものをうつ病、躁・うつ両

方あわれるものを双極性障がい（狭義の躁うつ病）という。とくに、うつ病はストレスにあふれた現代社会のなかで増加してきている。

インクルーシブ教育 障害者権利条約第24条において、教育についての障がい者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障がい者を包容する教育制度および生涯学習を確保するとしており、この包容する（障がい者を排除しない）教育制度を指している。その捉え方は一定ではなく、全て同じ教室で教育を受けることがインクルーシブ教育ではないという意見もあるが、教育施設のバリアフリー化や教材の工夫など、障がい者を排除しないための合理的配慮が求められる。平成23年の障害者基本法の改正においては、教育に関する条項に「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」という文言が加えられている。

インクルージョン〔inclusion〕（ソーシャルインクルージョン） 「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。また、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会報告書」でその推進を提言している。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい 身体障がいの一種。身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失または著しい障

がいで永続するものを同法の対象となる身体障がいとしている。

◆か行

介護給付 障害者総合支援法に定める自立支援給付の介護給付には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護および施設入所支援がある。なお、介護保険の要介護認定者が受ける保険給付も、介護給付という。

学習障がい〔LD〕 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

共生型サービス 障がい児者と要支援・要介護認定者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両方に「共生型サービス」が位置付けられた。対象サービスとしては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等が想定されている。介護保険優先原則の下では、障がいのある人が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所が利用できなくなるケースがあり、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、共生型サービスが創設された。

共同生活援助 ⇒ グループホーム

居宅介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいう。

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービス的一种であるグループホームは、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、主に一般就

労あるいは日中活動系サービスを利用する。

訓練等給付 障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置付けられている地域生活への移行や一般就労への移行等を目指すサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助およびグループホーム（共同生活援助）で構成されている。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

更生医療 身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体に障がいのある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法（障害者総合支援法）による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

行動援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービス的一种で、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

合理的配慮 障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関や、デパートや旅客施設などの公共的施設のバリアフリーをめざし、高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする法律。一般的には「バリアフリー法」という。

コミュニケーション支援事業 ⇒ 意思疎通支援事業
雇用率 ⇒ 障害者雇用率

◆さ行

サービス等利用計画 介護給付等を受ける障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類および内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。障がいのある児童に対する計画を「障害児支援利用計画」といい、介護保険では「ケアプラン（介護サービス計画）」という。

サマーホリデーサービス 小・中学校の特別支援学級または特別支援学校に通う児童が夏期休暇期間中に通所して創作的活動、機能訓練等を受けることにより、有効な余暇時間の活用と規則正しい生活習慣の維持を図ることを目的とする事業

視覚障がい 眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。最も軽度な6級の視力障がいは、障がい永続するもので、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものをいう。

施設入所支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスである。施設入所支援は、障がい者支援施設で行われ、平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。制度上、利用の期限の定めはない。

肢体不自由 上肢・下肢および体幹の機能の障がいを指す。身体障害者福祉法では、①1上肢、1下肢または体幹の機能の著しい障がい永続するもの、②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、③1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤1上肢のおや指の機能の著しい障がいまたはひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の

著しい障がい永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいを身体障がいとしている。なお、知能の障がい原因で運動機能に障がいがある場合はこれに含まれない。

児童相談所 児童福祉法に基づき都道府県・指定都市・中核市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、心理判定員、社会福祉士、医師等が配置され、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応ずること、②児童およびその家庭につき、必要な調査ならびに医学的、心理学的、教育学的、社会学および精神保健上の判定を行うこと、③児童およびその保護者につき、調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと、を業務とし、必要に応じ、巡回してこれらの業務を行う。

児童発達支援 就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができる事業をいう。平成24年度以前の児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業が、児童発達支援となった。児童発達支援は、児童福祉施設として定義された福祉型児童発達支援センターと、障がいのある児童が身近な場所でサービスを受けられる児童発達支援事業がある。

自発的活動支援事業 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障がいのある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

自閉症 社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がいや困難を生じたり、こだわりが強くなる精神障がい的一种。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもので、3歳くらいまでに表れる。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県および中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。社会福祉を目的とする事業の企画および実施ならびにボランティア活動等への住民参加のための援助ならびに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整および助成等を業務としている。

社会モデル 障がいは疾病、外傷等により生じた個人の問題であり、個人が努力して克服・対処すべき問題であると捉える「個人モデル」「医学モデル」に対し、障がいの社会モデルは、障がい者が受ける制限は社会がつくり出しているという考え方である。この考え方は障害者権利条約に反映されている。

重度障害者等包括支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みである。報酬は、サービスの種類等に関わらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できる。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはならないため、現在のところ、このサービスに対応できる事業所は少ない。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要

な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間）とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

就労定着支援 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者を対象に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を解決するため、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、平成30年度から実施される。

手話通訳者 重度の聴覚に障がいのある人・重度の言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

障害支援区分 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分とっていた。

障害者基本計画 障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計

画」(平成5年度～平成14年度)が(第1次)障害者基本計画とみなされた。その後、第2次計画(平成15年度～平成24年度)、第3次計画(平成25年度～平成29年度)が公表された。障害者政策委員会において平成30年度からの第4次計画が審議されている。

障害者基本法 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。平成23年には、障害者権利条約(仮称)の内容を踏まえ、目的規定・障がい者の定義の見直し、地域社会における共生等の保障、差別の禁止条項の新設などの改正が行われた。具体的な施策としては「障害者基本計画」等の策定のほか、医療・介護、年金、教育、療育、雇用、バリアフリー化、防災・防犯、司法手続きにおける配慮など、あらゆる分野について、国および地方公共団体等の義務を定めている。

障害者権利条約 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障がい者雇用率 ⇒ 法定雇用率

障害者差別解消法 平成28年4月1日から施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等および民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者試行雇用事業 障がいのある人の雇用経験がないこと等から雇用をためらっている事業所に、障がいのある人を試行雇用(トライアル雇用、原則3か月)の形で受け入れてもらい、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。事業主に対しては、トライアル雇用終了後、奨励金が支給される。

障害者支援施設 障がいのある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者就業・生活支援センター 就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。滋賀県では、同様の機能を有する機関として福祉圏域ごとに「働き・暮らし応援センター」を整備している。センターには、就業に向けた支援を行う「雇用支援ワーカー」、日常生活支援を行う「生活支援ワーカー」に加え、就職先を開拓する「職場開拓員」、就労後のフォローや実習支援などを行う「就労サポーター」、障がい者として相談支援を行う「就労ピアカウンセラー」が一体的に配置される。

障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法(法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という)に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県および市町村に障害福祉計画の策定を義務付けている。

障害者の雇用の促進等に関する法律 障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がいのある人とならない人との均等な機会および待遇の確保並びに障がいのある人がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国および地方公共団体の責務、障がいのある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用の促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がいのある人の雇用義務(法定雇用率)、

障害者雇用調整金の支給等および障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障がいのある人 障害者基本法では、障がい者の定義を、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしている。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 障害者福祉施策を推進する上で、一市町村のみでは対応できない広域的な事業等を推進する単位。本市は、長浜市の2市で構成する湖北圏域に属している。

小児慢性特定疾病 国の小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として11症候群（514疾患）が指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られていたが、平成27年1月からは、児童福祉法の「小児慢性特定疾病」とされた。平成29年4月現在、722疾病が指定されている。

ショートステイ ⇒ 短期入所

ジョブコーチ制度 障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、障がいのある人が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度

自立訓練 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

自立訓練（機能訓練） 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人や、養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立訓練（生活訓練） 病院や施設を退院・退所した人や、養護学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人・身体に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立支援 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

自立支援医療 障がいのある児童のための「育成医療」、身体障がいのある人のための「更生医療」および精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置付けられている。支給認定は、更生医療が市町村、育成医療および精神通院医療が都道府県である。

自立支援給付 障害者総合支援法に定める自立支援給

付は、個々の障がいのある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療および補装具に大別される。自立支援給付の費用は、国が100分の50、都道府県および市町村が100分の25ずつ負担することを義務付けている。

自立支援協議会 相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。本市においては、長浜市と共同で「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置している。

自立生活援助 施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などが、円滑に地域生活を送れるよう、巡回訪問や随時の対応により障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、平成30年度から実施される。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。手帳交付の手続は、医師（都道府県知事または指定都市・中核市の市長の指定する医師）の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事または指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

身体障がいのある人 身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機

能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい、がある18歳以上の人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障がい者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活習慣病 成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

精神通院医療 精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神に障がいのある人が通院して治療を受ける公費負担医療をいう。精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていたが、平成18年度から障害者総合支援法の自立支援医療に位置付けられた。

精神障がいのある人 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人も、精神障がいのある人に含まれる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 昭和25年に「精神衛生法」として公布され、昭和62年に「精神保健法」と改称され、平成7年の改正により現在の法律名になった。精神に障がいのある人等の医療および保護を行い、障害者自立支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生子防その他国民の精神的健康の保持および増進に努め、精神に障がいのある人等の福祉の増進および国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療および保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者総合支援法の規定によることとなった。

成年後見制度 知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度法人後見支援事業 成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。この事業の対象となる「法人」は、社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等である。障がいのある人を対象とする成年後見制度法人後見支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選ぶ。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などに限られている。成年後見制度利用支援事業は、

身寄りがなく申立てができない人に、市長が代わりに申立てを行い、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部または一部を助成するものである。障がいのある人を対象とする成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

相談支援事業 障害者総合支援法においては、相談支援事業は、基本相談支援、地域相談支援および計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援および地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援および継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは基本相談支援および地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは基本相談支援および計画相談支援のいずれも行う事業をいうと定めている。

基本相談支援 障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供やサービス事業者との連絡調整を行うこと。

地域移行支援 障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行うこと。

地域定着支援 ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行うこと。

サービス利用支援 障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成すること。

継続サービス利用支援 支給決定を受けた障害のある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行うこと。

◆た行

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域移行 ⇒ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域活動支援センター 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の实情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置付けられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員等養成研修事業、移動支援事業および地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。自立支援給付の費用負担は、国が100分の50、都道府県および市町村が100分の25と義務化されているのに対し、地域生活支援事業の補助については、国が100分の50、都道府県が100分の25と定められているものの、「補助することができる」とされている。

地域福祉権利擁護事業 知的障がいのある人、精神に障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

知的障がい 知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

注意欠陥多動性障がい〔ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

聴覚または平衡機能の障がい 身体障がいの一種。身

体障害者福祉法では、障がい永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、②1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、④平衡機能の著しい障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

特別支援教育 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し必要な支援を行うこと。平成17年12月、中央教育審議会の答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえて、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、平成19年4月から全ての学校において、障がいのある児童生徒の支援を充実していくこととなった。

特別支援学校 障がいのある児童・生徒が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を受け、必要な知識・技能を得ることを目的とする学校。平成19年4月から盲学校・聾学校・養護学校の区分をなくし特別支援学校として一本化された。

特別児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいのある児童を監護あるいは養育する父母または養育者に支給される。支給対象となるのは20歳未満の障がいのある児童。平成29年度の支給額は、障がいのある児童1人につき、1級月額5万1,450円、2級月額3万4,270円となっている。所得制限がある。

特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に著しい重度障がいがある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。支給額は月額2万6,810円（平成29年度）。所得制限がある。

トライアル雇用 ⇒ 障害者試行雇用事業

◆な行

内部障がい 身体障害者福祉法で規定する身体障がい
の一種。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは
直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫
または肝臓の機能障がい、永続し、日常生活が著
しい制限を受ける程度であると認められる障がいを
同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、
内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、
手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がい
に比較し、周囲の認識の低さから、病気にも関わら
ず職場を休めなかったり、障がいの等級が過小評価
されたりするなどの問題がある。

難病 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法
が確立していない希少な疾病であって、当該疾病に
かかることにより長期にわたり療養を必要とするこ
ととなるものをいう。障害者総合支援法では、法の
対象となる「障害者」として358疾病を指定しており、
難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療
法）では、医療費の公費負担の対象となる難病とし
て330疾病を指定している。

日常生活用具 障害者総合支援法に定める地域生活支
援事業として定められている日常生活用具は、次の
6種類に大別された。

介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他
の障がいのある人の身体介護を支援する用具なら
びに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のう
ち、障がいのある人および介助者が容易に使用す
ることができるものであって、実用性のあるもの

自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋
内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、
移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい
のある人が容易に使用することができるものであ
って、実用性のあるもの

在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体
温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援
する用具のうち、障がいのある人が容易に使用す
ることができるものであって、実用性のあるもの

情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他
の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎
通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容

易に使用することができるものであって、実用性
のあるもの

排泄管理支援用具 ストマ装具その他の障がいのある
人の排泄管理を支援する用具および衛生用品の
うち、障がいのある人が容易に使用することがで
きるものであって、実用性のあるもの

居宅生活動作補助用具 障がいのある人の居宅生活
動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模
な住宅改修を伴うもの

日中一時支援事業 障害者総合支援法に定める地域生
活支援事業の一種で、障がいのある人が日中活動す
る場を設け、障がいのある人の家族の就労支援およ
び障がいのある人を日常的に介護している家族の一
時的な休息を目的とする事業。本市では、この事業
において障がいのある児童の放課後や休暇中の活動
場所の提供を行っている。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサー
ビスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援
法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選
択することになる。日中活動の場とは、生活介護、
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着
支援、療養介護および短期入所で提供されるサー
ビスをいい、これらのサービスは地域生活をしている
障がいのある人も利用できる。

◆は行

働き・暮らし応援センター ⇒ 障害者就業・生活支
援センター

発達障害者支援センター 発達障害者支援法により、
都道府県が行うことができるとされている発達障が
いのある人やその家族、それに関わる人たちの相談
機関。電話相談、面接相談、施設訪問などを行い、
発達障がいのある人と関係機関のネットワークづく
り、研修会の開催などを行う。

発達障害者支援法 発達障がいを早期に発見し、発達
支援を行うことに関する国および地方公共団体の責
務を明らかにするとともに、学校教育における発達
障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就
労の支援等について定め、発達障がいのある人の自
立および社会参加に資するよう生活全般にわたる支

援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がいならびに行動および情緒の障がいをいう。

バリアフリー〔barrier free〕 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー法 ⇒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ふくしあ ⇒ 米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」

福祉教育 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の役割は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉施設の入所者の地域生活への移行 長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設等の入所者が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

ペアレントトレーニング 発達障がいや知的障がいのある子どもを持つ親や家族を支援するために開発されたプログラム。親等が、子どもの行動を理解し、障がいの特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶた

めの支援をいい、子どもの行動をよりよいものに変えていくことにより子育ての悩みや不安を軽減・解消できる。

ペアレントメンター 発達障がいの子どもの持つ親であって、養成講座等の相談支援に関する一定のトレーニングを受けたもの。その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行う。

保育所等訪問支援 障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、2週間に1回程度保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスをいう。利用を希望する保護者が、事業所に直接申し込むこともできる。

放課後児童クラブ 小学生を対象に、学校の余裕教室などを利用して、授業終了後に保護者に代わって、児童の生活指導等を行う事業。留守家庭児童会、児童保育等ともいう。

放課後等デイサービス 放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービス。障害者総合支援法の児童デイサービスとして実施されてきたが、平成24年度からは児童福祉法に基づいて実施されることとなった。

法定雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、平成30年度から、一般の民間企業にあつては2.2%、特殊法人・国・地方公共団体にあつては2.5%、一定の教育委員会にあつては2.4%とされ、これを超えて身体障がいのある人、知的障がいのある人および精神障がいのある人を雇用する義務を負う。この場合、重度障がいのある人1人は障がいのある人2人として算入される。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金または報奨金が支給される。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅

介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援をいう。

訪問入浴サービス 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度の障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

ボランティア〔volunteer〕 本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人またはグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障がいのある人・児童・老人等の介護や話し相手、おむつたたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

◆ま行

米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」 全世代を対象とした地域包括ケアを目指すため、本市が平成27年10月に開設した医療・福祉の機能を併せ持つ施設。在宅療養支援診療所の近江診療所と病児・病後児保育室（おおぞら）、児童発達支援センター（てらす）、保育所等訪問支援（さくらんぼ）、児童計画相談、地域包括支援センターの機能を備えた複合施設である。

民生委員児童委員 民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

◆や行

ユニバーサルデザイン 「全ての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり

などを行っていこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方を更に進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけ全ての人利用できるようにしていくことである。

要約筆記者 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するものである。

◆ら行

療育 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、特に肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。制度発足当初は、A（重度）およびB（その他）の2段階の区分だったが、A[○]（最重度）、A（重度）、B[○]（中度）およびB（軽度）の4種類となり、平成19年度からA1、A2、B1、B2となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

療養介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を受ける事業である。このサービスの利用者は、病院入院者である。

第3期 米原市障がい者計画

平成30年(2018年)3月 発行

発行者 ◆ 米原市

編 集 ◆ 健康福祉部社会福祉課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

☎ 0749-55-8102 FAX 0749-55-8130



本書は再生紙を使用しています。